

平成20年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

平成20年6月11日開会
平成20年6月20日閉会

宿毛市議会事務局

平成20年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成20年6月11日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第17号まで	7
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前10時27分)	
陳情文書表	10
----- . . . -----	
第 2 日 (平成20年6月12日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成20年6月13日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成20年6月14日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成20年6月15日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成20年6月16日 月曜日)	
議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	11
事務局職員出席者	11
出席要求による出席者	11
開 議 (午前10時00分)	

○日程第1 一般質問	1 3
1 西郷典生議員	1 3
市 長	1 4
西郷典生議員	1 5
2 松浦英夫議員	1 5
市 長	2 1
教 育 長	2 4
松浦英夫議員	2 6
市 長	2 8
教 育 長	3 0
松浦英夫議員	3 1
市 長	3 1
松浦英夫議員	3 2
3 野々下昌文議員	3 2
市 長	3 4
教 育 長	3 5
野々下昌文議員	3 7
教 育 長	3 8
野々下昌文議員	3 9
4 岡崎利久議員	3 9
市 長	4 1
教 育 長	4 4
岡崎利久議員	4 4
市 長	4 5
教 育 長	4 5
岡崎利久議員	4 6
5 中川 貢議員	4 6
市 長	4 8
中川 貢議員	4 9
市 長	5 1
中川 貢議員	5 2
延 会 (午後 2時52分)	

----- ● ● -----

第 7日 (平成20年6月17日 火曜日)

議事日程	5 3
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 3

欠席議員	5 3
事務局職員出席者	5 3
出席要求による出席者	5 3
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	5 5
1 浅木 敏議員	5 5
市 長	5 9
教 育 長	6 4
浅木 敏議員	6 5
市 長	6 8
教 育 長	7 0
浅木 敏議員	7 1
2 濱田陸紀議員	7 1
市 長	7 2
濱田陸紀議員	7 2
市 長	7 3
濱田陸紀議員	7 3
散 会 (午前 1 1 時 3 7 分)	

----- . . . -----

第 8 日 (平成 2 0 年 6 月 1 8 日 水曜日)

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
事務局職員出席者	7 5
出席要求による出席者	7 5
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 1 7 号まで	7 7
質疑	7 7
1 松浦英夫議員	7 7
教育次長兼学校教育課長	7 8
企画課長	7 8
総務課長	7 9
松浦英夫議員	7 9
企画課長	7 9
松浦英夫議員	8 0
2 中平富宏議員	8 0

総務課長	8 1
企画課長	8 2
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 3
中平富宏議員	8 3
企画課長	8 3
中平富宏議員	8 4
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 1 1 号まで）	8 4
委員会付託（議案第 1 2 号から議案第 1 7 号まで）	8 4
散 会（午前 1 0 時 4 1 分）	
陳情文書表	8 5
議案付託表	8 6
----- . . . -----	
第 9 日（平成 2 0 年 6 月 1 9 日 木曜日）	休会
----- . . . -----	
第 1 0 日（平成 2 0 年 6 月 2 0 日 金曜日）	
議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 7
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
事務局職員出席者	8 7
出席要求による出席者	8 8
開 議（午前 1 0 時 0 0 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 1 7 号まで	8 9
（議案第 1 号から議案第 4 号まで）	
討論・表決	8 9
（議案第 5 号）	
討論・表決	8 9
（議案第 6 号）	
討論・表決	8 9
（議案第 7 号から議案第 1 1 号まで）	
討論・表決	8 9
（議案第 1 2 号から議案第 1 7 号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	8 9
産業厚生常任委員長	9 0
質疑・討論・表決	9 1
○日程第 2 陳情第 8 号外 2 件	

(陳情第9号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	9 1
質疑	9 1
討論	9 1
浅木 敏君 (反対)	9 1
表決	9 2
(陳情第8号及び陳情第10号)	
継続審査	9 2
○日程第3 委員会調査について	9 3
継続調査	9 3
○日程第4 意見書案第1号	9 3
質疑	9 3
委員会付託省略	9 3
討論・表決	9 3
(閉会あいさつ)	
市 長	9 3
閉 会 (午前10時58分)	
委員会審査報告書	9 6
陳情審査報告書	9 8
閉会中の継続審査申出書	9 9
閉会中の継続調査申出書	1 0 0
意見書案第1号	1 0 3

— — — — — • • — — — — — • • — — — — —

付 録

一般質問通告表	付—1
議決結果一覧表	付—2
議 案	付—2
陳 情	付—3

平成20年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成20年6月11日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第17号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 専決処分した事件の承認について

議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 7号 平成20年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 8号 平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成20年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第11号 平成20年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 宿毛市ふるさと寄附金条例の制定について

議案第13号 宿毛市ふるさと寄附金基金条例の制定について

議案第14号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第17号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君

2番 岡崎利久君

3番 野々下昌文君

4番 松浦英夫君

5番	浅木	敏君	6番	中平	富宏君
7番	有田	都子君	8番	浦尻	和伸君
9番	寺田	公一君	10番	宮本	有二君
11番	濱田	陸紀君	12番	西郷	典生君
13番	山本	幸雄君	14番	中川	貢君
15番	西村	六男君	16番	岡崎	求君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	夕部	政明君
次長	児島	厚臣君
議事係長	岩村	研治君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西	清二君
副市長	岡本	公文君
企画課長	岡崎	匡介君
総務課長	出口	君男君
市民課長	弘瀬	徳宏君
税務課長	美濃部	勇君
会計管理者兼 会計課長	小島	秀夫君
保健介護課長	三本	義男君
環境課長	岩本	克記君
人権推進課長	小栗	幹夫君
産業振興課長	頼田	達彦君
商工観光課長	立田	明君
建設課長	安澤	伸一君
福祉事務所長	沢田	清隆君
水道課長	豊島	裕一君
教育委員長	奥谷	力郎君
教育長	岡松	泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島	正樹君

生涯学習課長	
兼 宿毛文教	有 田 修 大 君
センター所長	
学 校 給 食	岡 村 好 知 君
センター所長	
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員	
会 事 務 局 長	土 居 利 充 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（宮本有二君） これより、平成20年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において野々下昌文君及び松浦英夫君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西郷典生君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月9日、議会運営委員会を開き、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から6月20日までの10日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（宮本有二君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月20日までの10日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月20日までの10日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、5月7日付をもって、岡崎利久君、浅木 敏君、有田都子君、浦尻和伸君、宮本有二君、西郷典生君、中川 貢君、西村六男君、以上8名を総務

文教常任委員に。

今城誠司君、野々下昌文君、松浦英夫君、中平富宏君、寺田公一君、濱田陸紀君、山本幸雄君、岡崎 求君、以上8人を産業厚生常任委員に。

今城誠司君、松浦英夫君、中平富宏君、浦尻和伸君、濱田陸紀君、西郷典生君、以上6人を議会運営委員に指名をいたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（夕部政明君） 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、有田都子君、副委員長、岡崎利久君。

産業厚生常任委員会委員長、中平富宏君、副委員長、松浦英夫君。

議会運営委員会委員長、西郷典生君、副委員長、今城誠司君。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 去る4月23日に開催されました第70回四国市議会議長会定期総会におきまして、中川 貢君が、議員28年以上の特別表彰、山本幸雄君が、議員24年以上の特別表彰、岡村佳忠君、佐田忠孝君、田中徳武君が、議員20年以上の特別表彰、西郷典生君が、議員16年以上の特別表彰、濱田陸紀君が、議員12年以上の特別表彰、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、菊池 徹君、菱田征夫君が、議員8年以上の一般表彰を受けられました。

また、5月28日に開催されました第84回全国市議会議長会定期総会において、岡崎 求君が、議員30年以上の特別表彰、山本幸雄君が、議員25年以上の特別表彰、岡村佳忠君、

佐田忠孝君、田中徳武君が、議員20年以上の特別表彰、岡村佳忠君が、正副議長4年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

本日までに、陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

市長から、6月4日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、

「平成19年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書」

「平成20年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書」

「平成19年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書」

「平成20年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書」

「平成19年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書」

「平成20年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書」

「平成19年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書」

が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を6月12日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から行政報告並びに報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

平成20年第2回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、議長からご報告がございましたが、本市議会の議員並びに前議員の皆様方が、四国市議会議長会表彰、また全国市議会議長会表彰をお受けになられたということを報告されまして、まことに喜ばしく、心からお祝いを申し上げます。

表彰を受けられました皆様におかれましては、今後とも宿毛市政発展のために、より一層のご活躍をされますよう、お願いを申し上げます。

報告にまいります。

まず、初めに諸般の報告をいたします。

去る4月18日に、香南市で開催されました高知県市長会議におきまして、国に対する要望が、それぞれ3項目ということでございましたが、本市といたしましては、1つ目が、後期高齢者医療制度の見直し、義務教育期間中の子どもに対する医療費の無料化、及び消防施設設備等の整備に対する国の支援について、提案をいたしまして、その必要性を強く訴えてまいりました。

これらは、四国市長会を通じまして、6月4日に開催されました全国市長会においても議論をされ、全国市長会として、国に対して強く働きかけをしていくこととされました。

また、全国市長会に先立ちまして、県選出の国会議員との意見交換会におきましても、道路財源の確保や、地方分権改革などに対する意見など、地域の声としてさまざまな課題を強く訴えてまいりました。

今後も、地域発展のために必要な事項につい

ては、声を大きくあげてまいりたい、このように考えております。

次に、本日、皆様のお手元に配付させていただいておりますが、本年3月に宿毛市耐震改修促進計画を策定をいたしました。この計画は、地震による建築物の被害、及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的としておりまして、具体的には、住宅や特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90パーセントにすることを目標としております。

現在、宿毛市で実施しております木造住宅耐震診断調査事業や、木造住宅耐震改修費等補助事業などに対する国庫補助につきましては、この計画を策定していないと、今後、補助対象とならなくなるというものでございます。

大変厳しい財政状況でございますが、市民の生命、財産を守るためにも、計画に定めた目標の達成に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

去る5月21日は、米海軍のイージス艦「オケイン」が宿毛湾港に寄港いたしまして、26日に出港するまでの間、市民とともにクリーンデイに参加して、清掃活動を行っていただいたり、スポーツ交流とか、日本伝統文化の体験、真丁商店街での歓迎式典などに参加しまして、宿毛市民との交流を深めていただきました。

また、6月1日には、議員各位にもご参加をいただいたわけでございますが、高知県総合防災訓練が始めて宿毛市で実施されました。

宿毛湾港では、自衛隊機による偵察飛行訓練を初め、自主防災組織や消防署等による倒壊家屋救出訓練、トリアージや救難飛行艇による海上での救助訓練などさまざまな訓練が行われました。当日は、訓練会場に隣接をした場所で、防災フェスティバルも開催されまして、高知県知事以下、総勢約2,000名の参加をいただきまして、近い将来起こるといわれております

南海地震や大津波を想定した、大変有意義な防災訓練を実施することができました。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

続きまして、報告事項につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第1号は、平成19年度宿毛市一般会計予算繰越明許費の報告でございます。

繰り越しを行う事業の内容等につきましては、平成20年3月定例議会においてご説明申し上げましたので、省略をいたしますが、繰越額が確定いたしましたので、報告をいたします。

平成19年度宿毛市一般会計予算のうち、漁業経営構造改善事業で4,875万4,000円、県営漁港事業負担金で920万円、県営港湾事業負担金で9,629万4,000円、現年度土木施設災害復旧費で3,692万8,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり、平成20年度に繰り越しました。

報告第2号は、平成19年度宿毛市一般会計予算の事故繰越でございます。

事業期間中に雨の日が多く、事業実施に不測の日数を要したため、年度内に事業を完了することができなかった、宿毛市総合運動公園整備事業で、268万4,000円、宿毛市総合運動公園災害復旧事業で442万9,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり、平成20年度に繰り越しました。

次に、平成19年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に資料を配付させていただいておりますが、その概要を説明いたします。

一般会計では、実質収支で1億4,300万円余りの黒字決算となっております。

また、特別会計のうち、簡易水道事業特別会計、特別養護老人ホーム特別会計、介護保険事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計につきましても、黒字決算となっておりますが、一般会計につきましては、2つの基金を廃止し、

合計4億3,200万円余りを取り崩した結果での黒字でございますので、厳しい財政状況であることには変わりはありません。

今後も、このような状況が続くものと予想されますので、宿毛市集中改革プランに沿って、これまで以上に効率的で適正な行財政運営を推進してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告事項とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） 以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第17号まで」の17議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第4号までは、いずれも専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

議案第1号及び議案第2号は、平成20年度宿毛市一般会計及び老人保健特別会計補正予算でございます。平成19年度老人保健特別会計決算において、財源不足が生じたため、平成20年度予算より繰上充用すること、及び平成20年度医療給付費が不足するため、一般会計から老人保健特別会計への繰出金を緊急に予算補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第3号は、平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

平成19年度に給食費の保護者負担金の一部

が未納となったために、平成20年度予算より繰上充用する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第4号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、平成20年4月30日から施行されたことによりまして、同日付で条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

議案第5号及び議案第6号は、人権擁護委員候補者の推薦について、意見を求めるものでございます。

本年9月30日に任期満了となります2名の人権擁護委員に、新たに嶋布滋子氏並びに現委員の河野通孝氏を、それぞれ推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

議案第7号は、平成20年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で1億3,621万2,000円増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、総務費の行政チャンネル番組制作委託料982万8,000円。地域特産品開発支援事業補助金8,000万円。農林水産業費の森林整備推進事業費交付金2,033万1,000円。森の腕たち育成事業費補助金2,118万5,000円などでございます。

歳入で増額する主なものは、県支出金9,513万円、繰入金3,947万9,000円などでございます。

議案第8号は、平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算でございます。

総額で22万円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、診療所の修繕料などの

増額でございます。

議案第9号は、平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。

総額で12万2,000円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、定期船事務所の備品購入費などの増額でございます。

議案第10号は、平成20年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。

総額で2,100万円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、医療給付費の増額でございます。

議案第11号は、平成20年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

総額で550万円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、水洗化促進特例奨励金の増額などでございます。

議案第12号は、宿毛市ふるさと寄附金条例の制定でございます。

内容につきましては、宿毛市が地域振興を図るため推進する事業に対し、市外県外在住の宿毛市出身者等に幅広く寄附を募り、「ふるさと宿毛」のよさを再認識してもらえるような各種事業を推進することを目的に、条例を制定しようとするものでございます。

なお、寄附者には居住地での一定の税控除も制度化されております。

議案第13号は、宿毛市ふるさと寄附金基金条例の制定でございます。

内容につきましては、議案第12号に関連しまして、「宿毛市ふるさと寄附金」として寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として基金条例をあわせて制定しようとするものでございます。

議案第14号は、宿毛市税条例の一部を改正

する条例でございます。

主な改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日から施行されたことに伴い、ふるさと寄附金控除の制度が新たに創設され、5,000円以上を出身地等の地方自治体に寄附した場合の市民税が一定額控除されることになりましたので、税条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第15号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日から施行されたことに伴い、基礎課税額の限度額を56万円から47万円に減額すること、及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円に定めようとするものでございます。

議案第16号は、宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、これまで診療報酬の算定方法は、厚生労働省告示により行っておりまして、告示があるたびに、条例改正が必要でございましたが、この算定方法が平成20年3月31日付で廃止されましたので、今後は「厚生労働大臣の定めた算定方法」に、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第17号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

楠山地区は、テレビ放送の難視聴地域として、共聴施設を設置していますが、この施設を地上デジタル放送に対応する施設として、改修事業を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りま

すようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、6月12日及び6月13日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、6月12日及び6月13日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

6月12日から6月15日までの4日間を休会し、6月16日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時27分 散会

陳 情 文 書 表

平成20年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 8号	平成 20. 5. 27	国による公的森林整備の推進 と国有林野事業の健全化を求 める意見書の提出について	全国林野関連労働組合 四国地方本部四万十分 会 執行委員長 中平寿幸	産 業 厚 生

上記のとおり付託いたします。

平成20年6月11日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

平成20年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成20年6月16日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 児島厚臣君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 出口君男君
市民課長 弘瀬徳宏君
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

12番西郷典生君。

○12番（西郷典生君） おはようございます。12番、一般質問を行います。

まず、質問の前に、このたびの岩手・宮城内陸地震でお亡くなりになった方々を初め、被災をされた多くの皆さんに、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

さらには、人命救助を初め、復旧作業に取り組んでおられる警察、消防、自衛隊、一般のボランティアの方々や、中でも先頭に立って指揮をとられている国、地方の行政関係の皆さん方の必死な努力に、敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、1点目は、空母艦載機着陸訓練施設設置についてであります。

在日米軍基地の再編に伴い、2009年7月までに、岩国基地から半径約180キロメートル圏内に空母艦載機着陸訓練施設、いわゆるタッチアンドゴー訓練施設の候補地を選定する旨の政府間協定が取り交わされております。

同基地では、年間最長20日間の離着陸訓練が行われているようですが、それ以外の期間は民間空港として、自由に活用することが許されておりまして、これを誘致いたしますと、本市長年の悲願であった空港建設の可能性が一気に広がることになると思われま

す。これにより、企業誘致の促進や農水産物の搬送、つまり鮮度が命の魚や、安全で新鮮な野菜や果物を、付加価値を高めて東京や大阪等の大都市市場に送り込むことができる道が開かれま

す。

工業団地を初め、他の産業の活性化、観光入り込み客の増加、我々の足としての利便性の向上等、さまざまなことが好転し、本市浮揚の条件整備が整うことになると思われます。

さらに、多額の交付金が交付されることにより、教育施設や環境施設など、各種インフラの整備が図られ、長期の不況で疲弊している本市経済に多大な恩恵がもたらされることが期待されます。

さらに、申し添えておきますが、この施設は1年中軍用航空機が飛ぶとか、軍事基地化して米軍が常駐するようなことはありません。核のような危険物もないし、しいて言えば、20日間の騒音問題となりますが、しかし、そのために周辺地域との調和を図る対策事業として、訓練施設障害防止、騒音防止、住宅防音工事等実施されると言われています。

このことは、本市議会の会派でも、研究すべき政策課題として検討してきた経緯があり、私の質問は、その代表質問として受けとめていただきたいと思ひます。

また、本市においては、このようなことを踏まえて、民間レベルで基地誘致を進める動きが見られますが、市長において、誘致活動に取り組む考えがないかお聞きをいたします。

続いて、2点目のイージス艦入港時の警備について、質問いたします。

去る5月21日から26日にかけて、米イージス艦「オカーン」が入港しましたが、その際、乗組員と宿毛市の間でさまざまな交流がなされました。

ところが、誘導ゲートが遠いために、艦がよく見えなかったり、あるいは親交を深めた乗組員の見送りをすることもできなかったなど、市民からは警備体制が厳重過ぎることへの不満の声があがっています。

再度、イージス艦が寄港するかどうかは不明ですが、今後、同じような状況になった場合、警備体制を見直す考えがあるかどうかお聞きして、第1回目の一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。

西郷議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど、その前に西郷議員からもお話がございました、突然の岩手・宮城内陸地震におきまして、非常に被害を受けられた方、私の方からも、皆様方に対してお見舞いを申し上げます。

四川の大地震だとか、ミャンマーのサイクロンだとか、近ごろ世界的な気候変動で、非常な人命が失われておりますことに対して、衷心からお悔やみを申し上げたいというふうに思っております。

我々も、来る南海地震がいつ来るかわからないというふうなことで、6月1日にも皆様方のおかげをもちまして、高知県の防災訓練が湾港で行われました。この場を借りまして、市民の皆様にも、議会の皆様にもお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

早速、西郷議員の一般質問でございますが、いわゆるタッチアンドゴー施設の研究をしたらどうかというふうなお話でございます。

在日米軍の再編に伴いまして、その候補地が求められているということに対しましては、私も承知をしております、この件につきまして、ちょうど、「オケイン」ですか、「オカーン」というのか、どっちが本当か、ちょっとわかりませんが、その期間に高知新聞から取材を受けまして、高知新聞に載ったとおりでございますが、全く、私自身としては、白紙の状況でございます、その考えは今も変わっておりません。

とは申しましても、今、西郷議員ご指摘のように、議会の方でも検討された形での、代表的

なご質問ということでございます。

本市の疲弊した経済状況というのは、非常に身にしみて感じているわけでございますが、そういったことで、空港ができるというふうなことでの各利点、経済的な効果というものは、非常に高いんじゃないかということのご指摘だろうということでございまして、市民からこういった要請があるということであれば、一定、考慮しなけりゃいけない、そのような問題であるかなというふうなことは、今、感じております。

議員もご指摘のように、本施設導入については、騒音問題というふうなものが、非常に高いということでございます。こういったことを確認しなきゃならないというふうな、課題というものが数多くあると思ひまして、それらさまざまな課題を、十分把握することが、まず重要なことではないかなというふうに考えます。

私自身も、相手のある話ではございますが、市民からの強い要請ということであれば、これは実現するかしないかは別としまして、一定の調査研究をしてみることも一考かというふうに、今は考えているわけでございます。

次に、イージス艦入港時の警備についてでございます。非常に、西郷議員からもご指摘ございました、船を見たい。湾港に船が来れば、普段、見たことのないような、例えばクルーズ船であるとか、またイージス艦につきましても、余り来ることはない。

貨物船が来たときに見に来る人は、余りいないんですが、違った船が来ると、一般市民の方は、やはり船に興味のある方が非常に多いということをよく聞いておりまして、今回の「オケイン」の入港に際しましては、市民の方々から、これ警備が嚴重過ぎるんじゃないかという批判の声は、私も聞き及んでおります。

友好と親善を目的に、入港した米海軍の方からも、少し、もっと開放してくれというふうな

ことも聞いておりますが、今回の警備活動について、若干申し述べさせていただきますと、港湾管理者たる高知県からの要請によりまして、警備当局が警備を行ったところでございます。

2年前にラッセルが来たときには、最終誘導ゲートの位置が遠過ぎて、先ほど申しました一般市民の方々から、せっかく船を見に来たのに、よく見えないとあって、苦情は宿毛市の方にいっぱい来ておりました。

そんなことから、ゲートの位置を前回より艦に近い位置に変更するというふうな、一定の配慮は見られたわけでございます。

5月1日には、初めて来られた米海軍の方でございまして、一般の方々にも公開したいというふうなことをおっしゃっておりました。そういったことで、本市としては、友好と親善を促進をする意味からも、最終誘導ゲート防護柵の位置を、さらに艦に近い位置に変更してほしいというふうな申し入れも行わせていただいたわけでございますが、ただ、同じ時期に、神戸でG8の環境大臣サミットが開催されました。そういったことから、警備の人員とか、警備船舶などが十分に確保できないといったこともございまして、警備位置の変更は困難であるというふうな回答を受けました。

また、湾港入り口の、湾港の用地の入り口近くで、一般車両の通行制限を行ったことでございまして、これは、前回、入港時とは異なりまして、湾港の背後地が民間企業に売却、既にされております。そういったことで、駐車スペースの確保が困難になったこと。それから、工場建設用の車両等が頻繁に通行することなどから、スムーズな交通が阻害されることが懸念されるということのために、今回の場所で通行制限を実施せざるを得なかったというふうに聞いております。

もとより、当局は国内、県民、市民の安全、

国内の治安維持について、全面的に責任を負っているところでございまして、警備については、一定、慎重にならざるを得ないことも、一定、理解をできるところでございます。

嚴重過ぎるのか過ぎないのか、これは警備当局の見解、また我々が見る見解とは、それぞれ見方が違うと思いますが、一定、市民との交流機会を、できるだけオープンにさせていただきたいというのが、我々の要望ではございましたが、今後、もし米軍艦船が、またこういった警備を必要とするような船が入港するような機会がございましたら、警備する方、それからされる方、双方の意思を、調整を市の方でもしていきたいというふうなことも考えております。

警備当局においては、万一のことがあれば大変なことでございまして、警備当局の思いとしては、二重、三重の警備をするというのが当然なことであつたろうというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 12番西郷典生君。

○12番（西郷典生君） 12番。大変難しい問題もございまして、市長から調査をするということも聞きましたし、それから、市長が平素から市民の生活の問題、そして企業誘致の問題、いろいろ頑張っておる、そういう姿も見ておりますので、今後、市民が安心してここで暮らしていけるような、そういうまちづくりに向かって、さらに頑張ってくださいますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

私も、質問に入る前に、今回の岩手・宮城大地震、多くの方々が亡くなられ、多くの被害を受けられました。亡くなられた方に対しまして、

心からお悔やみを申し上げますとともに、一刻も早く復興されますよう、ご祈念申し上げます。ご祈念申し上げます。

それでは、通告いたしております内容につきまして、市長並びに教育長に対しまして、一般質問を行います。

まず、初めは、イージス艦「オカーン」の宿毛湾港への寄港に関して、何点かの質問を行いたいと思います。

1点目は、米軍艦船の日本の港への寄港状況と言いますか、全国的な動きについて、市長としてどのように把握をしているのかお伺いをいたします。

次に、核搭載の疑いのある米軍艦船の宿毛湾港への寄港に至るまでの外務省、高知県、宿毛市の持つ、それぞれの権限及び許可に至るまでのシステムについて、どのようになっているのかお伺いをいたします。

市長は、先般のイージス艦「オカーン」の宿毛湾港への寄港に際して、米軍側との事前協議がない以上、核は不搭載であるとの外務省の見解を鵜呑みにする中で、岸壁の使用を許可いたしました。これは、宿毛市が市内外に宣言いたしました昭和60年の非核平和都市宣言、そしてまたこの2月に加盟をいたしました平和市長会議への趣旨に反するものであると考えます。

アメリカは、世界規模で軍組織再編を加速しており、イージス艦は在日米軍再編計画の柱となる戦略ミサイル防衛の母艦であります。今回の寄港についての目的を、国際親善と船員の休養であるとしていますが、本当のねらいは船員の宿泊先や港の強度、米艦船の地元受け入れ態勢等の調査を行い、今後、宿毛湾を初めとした高知県を米軍再編とミサイル防衛戦略に組み込もうとするねらいを持つものと考えざるを得ません。

そして、イージス艦は、弾道ミサイル迎撃能

力を持っておりまして、核を搭載していなければ、イージス艦としての軍事的な責務が果たされないのであります。

以上のことを考えた場合に、イージス艦には当然のこと、核弾頭を搭載しておると考えるのが普通ではないでしょうか。

何らかの事故が発生した場合には、平和で豊かな海の宝庫であります宿毛湾は、核汚染により、壊滅的な被害をこうむることになり、宿毛市における水産業、並びに漁業に携わる皆さんだけではなく、第一次産業の盛んな宿毛市にとっては、死活問題となります。

そういった大きな問題を抱える中で、2年前に続き、今回も岸壁の使用許可をしたことは、安全かつ安心して生活をし、あわせて平和を願う市民の心をないがしろにするものであり、私といたしましては、到底容認することのできない決定であったと考えます。

世界の恒久平和、全世界からの核廃絶は、市民の願いであります。今後、天然の良港であります宿毛湾を、子々孫々まで守るために、核武装している疑いのある艦船の入港の際には、非核神戸方式と同様に、非核証明書の発行を求め考えるはないか、お伺いをいたします。

経済が疲弊している今日の宿毛市にあって、経済効果が見込めるという理由から、商工会議所を中心にして、歓迎の行事を行ってまいりましたが、今回の入港において、どれくらいの経済効果があったのか、お示しをいただきたいと思えます。

イージス艦「オカーン」の宿毛湾港への寄港によりもたらされた宿毛市の収益、並びに高知県警の機動隊とは別に、連日、多くの宿毛市の職員が、警備等の用務に従事しておりましたが、延べで何人くらいの職員が動員されたのか、お伺いいたします。

イージス艦が宿毛湾港へ寄港することによる

メリットが、宿毛市にありましたでしょうか。あったとすれば、どのような点であったのか、お示しをいただきたいと思います。

次は、タッチアンドゴーの関係でありますけれども、先ほど、西郷議員が質問をいたしました、全く逆の方向で質問をさせていただきます。

先日の高知新聞によりますと、市内の有志が米軍機の離着陸訓練基地の誘致に向けて、勉強しているとの報道がされました。

このことは、まさに米軍の再編成と深い関連性があるのではないかと感じられます。

この新聞報道を見て、多くの市民は、大きな不安と戸惑いを感じたことでしょう。この紙面を見る限り、市長は市民の総意には全くほど遠く、白紙であると発言しておりますが、私といたしましては、白紙という立場でなく、米軍の再編成に組み入れられないためにも、そして騒音問題を初め、生活環境の悪化や一次産業の影響等、多くの問題を抱えておまして、市民が安全かつ安心して生活をしていく上からも、やっぱり米軍機の離着陸訓練基地の誘致については、全く考えず、誘致そのものにも反対であるとの強い意思表示を、内外に明らかにすべきではないかと考えますので、いま一度、市長の所見をお伺いいたします。

次は、福祉行政についてであります。

宿毛市においては、昨年の7月に平成19年度を初年度として、平成23年度を目標年度とする宿毛市障害者計画を作成いたしました。

この計画によりますと、障害の有無にかかわらず、ともに助け合い、支え合う地域社会の実現を目指すノーマライゼーションの実現を基本理念としております。この理念を受けまして、完全参加と平等を基本目標に掲げ、この計画を具体的に推進するために、施策の体系を8つのテーマに分類し、このテーマに基づく具体的な

施策と事業を重点施策としております。

私といたしましては、策定されましたこの計画が計画のとおり実現できるとするならば、宿毛市における障害者福祉にとりまして、大変素晴らしいものになると考えております。

そして、市長は、平成19年第3回の定例議会における私の質問に対して、障害者が自立して、地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「相談事業というものの大切さというものは、私も福祉事務所長も、福祉関係に携わる者には非常に重要なことと思っております。」との答弁をいただきました。

そこで、宿毛市障害者計画の重点施策として掲げております相談支援体制の整備を中心にしながら、何点かお伺いをいたします。

まず、1点目でございますが、計画書でありますので、全体の文書においては、「します」「諮ります」「努めます」「推進します」等のます調の文章表現となってくると思いますが、策定をされました各種の福祉施策については、当然、福祉事務所が窓口となって、責任を持って取り組んでいくことと思いますが、具体的にどのような方法で推進をしていこうと考えておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

あわせて、障害のある人が、安心して地域で暮らせるまちづくりを推進するためには、地域福祉に携わる関係機関、団体やボランティアの方々との連携を図りながら、地域でのネットワークづくりが大変重要となっております。

そのネットワーク体制を確立するために、どのような取り組みを行っておられるのか。並びに、その現状についてお伺いをいたします。

どのような計画にも当てはまることではありますが、計画を策定することも重要であります。それよりも策定された計画の進捗状況を定期的に検証しながら、評価と反省を繰り返す中で、計画の肉付けをしながら、実現を図っていくこ

とが何よりも重要であると思います。

計画の進捗状況の検証等を、どのように行おうとしておるのか、お伺いいたします。

次は、昨年の9月議会において質問をした内容でありまして、重複する点もありますが、再確認の意味もあり、質問をさせていただきます。

自立支援法に基づく障害者相談支援事業の実施主体は市町村ですが、指定相談支援事業者へ委託することもできるようになっております。

宿毛市においては、福祉事務所とあわせて、地域生活支援センター「かけはし」に業務委託をする中で、相談事業を行っております。

私といたしましては、この業務委託の内容は、3障害にかかる相談事業であると考えておりましたが、議事録を確認しますと、市長は、特に精神分野では、地域生活相談センター「かけはし」へ業務委託をしまして、必要な情報の提供及び助言等、障害者への生活支援を行っておるとのことで、業務委託の内容は、精神分野のみであるように解釈できますが、「かけはし」への業務委託はどのような内容であるのか、お伺いをいたします。

現在、西南福祉協会と幡多福祉会の2名の職員が行っております高知県相談支援整備事業が、平成20年度をもって廃止となることはご案内のとおりであります。

今日まで、この事業は障害者、とりわけ在宅の知的障害者、並びに重度障害者の地域福祉の推進を図る上での相談活動に、大変貢献をしましてまいりましたし、多くの実績を積み重ねております。

ちなみに、2人の相談員で行った昨年度の相談件数は、全体で1,729件であり、そのうち宿毛市での実績は、913件であります。

この事業が廃止となれば、宿毛市における相談事業が大きく後退することになります。この

ことを踏まえて、来年度からの宿毛市における相談支援事業を、どのような内容と体制で取り組もうとしておるのか、お伺いいたします。

障害者相談支援事業の1つに、市町村が相談支援事業を初めとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、地域自立支援協議会の設置がうたわれております。

地域自立支援協議会とは、障害のある方が、地域でいきいきとして暮らしていくために、地域をどのようにかえていけばよいかなどについて協議をする場であり、単なる情報交換の場ではなく、地域づくりの戦略会議の場であります。

そして、相談事業によって利用者の生活ニーズを的確に把握し、協議会の中で、具体的に実現に向けて調整をしていくことから、相談支援事業と地域自立支援協議会は、車の両輪であります。現在、地域自立支援協議会の設置率は、県下では約50パーセントぐらいであると聞いておりますが、障害のある方が、地域でいきいきと暮らしていけるために、宿毛市においても、早急に設置すべきではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

障害者の雇用状況について、お伺いいたします。

障害者の就労支援を行う中で、雇用の促進を図っていくことも、この計画では明記されております。

障害者雇用促進法によりますと、事業者に対して、従業員数の一定比率を障害者とするように義務づけられており、障害者雇用率を達成できないときは、身体障害者雇用納付金を徴収する一方、一定比率の障害者を雇用する事業所には、調整金を支給することとなっております。

地方自治体の障害者雇用率は2.1パーセントであり、民間事業者は1.8パーセントであります。宿毛市役所における障害者の雇用状況は、どのようになっておるのかお伺いいたしま

す。

次は、障害のある方への情報格差の解消の取り組みについてであります。

現在、SWANテレビにおいて、行政チャンネルが放送されておりますが、その放送の方法は文字放送のみであり、文字にあわせての音声は流れておりません。そのために、目の不自由な方においては、行政チャンネルを全く利用することができない状況であります。

このことは、視覚障害者への情報格差であると考えます。視覚障害者に対する情報格差の解消のためにも、改善に向けて取り組む考えはないか、お伺いいたします。

2点目は、限界集落について、お伺いいたします。

限界集落とは、高知大学教授を経て、現在、長野大学で教授をしております大野 晃さんが、高知大学人文学部教授時代の1991年に最初に提唱した概念であります。

大野教授は、高知大学時代から21年間にわたり、全国各地の限界集落の生活実態を調査し続けてきた、山間問題や環境問題の専門家であります。

限界集落を扱った新聞記事の中で、端的に述べられた老人の言葉を引用してみたいと思います。

ある老人は、戦後の食糧難にこたえて、食糧増産に励み、子どもを養育して、都会へ送り出し、気がついたときは農業を初め、第一次産業は低迷し、激しい労働で残ったものは、老人のしわと神経痛だけだと語り、またある老人は、山間集落が1つ、2つと消えていく。これは、一種のがんのように思う。早く手当をしないと取り返しがつかなくなると話されております。

限界集落とは、一般的に65歳以上の方が、その集落の人口の50パーセント以上を超え、集落の自治や冠婚葬祭を初め、農業用水や道路

管理といった社会的共同生活の維持が困難に置かれている集落であると言われております。

やがては消滅に向かうとされております。

過疎化、高齢化の急速な進行により、中山間地や離島を中心に、全国的にふえ続けておるのが現状であります。

大野教授による集落の区分によりますと、55歳未満の人口が50パーセントを超えて、跡継ぎが確保され、共同体の機能が次世代に受け継いでいられる状態の集落を存続集落といわれ、また、55歳以上の人口が50パーセントを占めて、現在は共同体の機能を維持しているが、跡継ぎの確保が難しくなっており、限界集落の予備軍となっている状態を準限界集落といわれております。

そして、65歳以上の人口が50パーセント以上を占める自治体を、限界自治体ともいわれております。

2000年現在で、限界自治体となっておるのは、中国地方に1つだけでありましたけれども、2015年には51、2030年には144の自治体が限界自治体に転落されるとさえ言われておまして、高知県においても、合併前の自治体であります、7つの自治体が限界自治体になると予測されております。

私のふるさとであります沖の島地区も、過疎化と少子高齢化に歯どめがかからず、ますます進行いたしております。

昭和30年ころには、2,700人くらいおりました島の人口も、現在では240人くらいになっております。これは、池田内閣の所得倍增政策によって、学校を卒業した生徒が金の卵ともてはやされ、都会の労働力の供給者としてふるさとを離れ、都会へ都会へと出て行ったことによります。

島には小中学校が7校ありましたが、現在では1校だけで、全児童生徒数は6名となっし

まいりました。もちろん、保育園はありません。

いまや、沖の島地区にとりまして、子どもは金の卵ではなく、ダイヤモンド、いやそれ以上の宝であると、私は思っております。

山間地域において、限界集落がふえることにより、山林の手入れが放置され、山の保水力がなくなり、台風時などでは鉄砲水による被害が発生するなど、環境破壊も深刻な状態となっております。深刻な問題であります。

昨年の6月に、国土交通省が全国調査を行った結果、中国地方で2, 270、九州地方で1, 635、四国地方においては、1, 357を初め、全国で7, 878の限界集落があり、そのうち、この数年で2, 641の集落が消滅のおそれがあることが明らかになりました。

宿毛市として、この国土交通省などの調査結果を、どのように受けとめていますか。そして、宿毛市における限界集落、並びに準限界集落の実態について、どのように把握をしているのかお伺いいたします。

次は、キャリア教育の推進について、教育長にお伺いをいたします。

今日、少子高齢化社会の到来と、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化、流動化等が進む中、就職、進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化をしております。

一方、教育を取り巻く環境も、これまた大きく変化をしてきており、これら社会と教育の動向から、若者をめぐるさまざまな課題が浮かび上がっております。

また、若者の勤労観、職業観の未熟や、社会人、職業人としての基礎的、基本的な資質、能力が未成熟であり、社会の一員としての意識の希薄さ等についての課題について、各方面から指摘をされております。

そのような中で、フリーターや、いわゆるニートが大きな社会問題となっております。あわせ

て身体的な早熟傾向に比べて、精神的、社会的自立がおくれることにより、人間関係をうまく築くことができない。自分で意思決定ができない。自己肯定感を持ってない。将来に希望を持つことができない。進路を選ぼうとしない等、働くことや生きることへの関心、意欲が低下する等、子どもたちの生活観、意識が変容しております。

そして、学校での教育が、自分の将来とのかかわりが見えない中で、勉強していることや、職業について考えることや、職業の選択、決定を先送りにする傾向が高まり、進路意識や目的意識が希薄なまま、とりあえず進学したりする若者が増加しております。

このような中で、子どもたちが自立して生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立をしていくことができるよう、勤労観、職業観を育てる教育をキャリア教育と定義づけられており、今日の若者のさまざまな課題を解決していくためには、児童生徒一人ひとりが、みずからの責任でキャリアを選択、決定していくことができるよう、必要な能力を身につけていくというキャリア教育の推進が強く求められております。

とりわけ、初等、中等教育段階では、子どもたちの発達段階や、それぞれの時期に応じた課題を達成していくためにも、それぞれの持つ自己の知的、身体的、社会的な特長を生かし、児童生徒が、将来自立した社会人、職業人として、自信や夢を持って生きるために必要な人間形成能力、情報活用能力、意思決定能力、将来設計能力の4つの能力を、教育現場において、具体的に身につけることが重要であります。

そのためにも、教師の、子どもの特徴を見抜く力がますます重要となってまいります。

そこで、宿毛市におけるキャリア教育の取り組み状況、並びにその内容についてお示しをいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初にイージス艦関係でございますが、たくさん、個別の質問がありまして、福祉関係もありますので、かいつまんでお答えをさせていただきます。

日本への米国艦船への寄港状況をどう把握しているかということでございますが、私自身は、特にほかのところのことについては、把握をしております。

ただ、同時期に徳島県に、こういった形の船かちょっと聞いておりませんが、米艦船が入港したということでございます。

また、全国的な動きというものについても、特に政府等からも聞いておりません。この件の寄港について、対処したということだけでございます。

それから、米国海軍艦船の入港許可に至るまでの経過でございますが、高知県港湾施設管理条例第3条の2で、入出港の届出に基づきまして、平成20年5月1日、高知海上保安部を通じまして、高知県に通報がなされました。

海上保安庁を通じた通告につきましては、日米地位協定第5条第3項に基づくものと聞いております。

5月1日に保安部を通じて、高知県に通報がなされたということについては、その日に宿毛市に対して、そのコピーがまいりました。

この通報を受けまして、高知県は、高知県の港湾における非核平和利用に関する決議を踏まえまして、県民に説明責任を果たすため、平成20年5月2日、外務省に対して、入港を希望

する米国海軍艦船の核兵器の搭載の有無について、照会を行いました。

そして、平成20年5月12日、外務省から高知県に対しまして、日米安全保障条約上、いかなる核の持ち込みも、事前協議の対象であり、事前協議が行われない以上、米国による核持ち込みがないことについて、政府としては疑いを有していないとの回答がなされまして、これですぐに高知県から宿毛市への情報提供がなされたわけでございます。

宿毛市としては、この回答結果と港湾施設の予約状況を勘案しまして、米国海軍艦船の寄港を拒む理由がないとの判断をいたしたわけでございます。

平成20年5月14日に、海事代理店より港湾施設の使用許可申請がなされまして、同日付で使用を許可をしました。

以上が、入港許可に至る経緯でございます。

宿毛湾港の管理権限でございますが、これは港湾管理者である高知県が有しております。これに基づき、港湾使用上、必要な措置、入港艦船の核搭載有無の照会、警備等が講じられたわけでございます。

宿毛市は、港湾管理者である高知県から、高知県港湾施設管理条例第13条の2の事務処理の特例に基づきまして、港湾施設の使用に関する権限が委任されております。

使用許可に関する事務と、地元や関係機関との調整が、これによって行われたということでございます。

次に、入港艦船に核搭載がなされていないことにつきましては、日本政府からの公式見解、すなわち外務省の公文書による回答文書で担保されたものであると考えております。

したがって、米国海軍艦船の寄港時に、非核証明書の提出を、私の方から求めるつもりはございませんでしたし、まず、求めたとしても、

くれないんじゃないかというふうなことはありました。

次に、米軍艦船の経済効果ということでございますが、これは当市からも情報は提供しておりますが、現在、高知県が算定中であると聞いております。宿毛市の具体的な収入でございますが、水道料金が9万8,000円余り、それから高知県からの事務手数料、いわゆるこれ港湾施設の使用料に関するバックということでございますが、大体、40パーセント、宿毛市の方に入ります。これが8万1,000円余りが予定をされております。まだ入ってきておりません。

それから、宿毛市の動員人員でございますが、6日間で延べ57名でございます。延べです。うちの現地調整業務に従事するものが、延べで16名、そして警備、延べ41名となっております。

クルーズ船等大型の客船が来ても、宿毛市の職員も出て行きまして、大体、1日のクルーズなんですけど、約20名ぐらいは、こういった岸壁との現地調整業務に従事しております。

それから、その経済波及効果というのは、私の方では、民間の売り上げがどれぐらいあったかとか、そういうところでちょっと調べる手間もございませんし、調べる状況にもありませんが、経済波及効果以外では、各種交流行事等を通じまして、人と人の親善が深まったんじゃないかなというふうなことが、あげられるかなというふうに思います。

次に、米軍機の離着陸訓練基地についてでございますが、先に質問された西郷議員への答弁のとおりでございますので、特に意見を申し上げることはありませんが、松浦議員からは、白紙というよりも、そういうことは受け入れないということをおっしゃっていただきました。これについては、聞いておきます。

また、いろいろな人の意見を聞きながら、対処もしていきたいというふうに思っております。

それから、福祉行政でございます。

多岐にわたって、たくさんの個別質問がありますので、一つひとつ答えさせていただきます。

まず、福祉施策の推進についてでございます。昨年7月に策定しました宿毛市障害者計画でございます。障害のある方が、地域で安心した生活が営めるように、福祉、医療、教育、雇用等の分野ごとに基本目標を定めております。

その推進に当たりましては、平成23年度を目標年度としまして、計画にかかわっていただいた各関係分野におきまして、本計画の目標に向かって、相互に連携をし、総合的な推進を図っていくものでございます。

そして、支援ネットワークの体制を確立するための取り組みでございますが、市担当者と高知県相談支援体制整備事業アドバイザー、これは宿毛授産園と幡多希望の家に各1名の方がおられますが、中心にしまして、医療機関とか、保健所など、関係機関等とも連携を図りながら、個々のニーズにあわせて相談支援等に取り組んでいます。

具体的な取り組みといたしましては、障害年金等の安定した収入がありながら、金銭管理が困難で、常に生活困窮状態に陥る方には、地域福祉権利擁護事業の紹介、それから就労を希望されている方には、その方の障害に応じて宿毛授産園等の通所サービス並びに障害者就業生活支援事業を紹介するなど、ケースに応じてきめ細やかな対応に努めておるところでございます。

また、計画の進捗状況でございますが、平成18年度に策定した障害福祉計画に、具体的な数値目標を設定をしておりますので、今年度がその第1期障害福祉計画見直しの年となっておりますので、2期計画の策定委員会を開催する中で、宿毛市障害者計画の中身につきましても、

検証作業を行った上で、第2期計画、これは平成21年度から23年度まででございますが、これを本年度中に策定していきたいというふうに考えております。

ここで、少し解説的に申し上げますと、宿毛市障害者計画というものは、平成19年度に策定いたしまして、障害者福祉施策の基本方向を明らかにするものでございます。

それから、宿毛市障害福祉計画、先ほど申しました、これは平成18年度に策定しまして、障害者自立支援法に基づき、現行の施設事業が新体系への移行を完了する平成23年度末に向けて、数値目標を設定したものでございます。

次に、障害者相談支援事業の委託についてでございますが、現在、4市町村、これは宿毛市、四万十市、大月町、三原村の4市町村でございますが、ここで業務委託をしております地域活動支援センター「かけはし」への委託内容についてでございます。

これは、特に精神障害者に限定しているものではございませんが、もともと精神保健福祉士の資格を持つ専門職員を配置しまして、精神障害者地域生活支援センターとして、取り組んでいた経過、それから運営母体として、聖ヶ丘病院があることから、現在の業務は、精神分野中心となっておりますが、相談事例が発生した場合におきましては、行政とも「かけはし」と一緒になって取り組んでおるということでございます。

次に、今後の相談支援体制についてでございます。

これまで活動していただいております相談支援アドバイザーの方々には、知的障害者及び心身障害児のケースに対応していただいております。

これらの相談支援アドバイザーの方々が行ってきたすべての業務を、もう「かけはし」で引

き継ぐことは、現状体制では困難と思います。

また、障害者自立支援法では、3障害を一元化しようとしておりますが、特性が違います。これは精神、知的、心身ということで、1つの事業所で支援するのは、相談支援だけでなく、その他の福祉サービスにおいては、非常に無理がいくんじゃないかというふうに思います。

障害者の自立支援法が施行されまして、現在、施設で生活されている障害者の方々が、地域で自立した生活を送るようになりますと、今後ますます在宅障害者の相談事例が多くなることが想定されますので、宿毛市としましても、昨年度、この相談支援事業に備えまして、保健師を1名、福祉事務所に配置しております。

平成21年度におきましては、これまで相談支援アドバイザーの方々が行ってきたことを、宿毛市直営で実施するか、新たに指定相談事業所へ委託するかについては、現在、検討しているところでございますが、いずれにしましても、障害者の方々が、安心して生活できる相談支援体制になるよう取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、地域自立支援協議会の設置についてでございます。

地域自立支援協議会につきましては、松浦議員おっしゃるとおり、設置はしても、単なる情報交換の場となってしまうとは、意味がございません。これにつきましても、先ほど述べました策定委員会等で、委員の方々の意見を伺いまして、協議会設置のあり方等について、検討をしていきたい、このように考えております。

次に、障害者の雇用状況でございますが、平成20年6月現在で、宿毛市役所の雇用状況は、2.38パーセントでございます。

次に、障害者の情報格差の解消についてでございますが、行政チャンネルにおきましては、文字放送でございまして、現在のシステムでは、

音声を流すことはできませんので、2011年のデジタル化と合わせまして、機器の変更を検討する中で、音声放送につきましても、検討していかなきゃならないというふうに考えております。

私自身も、ふだんから見て、文字だけということもなかなかさびしいなというふうなことは思っておりますので、こういった形で、ちょっと検討させていただきたい。

何より、市民の皆様が1人でも多く、SWANテレビに加入していただくことが、サービス充実につながるものというふうに思っております。

加入促進につきましては、行政としても、努力をしてみたいというふうに思っております。

障害者の情報格差の解消でございますが、SWANだけではなくて、宿毛市社会福祉協議会へ委託をしております、宿毛市声の広報発行事業によりまして、毎月発行されます広報「すくも」の内容を録音をしまして、希望される方には、無料で毎月配布しております。

広報「すくも」には、行事予定を初め、宿毛市が現在取り組んでいる旬の話題とか、市議会だより等も掲載されておりますので、これを当面、ご活用願いたいというふうに思っております。

次に、限界集落についてのお尋ねでございます。

私、限界集落と呼ぶことに、非常に抵抗がございます、これは後期高齢者と同じような感じじゃないかなというふうな感覚で思っております、余りこの言葉を使いたくないんですが、大学の先生が提唱した概念でございます。

私の認識を簡略に申し上げますと、これ、少子高齢化の進行などによりまして、中山間地域とか、離島の集落において、これまで、それぞ

れ集落独自で行われてきた自治や生活道路の管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が徐々に衰えております。

1つの共同体として、存続が危ぶまれ、人口比率においても65歳以上の方が占める割合が過半数を超えると、この限界集落と呼んでいると。

ここで、年齢で55歳以上の方が占める割合が過半数を超えると、準限界集落と定義されていると聞いておるところでございます。

本市の集落は、どのような状況にあるかということでございます。また、集落の状況把握をどのように努めているかのご質問であろうかと思っておりますが、本市の各自治集落におきましては、住民基本台帳をもとに、数値のみを算出いたしますと、地区内における65歳以上の方の占める割合が50パーセントを超えるところは、数カ所ございます。人口統計上の数字を加味しながら、これまで続けてこられた冠婚葬祭、地区独自の行事などの共同企業体としての機能が、徐々に衰えつつあるかと思われる集落は、中山間地域に属する橋上地区の集落と、離島である沖の島地区の集落は考えるところでございます。

現時点では、完全に集落機能の継続に困難を来しているという集落はないと考えておるわけでございますが、これからも、人口が少なくなる、高齢化率が上がっていくということの、やはり地域と地域の結びつきも、皆さんでいろいろ工夫しながら、行政とも手を携えながらやっていただければ、ありがたいかなというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。

教育長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市のキャリア教育の状況と内容でござい

ますが、議員がお話にありましたように、現在、フリーター、いわゆるニートが大きな社会問題となっておりまして、この前の高知県の都市教育長会の中でも、教育委員会としての取り組みが、学力向上に向けての取り組みと同じようなウエートで話し合いがなされてまいりました。

本市のそれぞれの学校における取り組みでございますが、まず、小学校におきましては、特別活動や道徳、生活科、総合的な学習の時間、各教科等の中で、望ましい生き方についての学習や、いろいろな職種があることを学んだり、勤労の意義についての学習を、児童の発達段階を考慮して、各学校で、地域の特性を生かして実施をしております。

平成19年度の取り組みの一例でございますが、宿毛小学校では、低学年で学級の係の仕事を行う中で、できるだけ1人に1つの仕事を分担させることで、与えられた役割を責任を持ってやり遂げることの重要性を学ぶようにしております。

また、生活科や総合的な学習の時間の中で、一番身近な家庭の仕事を知り、その大切さや尊さについて考えたり、道徳の学習の中では、いろいろな人物の生き方にかかわる教材を通して、夢をもって努力をすることの大切さや、すばらしさについて考える授業も行っております。

さらに、5年生の国語科の授業におきましては、マザーテレサの生き方を通して、命の大切さを学ぶとともに、世界で活躍をした人たちの伝記を紹介し、高い志を持って生活をする人から、何かを学び取る心を育てる取り組みがなされております。

その他、上級生では、職業体験的な学習といたしまして、農業体験等を地域の方々の協力をいただき、実施をしております。

また、大島小学校におきましては、総合的な学習の時間や、生活科の中で、魚市場や海上保

安庁など、宿毛市の施設を見学をし、自分たちの住んでいる地域の伝統文化を学習することを通して、働くことの大切さや、力を合わせて生きることの必要性を学んでおります。

また、田植えや草引き、タニシ取り、稲刈りなどの米づくりや、もちつきなどの勤労体験活動を通して、作物を育てる大変さや、収穫の喜びを知ったり、PTAのバザーで品物をつくったり、販売をする活動を通して、労働の対価として、収入を得る大変さや、喜びを知ったり、保育園児をお買い物ごっこに招待をし、売り買いすることの面白さを学習する取り組みを行っております。

また、中学校におきましては、特別活動や総合的な学習の時間を中心に、キャリア教育を行っております。

中でも、職場体験は総合的な学習の中で、それぞれの学校で実施をしており、日数的には、3年間で4日から9日となっております。

小筑紫中学校におきましては、1年生で地域の企業、2年生では、宿毛市内の企業、3年生では、千寿園と、各学校において3日間ずつ職場体験学習を行っております。

3年間、系統立てて実施することで、より質の高いキャリア教育となっており、その体験を発表することで、また自分の考えを自分の言葉で伝える力を育成するということも、図られております。

その他の中学校におきましても、高校の先生を招いて、説明会や高校への学校訪問、高校の体験入学等を実施したり、社会人などを講師として招聘し、講演会等を実施をして、子どもたちが夢や希望を持って、それぞれの特性に合った進路指導ができるよう、進路選択ができますような、工夫された取り組みがなされております。

教育委員会といたしましても、自己の特性を、

できるだけ早く見つけて、それを磨くような活動や、議員の指摘もありましたように、人間関係を調整する力の育成を、各学校にお願いをしております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 4番、再質問をさせていただきます。

まず、1点目は、イージス艦に関する部分でありますけれども、今、市長は、非核神戸方式については、求めるつもりはないというお話でございますけれども、これは、1975年3月18日に、神戸市議会で決議をしたことを受けて、その経過を、私なりに調べた部分がございますけれども。

決議をして以降、神戸港に入った外国の艦船は、核保有国のフランス、インドも含めて、すべて証明書を提出をいたしました。イギリスは入港を断念をいたしております。そして、この決議以降、アメリカは入港いたしておりません。非核証明書を提出しないばかりに。

そのほか、それにより、国内に、市長は把握をしてないと言いましたけれども、私の調べた範囲では、500回以上も、神戸以外の港に入港しておるといふ現実もございます。

そういった面で、核搭載の疑いのある艦船については、非核証明書の発行が、唯一有効かなという思いがいたします。

それと、事前協議の関係でありますけれども、事前協議がなかったと。ないから核は搭載をしてないということですが、私としては、事前協議がしなくても構わんようなシステムになっておるのではないかなという観点から、質問をさせていただきますけれども。

1963年4月に、ライシャワー大使、これは高知新聞、昨年11月14日の高知新聞の報道でありますけれども、4月4日にライシャワ

ー大使、当時です。ライシャワー大使と大平外相が話し合った会議ですね。

核搭載船の場合は、日本領域や湾港に入っても、事前協議が適用されないことを、大平外相も確認をした。

事前協議が必要なのは、陸上への持ち込みという解釈に、日本政府は異議を訴えてないと答えたということでありまして、宿毛湾を初め、どこの港でも、入ってくる場合に事前協議がないから核はないというのではなしに、入ってくることに、寄港することについて、事前協議が全く要らないというふうにとられますが、このことについて、市長はどういうふうにか。

それと、宿毛湾の利活用の観点から、再々、こうして、こういう疑いのある船が来る。また、タッチアンドゴーも計画するということになると、利活用、工場誘致との点で、大変大きな問題が出てくるのではないかなという心配をいたしますので、その点、よろしく願いをいたします。

福祉行政についてでありますけれども、いろいろとお話いただきました。進捗状況等を含めながら、計画の見直しをしていくという部分であります。2点ほど要望をさせていただきます。

3障害にかかる専門の知識と経験を持ったスタッフ、場所の問題でありますけれども、スタッフを配置した相談体制をつくる必要が、私としてはあると思います。

そして、設置場所についても、どのような障害を持つ方でも、気楽に、安心して相談のできる環境を整えた場所にすべきではないかというふうに思います。

そしてまた、自立支援協議会の関係でありますけれども、障害者自立支援法によって、施設福祉から地域福祉というふうな形で、ますます、

これは市長も触れておりましたけれども、地域に障害者で、生活をする機会が多くなるというようなことで、ぜひ、この自立支援協議会を、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

自立支援協議会の運営経費については、ご案内のとおり、交付税措置の対象となっております。ちなみに、平成18年度を見た場合は、標準的とされる10万人規模の自治体では、1,049万1,000円です。そして、宿毛市の人口は、2万4,000人です。勘案しますと、251万7,840円が交付税の基準財政需要額に算定されておようになっております。

そういう面で、財政的にも、一定の裏づけがございますので、この点については、見直しの段階で対応をよろしくをお願いいたします。

限界集落の関係でありますけれども、平成17年の国勢調査を見る限り、橋上町の京法、還住地区、そして沖の島の鶴来島、沖の島町の弘瀬が、17年度の国勢調査によれば、限界集落としての数字的な50パーセントを超えておる地域であります。

私も、沖の島に帰る機会が大変多くなったわけですが、家はあれども電気のつかない空き家や、古くなって取り壊し、空き地となったところが目の当たりにしますが、非常にさびしい思いをいたしておるところでございます。

地域を再生し、振興させるためには、地域住民が主体とならなければいけないことは、十分承知をいたしております。

沖の島の活性化をしたいとの思いから、沖の島2世会の若者も立ち上がりましたが、現状においては、日常の生活をしていく上においても、多くの課題があり、祭りを初め、伝統の行事の継承が難しい状況であります。

特に、鶴来島地区は、消防団員や民生委員も、

実際には島で生活をしている人じゃない状況であります。日常の生活物資の購入や、何よりも市内の病院への通院にも、大変不自由をいたしておるのが現状ではないでしょうか。

和歌山県では、限界集落課という課を設けて、取り組みを、今年度から行うということも言われておりますし、京都府の綾部市においては、18年12月25日に、綾部市水源の里条例という形で、限界集落の取り組みを行っております。

そしてまた、この綾部市が中心となって、全国の水源地の里連絡協議会という組織も立ち上げられております。

そういった面で、宿毛市としても、この取り組みが、先ほど言いましたように、一種のガンであると言われるので、早急に治療も必要でありますし、早期発見、早期治療が重要であると考えます。

憲法25条には、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

そして、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうなうたわれております。

そういった過疎地域の実態を把握しながら、この憲法25条が生かされるような取り組みが重要でないかと思えます。

そのためには、宿毛市としても、準限界集落、限界集落の生活実態並びに生活基盤の整備状況などについて、それぞれの地域と協力をとりながら調査を行い、必要な抜本的対策を早急に講じなければならないと考えます。

そのために、企画課を窓口として、関係する課でプロジェクトチームを構成し、ますます拡大するであろう宿毛市における準限界集落、限界集落の対策に取り組むことが必要であると考えますが、以上のことについて、市長の所見を

求めます。

次に、キャリア教育の関係でありますけれども、教育長、るる、各学校等の取り組み、宿毛市の取り組みについて、一定、お話をして、その答えを聞く中で、結構やっているんだなという思いがいたしたところでございます。

そういった面で、ぜひ、確固たる推進体制を確立をして、この取り組みについて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちなみに、この問題を質問したいということで、篠山の小・中学校にもお伺いをしました。

ここも系統だった、小学校段階から中学校の段階まで、一貫して、小中一貫教育という有利性もありますけれども、一貫をして取り組んでおります。

それとまた、もう1点は、七五三現象という状況もあるようでございます。この七五三現象というのは、新卒で入社をした方ですが、3年以内にやめてしまう人が、中卒で7割、高卒で5割、大卒で3割という、これまあアバウトな数字ですけれども、大体、そういうことで七五三現象というようなことも言われております。

ぜひ、職業教育言いますか、総合教育の中で取り組んでもらいたいと思いますし、働くことの意義とか、ふるさとを思う心を育てるために、幸いなことに、宿毛市に工業団地がございますので、土佐塾高校では、大津の工業団地、これは高校ですけれども、大津の工業団地に行つて、働く現場を見ながら、職業教育を行つておる。そしてまた、ふるさとに誇りを持つ子どもたちを育てるということで、大津の工業団地を活用いたしております。遠足のときに。

ぜひ、宿毛でも中学校段階における野外教育いいですか、遠足等に、こういう工業団地を活用して、取り組んでいただいたらという思いでございます。

この点について、ご意見を求めたいと思いま

す。

それと、高知県教育委員会が毎年行っておりますキャリア教育推進フォーラムという、これ夏休みにあるわけですけれども、この取り組み、宿毛市教育委員会としての取り組み、そして参加する教職員等への支援体制はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

それと、働くという観点からすると、労災保険、就職後の年金や税金、医療保険制度、雇用保険制度等、社会生活や自立に直接かかわる基本的な知識についての学習も、子どもたちに教えていくことが重要じゃないかなという思いがいたします。

そのためにも、社会保険労務士の皆さんを活用していただきたい。ぜひ、そういう方向で、社会保険労務士の活用について、ご意見を求めたいと思います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えする前に、先ほど、私、限界集落の関係で、最後の方に、地区独自の行事などの共同体というところを、共同企業体というふうに発言しましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

まず、1つ目の、イージス艦関係で、非核神戸方式を踏襲せえということでございます。

再度言われますのは、今、私自身は求めるつもりはございません。神戸の方でも、議会の議決を受けてということだったようでございますので、市民全体の総意、または議会の総意ということでありましたら、これは私もそれに従わざるを得ないかなというふうなことは思っております。

もう1つ、事前協議のシステムということでございます。私も、きょう初めて、そのお話を聞いたもので、見解はと言われましても、これは国と国の、総理大臣の発言ということで聞い

て、それが議事録がどういう問題であるか、確認のしようがありませんので、これについては、ちょっと今、どう思うかと言われても、はっきり陸上まで持ち込むのか、海の、水際線までかということについて、私がちょっと、国と国との話し合いの中での話ですから、ちょっとここでコメントということも、なかなかできませんので、ご容赦願いたいと思います。

それから、お話の中で、タッチアンドゴーを計画ということでございますが、私、計画をするということは申し上げておりません。市民全体の、市民の強い要請ということでありましたら、調査研究をしてみるのも一考であるというふうなことで、答えさせていただいておりますので。既にもう計画ということは、特に申し上げておりませんので、そのところははっきりさせておきたいと思います。

次に、福祉行政の関係で2問ございました。

相談支援体制でございます。3障害にかかる相談支援体制の整備でございます。先ほど申し上げましたように、地域活動支援センター「かけはし」への委託に加えまして、平成19年度におきましては、福祉事務所に保健師を1名配置しまして、さらに20年度には、組織機構の見直しを行いました。

新たに高齢者、それから障害福祉係を、高齢者係、障害福祉係でございますが、これを設置しまして、相談支援体制の整備に努めてまいりましたので、ご理解を願いたいと、このように思います。

また、さらに他市町村とも情報交換をしながら、支援体制の整備に向けて努力をしております。

次に、地域自立支援協議会の早急な設置でございますが、その必要性については、議員もご指摘のとおりでございます。

先ほども答えたとおりでございますが、ただ

設置はしたものの、その目的が十分機能していないという話をお聞きしますので、障害者計画等策定委員のご意見もお伺いしまして、協議会の効率を上げると申しますか、協議会としての役割をきちんと果たすような、協議会設置にしたいと、このように考えております。

それから、使いたくない言葉の限界集落でございますが、本市におけます高齢化をした集落でございます。人口も減少しております。そういったことで、完全に共同体としての機能がなくなってしまっている集落は、今のところはなはいとは考えておるんですが、ただ、先ほど申しました橋上の奥の方とか、そういった集落の機能が危ぶまれるような集落が発生していく、こういうことは予想されます。

そういったことで、自治体間におきましては、広域で取り組めるとか、取り組むべきことについては、連携するよう進めております。

各地域や、集落におきましても、1つの集落だけですべてが行い得ない場合、これは近隣の集落と協力もしまして、地域間の交流促進を図っていただくように、区長さん、地区長連合会等へも協力要請をしたいと思っておりますし、各地区において、協力が必要なことが生じれば、協力要請内容等を広報でも紹介したり、協力者を募ってもいきたいと、このようにも考えております。

また、これまでは、橋上町楠山におけます笹平のキャンプ場や、旧楠山小学校を山里の家としまして、体験型の宿泊施設として活用して、交流促進を図っている取り組みでございます。

それから、沖の島の方々が中心となって、ボランティアの方々にも協力していただきながら、運営しております沖の島アドベンチャーランの取り組みなど、それぞれの地域における交流促進事業が行われていますので、そのような交流促進事業を、今後もサポートしてまいりたいと、

このように考えております。

いずれにしましても、集落の共同体としての機能の継続が、将来的に危ぶまれる集落は、今後減ることはないと思います。増加傾向にあると思います。

現在、庁内では、毎週月曜日に幹部職員によります庁議を開催しておりますので、その場でも、随時、各地域に住まわれている方々が、その地域の愛着と誇りを持って、生活していただくように、生活基盤等の整備について、また検討もしてまいりたい。執行部として、話し合いをしながら、知恵も絞っていききたいなど、このように考えております。

本市全体に目を向けますと、6月1日現在の住民基本台帳をもとにしますと、65歳以上の方の割合、いわゆる本市での高齢化率は27.71パーセントでございます。それから、準限界自治体と分類されます55歳以上の方の占める割合につきましては、43.99パーセントでございます。

現在の数字だけを見ますと、本市においては、限界、準限界と分類される数字ではございませんが、今後、少子高齢化の進行がまだまだあると思います。市全体を1つの共同体としての機能が薄れていくことも予想をされるということでございますので、基礎自治体としての機能を継続していくためにも、生活基盤の整備、産業基盤の整備等は必要不可欠でございます。

市の総合的な施策として策定しております宿毛市振興計画、これにつきまして、平成23年度からの新たな10年計画を策定することとしておりまして、その準備作業に、来年度から取りかかる、そういうことで予定をしております。

本市の基礎自治体としての全体的な振興策とともに、各集落におけます活動についての継続策なども含めまして、新たな振興計画策定に取り組んでいく予定にしております。

以上でございます。

湾港の企業誘致でございます。今回、宇和島、八幡浜の造船会社が入っていただきました。

今現在、開発されている用地のほとんどが、この企業さんに売却をされております。これからまだ、誘致を進める上に当たっては、土地の問題をきちんとしなきゃいけないと思いますし、また、道路の問題であるとか、そういったことも、これから取り組んでいかなきゃいけない。

そしてまた、防波堤等もきちんとしていかないと、なかなか企業誘致について、安全な港であるよということ、やっぱり売り込んでいかなきゃいけない。そういったようなことも、必要になってくるかなというふうなことを思っております。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

3点ほどあったのではないかと思っております。

議員述べられましたように、失業したり、仕事につかない無職の青少年が、目的意識を持たないで、意欲的でない、一般に望ましくない生活をしている姿を、中高生が見るのは、決して望ましい状況でないことだと思っておりますし、しっかりした職業観、それから勤労意欲というものを身につける教育に取り組むべきが肝要かとは思っております。

まず、1点目の中学校の野外教育の一環として、平田の中核工業団地を活用して、キャリア教育を推進してはというお話でございます。

現在、中学校の校外での活動といたしましては、遠足とか写生会とか、議員ご承知のように、修学旅行であるとか、それから集団宿泊研修だとか、職場体験学習等、いろいろあります。

野外活動は、それぞれの活動がそれぞれのねらいを持っております。やはり、これはキャリ

ア教育の時間で、対応になると思っております。

各学校で、教育課程の時間時数の確保を図って、従来の職場体験活動との時間との関係や、相手の事業所との調整もありますので、各学校それぞれに課題があり、その対応に向けて、教育課程を編成しますので、議員がお勧めの取り組みを、校長会でも紹介をして、十分協議をする中で、検討していきたいと思っております。

続きまして、県の教育委員会が行っておりますキャリア教育推進フォーラムへの参加につきましてでございますが、毎年、県教委から案内がありまして、各学校にその案内文を配付しております。

有意義な会でありますので、今後、教職員の参加につきましては、可能な限り、所属長にもお願いをしております。

それから、最後でございますが、就職後の基礎的な知識を得るために、社会保険労務士の活用を図ってはどうかということでございますが、中学校の社会科の中で、労働条件や権利や税金や、保険制度の基本的な学習は行っております。学校によっては、租税教室等も行っております。

義務教育におけるキャリア教育の目標は、自分の特性をよく知って、自分に合った進路選択ができる力を育成すること。その進路に向かって、切り開いていく力を身につけて、自分が選択した場所に適応していく力を育成することにあると言われております。

しかし、このような専門的な知識を持った方の学習会は、有意義な活動でありますので、講師に対する報償費とか、授業時間の確保の問題が解決できれば、各学校での取り組みは可能だと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 再質問に対して、教育長の答弁については了といたします。

市長に、僕が一番先に問うた宿毛湾港の利活用の関係は、今の状況を聞いたものではなくに、今後の利活用に、僕らから言わすと、軍港化の方向に進む、タッチアンドゴーの施設もできるということになれば、活用について、企業の方が一歩下がるというか、そういう面で、利活用がおくれるのではないかなど。そういう影響が出るという思いですが、これについての見解ということございまして、現在の状況を聞いたのではないということです。

その点、お聞きをいたします。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。大変失礼しました。

宿毛湾港は重要港湾でございまして、地域産業開発港湾として、整備をされつつあります。

そのために、企業誘致を今までずっと、努力はしてまいって、昨年、あのような形で企業がはりついていただいておりますが、特に、私自身、誘致をお願いしている企業に、まだ聞いたわけではございませんし、これが軍港化になることは、まずないということは確信して言いたいと思いますし、これが軍艦、米軍艦が来ることによって、企業誘致に影響を、それほどはないんじゃないかなというふうなことは、自分自身としては思っております。

また、背後の用地について、きちんとした用地を、やっぱり整備していかなきゃいけないし、また、13メートル岸壁用の防波堤をきちんと整備しないと、またこの条件が整わないと、企業誘致もやっぱり、なかなか難しいんじゃないか。

イージス艦が来るからといって、企業誘致に影響を及ぼすというふうなことは、私自身は思っておりませんし、母港化になるということも、まずああいうふうな港でございまして、それは母港化すること自体が無理ではないかという

ふうなことの感覚で、思っております。

我々、港湾計画の背後地の計画に従って、またこれからも造船会社以外にも、いろいろな会社に、またこれからもアプローチしてまいりたい、このようにも思っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） なかなか、イージス艦とか、タッチアンドゴーの関係については、随分と隔たりがあることも、私自身も承知をいたしております。

これ以上、ここで論議しても、なかなか前には進まんだらうという思いがいたしますが、ぜひ、そういった市民の生活を守るといのは、市長の責務であるということは、何回もお聞きをいたしております。

そういった大きな、市民が不安を抱えている分については、慎重な配慮言いますか、決定をしていただくよう強く求めまして、一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 皆さん、こんにちは。一般質問に先立ちまして、先日の岩手・宮城内陸地震におきまして、無念にも亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げますとともに、順調な復興を願うものであります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私は、宿毛市民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、そのために具体的な政策提言が必要だと思い、市民の負託に答えるべく、通告に

従い一般質問をさせていただきます。

まず、1項目目として、防災無線におけるメール配信の導入であります。

現在は、スピーカーの位置や風向きなどで、大変聞きにくいとの声があります。また、山間の小さな集落では、防災無線や放送施設のないところもたくさんあります。そこで、私は、インターネット環境が、本市でも充実してきておりますので、携帯電話や防災無線と同時に、一斉にメール配信するシステムを導入することを提案いたします。

イメージといたしましては、宿毛市のホームページ上に、希望者がメールでメールアドレスを登録いたします。当然、解除も自由であります。アドレスのみですので、個人情報等にも配慮できるものと思います。

登録されたアドレスに、この防災無線と同時に配信するものでございます。

昨年、山北地区で火事がありました。このときも、いろいろな条件が重なり、地元の消防団員全員へは連絡が届かず、消防車のサイレンや走る方向で火事に気づき、駆けつけたという消防団員も多くおりました。

1分1秒でも早く、出火現場へ着くことが人命救助につながり、財産を守ることとなると思います。

また、このシステムを活用すれば、防災無線以上の細やかな情報もメール配信できます。さまざまな活用が考えられますので、ぜひ、速やかな導入をお願いし、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

続きまして、2項目目ですが、2006年度、全国の小中高を対象に行われました問題行動調査結果、特にいじめ問題について、お尋ねいたします。

昨年11月15日、文部科学省が公表した2006年度の問題行動調査結果で、全国の小中

高校が認知したいじめは、前年度の実に6.2倍にふえ、約12万5,000件あったということがわかりました。

6.2倍という数字の変化は、衝撃的でした。いじめによる自殺が相次いだため、被害者の気持ちを重視する形に定義を変更したことや、調査方法を変えたことが大きく、特に今まで、教師に聞いていた調査を子どもに聞くことによって、6倍という数字になったことは重要です。

いじめの現場にいるのは子どもです。その子どもに聞くという現場主義に視点を移したことは、非常に画期的です。

その結果が、急増につながり、6.2倍という数字の変化に象徴されております。

いじめは、実際に身近にあります。しかし、より認知しづらくなっており、いじめられている子は、親にも教師にもそのことを言いません。しかし、靴がなくなったとか、休み時間、いつも1人とか、休みがちなどの予兆があります。

そこで、こうしたいじめサインを早期に発見するため、教師を初め、保護者、あるいは地域の協力者などが、日常の中のサインを見つける点検運動を行い、情報を共有することが重要です。

さらにいじめ撲滅へ向けて、全国では茨城県筑西市の「君を守りたい」を初め、オレンジリボンキャンペーン、いじめをなくす委員会など、生徒自身が、自発的に取り組んでいる中学校や小学校が出てきました。

いじめをなくすためには、こうした取り組みこそ、最も重要であり、他人への思いやりを育てるといった教育的効果も期待できるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

1点目としまして、本市における2006年度の問題行動調査結果、特にいじめの実態については、どのような結果になっているんでしょ

うか、お尋ねをいたします。

2点目といたしまして、いじめサイン、総点検で早期発見、未然防止のための教育現場の取り組みについて、お尋ねをいたします。

3点目といたしまして、いじめ撲滅に向けての子どもたちの自発的な取り組みについて、お尋ねをいたします。

また、毎日のようにテレビや新聞で報道され、今国会でも取り上げられたネットによるいじめ問題について、お尋ねをいたします。

このたびの問題行動調査結果でも、初めて調査が行われており、次のような調査結果が発表されております。

パソコンや携帯電話による誹謗中傷、いわゆるネットによるいじめが、中学、高校生を中心に4,883件の報告があった。自殺者は小中高で計171人、自殺当時の状況について、家庭不和、進路問題などから、複数回答を求めたところ、中学生5人、高校生1人のケースでいじめを挙げ、うち中学生の4人では、いじめの項目のみを選択したということが発表されております。

そして、現在、いじめの温床になっているものに、学校の公式ホームページとは別に、在校生や卒業生が携帯で立てる学校裏サイトという掲示板の存在があります。その数は、文部科学省のことし1月から3月にかけての調査によると、全国で3万8,260件あり、全国の中学、高校の学校総数1万6,000の2倍を超えております。

この学校裏サイトで、本人の知らない間に、悪口やデマが不特定多数に広がってしまい、ネットがいじめの温床になっているようです。

文部科学省から、今回の調査で次のようなケースも発表されております。

ある中学2年生の女の子は、友人のブログに同級生の悪口を匿名で書き込んだところが、こ

の相手から暴力を受け、自分への中傷を別の掲示板に書き込まれた。学校側は間に入り、双方の保護者を呼んで、お互いが謝罪したというケース。

ほかにも、球技大会に負けた腹いせに、お前のせいでは負けた、死ぬ。などと暴力的な言葉をメールで送ったりしたケース。また、ある女子中学生は、ブログの掲示板に、自分の似顔絵とアダルト画像を組み合わせたものを掲載され、コピーがネット上で出回ったというケース。神戸では、生徒に対し、金品の要求にメールが使われ、その生徒は掲示板でも中傷され、自殺にまで至ったという事件が報告をされています。

こうした大人の目の届かないネット上で、特定の個人に対して一方的に誹謗中傷が行われており、加害者は匿名でも書き込むことができるため、どうせだれが書いたかわからないという軽い気持ちで書き込む。一方、被害者は、誹謗中傷がネット上で広範囲に回覧され、周囲のだから、自分が攻撃されていると感じ、大きな打撃を受けているようです。

携帯電話とは、電話の形をしたパソコンとも言われております。いじめ以外にも出会い系サイトや、子どもたちに有害なサイトにも指一本でアクセスできる状況であります。

携帯電話のトラブルに遭遇した子どもの親の多くは、携帯電話でこんなことができるなんて知らなかったと言うそうであります。

今、中学生、高校生を初め、多くの児童生徒が携帯電話を持ち、家庭にパソコンのある家も多く、いつでもインターネットを利用できる状況であります。

そこでお尋ねをいたします。

4点目として、宿毛市の児童生徒たちの携帯電話やインターネットの利用実態はどうでありましょうか。

5点目として、インターネットによるいじめ

への現在の対策、また今後の方策について、お尋ねをいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

その前、防災関係のご質問でございますので、1つだけ報告をさせていただきます。

先日、消防署の緊急車両が交差点で事故を起こしました。双方にけが人を出したわけでございます。

緊急車両のサイレンは鳴らしてて、ほかの車はとまってくれてたところへ、進入したところ、後ろの方の車が突っ込んできたということでございます。日ごろから消防署員には、緊急と言いながらも、やはり交通事故等には気をつけてやっていただきたいということは申しておりますが、残念ながら事故が起こってしまいましたことをご報告して、おわびを申し上げますとともに、これからの緊急車両の運転につきましても、さらに注意を促すように指導したところでございます。

どうかご了解願いたいと思います。

野々下議員の一般質問が、行政情報の提供でございます。

これまで、広報紙を主体とした紙ベースでの情報提供とか、防災行政無線を活用した音声による情報提供、それからパソコンとか、携帯電話を活用したネット配信による情報提供。本会議の中継を含めまして、ケーブルテレビの行政チャンネルを活用した情報提供等は、行っておるわけでございますが、今までもまた、火災発生の消防団員とか、住民への周知方法でございます。

これ、議員各位もご存じのとおりと思いますが、消防に火災発生の連絡が入りましたら、サイレンの吹鳴、それから消防無線によります放

送を行って、周知しているところでございます。

今回、ご提案いただいております情報提供につきましては、これまでの情報提供の方向とは、少し異質の方法となるかと思いますが、それぞれ個人の方にメールアドレスをご登録いただき、その登録をいただいたアドレスに、随時、行政側から情報の提供を行うということは、新たな情報提供として検討すべきものではないかというふうには考えます。

今後、運用方法とか情報発信のシステムづくりについて、独自で行えるのか、そして、それでも委託方法で行わなければならないのか、また、即時に情報提供すべきものと、定期的な間隔で行っていいものかなど、提供する情報の分類、それから分割方法など、少し時間をいただいて、研究をさせていただきたいと思っております。

また、この方法でございますが、これは個人の方々に登録いただくことが前提でございますが、情報の提供を受けられる個人個人の方々に、一定の料金が発生するということもありまして、どの程度の方々が、この方法をご活用いただけるものか、そういったニーズの把握にも努めながら、最終的に導入とか運用方法等も含めまして、検討させていただきたいと、このように考えております。

なお、消防でございますが、野々下議員からお話ありましたように、サイレンとか無線放送が、風向きとか天候の状況によりまして、時には聞き取りにくいこともあるようでございます。消防団員の皆様に、少しでも早く、正確に情報を伝達する1つの方法としては、今回、ご提案いただいておりますメールマガジン方式の検討の前段でございますが、一応、試験的な運用としまして、消防分団長が11名おられます。分団長以上の方のメールアドレスを、まず登録いただいて、その方々に一斉に火災情報の提供開始したいと、このように考えておるわけでござ

います。

この取り組みで、消防団員の招集をするのに有用であれば、また今後、消防団の方々とも十分協議してまいりたいというふうに考えてます。

特に、緊急時の情報提供ということは、非常に大切なことでございますので、先だつての地震の、岩手、宮城の地震におきましても、やはり早い情報、救助に向かう側、消防署であるとか自衛隊であるとか、そういった方々に要請もしなきゃいけないとかいうときに、こういった情報を早く、正確に伝えることが非常に大切なことだというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

いじめの実態でございますが、子どもたちを取り巻く環境は、日々変化をしております、その対応といたしまして、さまざまな調査を行い、分析をすることによって、その方向性を検討をしているところでございます。

議員がご指摘の調査は、文部科学省が実施をいたしておる、児童生徒の問題行動と、生徒指導上の諸問題に関する調査でありまして、いじめ、暴力行為、不登校についての調査であります。

調査結果につきましては、児童生徒の問題行動は、年々増加傾向であり、高知県でも、また同じような結果となっております。

2006年度における宿毛市の結果につきましては、いじめの件数が小学校で4件、中学校で5件となっております。昨年が、中学校の1件のみであったために、宿毛市においては、数字の上では9倍増加したということになります。

この増加につきましては、先ほど、議員が述べられましたように、調査を実施するに当たり、いじめの定義を変更したことが主な理由である

と考えられますが、また、そういうことでありまして、単純に比較はできませんが、宿毛市におけるいじめは、数字の上では増加傾向にあると考えております。

暴力行為につきましては、同調査で小学校がなし、中学校が8件。不登校につきましては、小学校が3名、中学校が19名といった結果になっております。

宿毛市だけで比較をした場合は、暴力行為は減少傾向にあります。いじめ、不登校は増加傾向となっており、教育委員会におきましても、学校や保護者、関係機関とも連携を図りながら、改善策を模索し、解決に向けての努力を重ねているところでございます。

いじめサインの点検による教育現場の取り組みについて、というご質問でございますが、子どもたちは、いじめや不登校だけでなく、多くの不安や悩みを抱えている子どもが少なくありません。そんな子どもたちの状況を、できるだけ把握するために、学校では、さまざまな取り組みを行っております。

児童生徒や保護者に対して、学校が相談しやすい環境であるための取り組みに努めることはもとよりでございますが、子どもたちとの日記、日誌のやり取り、個人面談を実施して、悩み相談を聞く機会をつくるなど、自分のこと、また直接記述できない子どもを考慮して、アンケートを実施する等、子どもたちからのサインをできるだけ早くキャッチできるような取り組みを、実施しております。

また、県の事業で児童生徒に対するスクールカウンセラーを学校に派遣してもらい、教師と別の立場から子どもとかわることで、問題解決ができるような取り組みも行っております。

教育委員会も、できるだけアンテナを高くして情報の収集に努め、情報を共有することによって、いろいろな視点から取り組みをしていき

たいと考えております。

いじめ撲滅に向けて、子どもたちによる自発的な取り組みについてというご質問でございますが、現在、いじめ撲滅に限定した取り組みはございませんが、各学校では、児童会や生徒会を中心に、人権を守る観点や、集団での望ましい生活の仕方を、自治活動の中で学習する取り組みをしております。

内容といたしましては、人権ワッペンをつけての啓発だとか、全校集会で呼びかけて行う等、児童生徒を主体とした取り組みを実施しております。

宿毛市の携帯電話やインターネットの利用状況についてでございますが、宿毛市の小・中学校における携帯電話の保有状況や、学校での指導に関しましては、毎年調査を実施しており、把握をしておりますが、携帯電話やインターネットの利用実態につきましては、把握はできておりません。

携帯電話の保有につきましては、平成20年5月に実施した調査では、小学校では14パーセント、中学校では24パーセントの児童生徒が保有をしております。保有をしている携帯電話のほとんど、83パーセントにメール機能がついておりますので、保有をしている児童生徒の大半がメール交換を行っていると考えられます。

インターネットによるいじめの対策及び今後の方策につきましてでございますが、議員のご指摘のように、いじめの最近の傾向といたしましては、携帯電話やインターネット等の普及による掲示板だとか、ブログ等によるいじめ等がふえている傾向にあります。

学校の名前は控えさせていただきますが、2校の学校の中で、その学校裏サイトによる書き込みによるいじめが、2件ほどありました。

そのため、各学校では、携帯電話やインター

ネットの犯罪等を含めた防止策といたしまして、講演会等を開催し、正しい使い方を指導しているところがございます。ただ、携帯電話やインターネットの規制は難しく、保護者の理解を得ることが前提となり、夜間の使用規制等や正しいルールをつくっていくことが大切であると考えております。

今後の対策といたしましては、保護者も含む講演会等も開催することが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、再質問をさせていただきます。

まず、メール配信についてですが、市長、今、今回、消防団の11名の分団長に、試験的にメール配信をしていただけたということで、前向きな答弁をいただきました。

このことだけでも、文字で明確に伝わりますので、聞き違いや、消防署への再確認等も、少しでも減るのではないかと思います。

また、身近な例といたしまして思うんですが、核家族化が進む中で、本市でも例外ではないと思いますが、年老いた祖父母、また両親が実家で暮らしていたり、同居世帯でも、昼間は1人でお年寄りが留守番をしていたりと。我が家でも、90歳になる母親と同居しておりますが、消防車や救急車のサイレンが鳴るたびに、方向やその地域が心配になり、確認に走ったりいたします。

このようなことも解消のためにも、一日も早く、市内全域へのメール配信ができるように、ご努力をお願いしたいと思います。

また、行政情報に関しては、先ほど言われましたけれども、加入世帯の問題だとか、予算措置もあろうかと思いますが、私が確認しましたメール配信技術によりますと、火災、災害、気

象情報はもとより、人命情報、行方不明者の情報ですとか、ダムの放流、断水、また有害鳥獣の情報、議会や選挙、交通規制、また不審者の出没情報等も、その地域の地図とともに、即刻流すことができるようであります。

市民一人ひとりが自分のニーズに合わせて情報を選べる、そういう意味で、安全、安心のまちづくりにもつながるのではないかと思います。

ぜひとも、いろいろな技術も勉強していただいて、お金はかけなくても、できることもたくさんあると思います。ぜひ、具体的な検討をよろしく願いいたします。

この件に関しては、答弁を求めません。

続いて、いじめ問題ですが、このいじめ問題全国調査というのは、社会問題化した1985年度に開始がされております。初年度の回数は15万5,000件、しかし、文部科学省は、当時、1,986年度に、いじめの定義を明確にすると、3分の1に減りました。その後も減る傾向は続きまして、94年に愛知県で大河内清輝君が自殺をしました。そのときには、社会的な問題になると、いじめの解釈を、文部科学省は拡大をいたしまして、結果、2.6倍に数字が跳ね上がっております。

そして、96年度以降は、また減る傾向となりました。

この経過を見ると、問題は明白です。子どもたちが苦しむいじめに対し、正面から向き合い、解決しようという姿勢ではなく、件数減らしが目的化されてしまった結果です。もちろん、懸命にいじめの解決に当たった教師や、学校があることは認めなければなりません。

今回、この結果を受けた文部科学省は、数字の増加は、現場がいじめの発見に努めている証拠と。件数増加を初めて積極的に評価をいたしております。

見て見ぬふりをすれば件数はふえない。その

結果、調査と実態がかけ離れたものとなります。これでは、子どもたちの命にさえかかわる、効果的な対策を講じられるわけはありません。

大人たちの一方的な姿勢の犠牲になり、苦しみ続けてきたのは子どもたちであるということ、肝に銘じなければなりません。

先ほど、教育長より、一つひとつの質問に対し、丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

県内の小中学校のいじめの件数は、県の教育委員会の発表によりますと、小学校で191件、中学校で258件、計449件と発表されております。その中で、先ほど言われましたが、本市では、小学校4件、中学校5件、計9件、全体の約2パーセントということで、学校比率からいっても、大変少ない件数で、教育委員会初め、関係者の皆さんのご努力がうかがえるかと思っております。

そこで、本年5月に、県教育委員会が発表をいたしました、いじめ・不登校等対策の中で、今後の課題や方向性が示されておりますが、本市においては、どのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

次に、ネットによるいじめについてですが、先ほど、教育長も申されましたが、今、最大の課題は、子どもたちが情報端末として使いこなしている携帯について、大人の側はよく知らないというギャップがあります。携帯電話に対する保護者の認識は、携帯電話だという程度で、携帯電話がインターネットに接続できることを知らない保護者も多いように思います。

さらに、最近はパケット定額制の利用で、子どもたちのネット利用量はますます増長してきていると思います。

いまやゲームサイトが出会い系として利用されているのが実態と伺います。

この問題は、大人がまず危険性を学び、気に

かけることで人間フィルタリングにならないかと思っております。

そこで、教育関係者や保護者はもちろんのこと、あらゆる機会に市民も参加できる勉強会等を取り、市民全体でネットいじめや有害サイトから子どもたちを守るといった意識改革が必要と考えますが、所見を伺います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

いろいろないじめ問題で、子どもたちの心や体が触まれている、こういう現状は、大人社会にもかなりの責任があると考えております。

宿毛市も、宿毛市の教育委員会としての取り組みをどのようにしているか。いじめや不登校に対する対応といたしまして、どのような取り組みをしているかと、ご質問であります。まず、宿毛市では、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置をしております。支援が必要な児童生徒を早期に発見をいたしまして、該当の子どもを守るための関係の機関が連携を図り、児童生徒とその家庭への支援を図るとともに、事後の対象活動ばかりではなく、子どもの体と心を守る未然防止に努め、児童生徒の健全育成が図れるように、取り組むような努力をしております。

また、教育委員会といたしましても、昨年度から補助事業といたしまして、問題を抱える子どもの自立支援事業の指定を受けまして、1名の教育相談員を配置をするとともに、スクールカウンセラーによる学校相談を、月1回、教育委員会の相談室で実施をする等、未然防止や早期対策に向けての取り組みが進んでおります。

今年度につきましても、補助事業のスクールソーシャルワーカー活用事業を行っております。

いじめ、不登校、暴力行為といった児童生徒

の問題行動等の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境が、複雑に絡み合っているものと考えられます。

したがって、児童生徒の置かれているさまざまな環境に働きをかけて、学校の枠を超えて、関係機関との連携を、より一層強化をいたしまして、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを2名を配置をして、問題解決に取り組んでいるところです。

また、児童生徒の置かれている状況が複雑で、多岐にわたることから、スクールソーシャルワーカーに対しても、適切な助言ができるスーパーバイザーの配置も可能となっており、より一層、充実した体制を整えていきたいと考えております。

子どもたちを取り巻く状況は、社会とともに変化をしており、現在の教育委員会の体制で、すべてをカバーできているとは考えておりませんが、子どもたちが置かれている現状や、状態を把握する中で、未然防止、早期発見、早期解決を目指して、取り組んでまいります。

それから、後半ご指摘がありました、携帯による犯罪を、どのようにして守っていくか。講習会を開いて、親も地域も入った取り組みをしてはどうかというご指摘でございますが、とても大切な取り組みだと思っておりますので、教育委員会、それから学校現場とも、地域、保護者とも話し合いをしながら、そんな機会を持つように努力をしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 一つひとつ丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

今回、いじめ問題を通して思うことは、いじめはいかなる理由があろうとも、絶対に許して

はならない。あらゆる手段を尽くし、根絶させるべきであると、私は思います。

そのために、いじめは人道上的犯罪、断じて許さないという強い意志を、学校を初め社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提ではないでしょうか。これからも教育行政に携わる皆さんの、より一層の努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、観光行政についてお聞きをいたします。

平成20年3月1日から平成21年2月1日まで、「花・人・土佐 であい博」を、現在も開催中ではありますが、本市でも関連するイベントが行われております。

4月26日には、松田川篠山自然体験のウォーキングが。5月1日から10月31日まで、栄喜の漁業体験が。6月14日、15日にかけて、ホテルの里体験ツアーが。

市長は、平成20年度の行政方針の表明、並びに6月の広報紙の中で、「宿毛には何ちゃあない」ではなく、「宿毛には何でもあるで」を、ことし宿毛のキャッチフレーズと位置づけをして、魅力ある宿毛市の再発見に努めていることと思います。

私も、松田川、篠山自然体験ウォーキング25キロのコースに参加をさせていただきましたが、ふだん車でしか行き来しない道を歩くことにより、松田川のすばらしさや、出井の甌穴の壮大さ、篠山のアケボノツツジの美しさを、再度確認することができました。

当日は天候もよく、ウォーキング日和でした。参加者の中には、松山市内から来られた方もいましたが、若干、募集人数に対して、参加人数

が少ないようでしたが、大変満足のいくイベントであったように思います。

また、8月から9月にかけて、「ばしふいっくびいなす」「飛鳥Ⅱ」「ふじ丸」が入港する予定にもなっております。

そこで、市長にお聞きをいたします。

本市には、まだまだすばらしい場所があり、本市に住む住民の皆さんが知らない場所が数多くあると思います。そういう場所のピーアールの仕方、並びに観光客に対する情報の提供について、どのように取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

学校支援地域本部事業についてであります。

平成20年度からスタートする文部科学省の学校支援地域本部事業について、担当の皆様は、十分ご承知のことと思いますが、概略など、少し説明をさせていただきます。

教育委員会、PTA、地元企業などの協力を得て、全国の中学校区単位1万校区に、学校と地域と連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進をいたします。

まず、全国64地域に運営協議会を設置し、1,800市町村に実行委員会を設置いたします。地域内の中学校区で、学校支援地域本部を設置するための地域コーディネーター及び学校支援ボランティアを育成、地域内の学校支援地域本部事業の事業評価を行います。

次に、学校支援地域本部の設置、これは2,500学校区で3年間継続をいたします。

学校と地域との連携体制を構築するために、学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティアが支援する事業、例えば学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校地域との合同事業の開催、これらを実施することもあります。

また、学校支援地域本部には、学校長、教職

員、PTA関係者、自治会など、関係者で組織をする地域教育協議会を置き、人材バンクの作成、学校支援事業の企画立案をするとともに、地域コーディネーター、学校と学校支援ボランティアのコーディネートを行います。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

この学校支援地域本部事業を、積極的に活用していくべきだと考えますが、本市の具体的な取り組みなどがあれば、お伺いをいたします。

最後に、(仮称)宿毛フルマラソン大会について、お伺いをいたします。

さきの3月議会で、同僚議員が質疑で、フルマラソンに対する質問があり、担当課からの答弁もあったところでありますが、その後、四万十町でも、来年の4月にフルマラソンを計画しているとの新聞報道がありました。

本市は、それよりも約1カ月早い開催予定になりますし、できるだけ早く、募集など市内、市外に対してアピールする必要もあるかと思えます。

たとえば、例えば、四万十市で開催されています四万十川ウルトラマラソンは、今年14回目を迎えるそうではありますが、今年10月19日の実施に対しまして、申込期間が5月22日から6月19日です。実施日からさかのぼって4カ月から5カ月前には、申し込み募集をしている経緯があります。

そう考えますと、本市で平成21年3月22日に実施をされますフルマラソンに関しまして、今回初めてということもあり、知名度もない状況だと思いますので、実施日から逆算をして、申込期日など考えていただきたいと思えます。

また、質疑の中で答弁されたマラソンコースの見直しを検討しているとのこともお話もお聞きをしています。

3月議会が終わって、約3カ月を経過したわけですが、今現在、どの程度、進展をしたのか、

お聞きをいたしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に観光情報の関係でございますが、観光につきましても、非常にいろいろな取り組みをしなければいけない。多方面での取り組みをしなければいけないというふうに思っております。

私は、日ごろから何ちゃない、何ちゃないと言って、皆さん、市民言わないでくださいと。何でもあるじゃないですか、こんなというふうなことを、宿毛の地に帰ってから、ずっと思ってたわけでございます。文書に書いて出したり、質問に対してはお答えもさせていただきました。

市民の皆様も、これを機会に、何でもあるねというふうな感じで、意識を変えていただきたいというふうに思います。

自然もありますし、非常に新鮮な魚、新鮮な野菜、都会に暮らしている人から見れば、お宝の山だというふうな、私自身は本当は思っております。

それから、全国に誇ることでできる歴史的な人物も、たくさん輩出されております。

例えば、早稲田だ、小松だというと、もう全国区。小松、早稲田、世界的に有名ですね。こういった方々を輩出している、そのふるさとが宿毛だということは、このご先祖様を持っている早稲田、小松の社員の方、学生の方々、みんなご存じなんです。

そういったご存じでも、ちょっと遠いかなというところがありまして、なかなか足を延ばしてはいただけないところが実情かなと。そのためには、やはり道路を整備しなければいけない。また、鉄道にもきちんと乗ってもらわなければいけない、そういったことを考えておる毎日

でございます。

それからまた、皆さんの、私自身は、宿毛の人たちの心持ちと申しますか、何と言いますか、お客さんを接待するという心と申しますか、お遍路さんによく使われておりますけれども、お接待のもてなしの心があるということですが、お遍路さんに限らず、宿毛の人たちは、宿毛以外の方々が見えたら、非常に気さくに声をかけてくれるというふうな、といったすごく親しみやすい、旅人に親しみやすいような心持ちがあるというふうなことを思っております。

市民が、何ちゃないじゃなく、何でもあるというふうな心を、まず持ってもらいたいというのと、意識の中に、魚があり、野菜があり、自然があるじゃないかと。歴史上の人物があるじゃないかということ、まず見直していただきたいということが、まず1点。

そうすることによって、市民一人ひとりが宿毛市の宣伝マンになっていただけるんじゃないか、こういったことをずっと思っておるわけでございます。

例えば、沖の島とか、篠山とか、「だるま夕日」、これはだれでも、今のところはご存じだと思いますけれども、市民の皆さんが知らない、隠れた名所。岡崎議員が、先ほど篠山自然体験ウォーキングをされたときに、いろんな情景が入ってきた。目に入ってきた。車で走っているばかりじゃなくて、日ごろ、ご自分の知らないところが見えたということをおっしゃってました。そのようなご趣旨のことを思って、言っておられたと思いますけれども。

そういったものが、掘り起こしていけば、たくさんこの宿毛にはあると思います。

私自身は、毎年、宿毛の四季フォトコンテストをやっています。「だるま夕日」のコンテストと一緒にですね。

この写真を見たときに、こんなすばらしいと

こがある。写真もすばらしいんですが、そこを写した自然の情景というのは、すばらしいものがあるから、写真もいいものが撮れているんだというふうなことを考えます。

だから、そういったことを、市民の皆様が、市民がまずそれを知っていただきたい。こういったところには、こういったすばらしいものがあるじゃないか。四季フォトコンテストを見て、すばらしい写真だということも大切だと思いますが、こういったことが宿毛市にあるんだということを、まず頭の中に入れていただいて、お客様方に、それを紹介していくということが、まず1つ大切じゃないかなと思ひまして、ことしは宿毛の再発見をテーマにしまして、市内外の皆様にピーアールをしていただきたいということで、四季折々の自然とか、魅力スポットを映像化をするという方向で、今、取り組みを進めておりまして、そのための予算措置を、今回の補正予算にも組まさせていただきます、必要予算を計上させていただきますしております。

やはり、宿毛市が観光という形でものを言うていく以上は、市民の皆さんが、まず宿毛のことをたくさん知っていただくということから始めなきゃいけない。ただ、旅行会社に、宿毛はいいですよということばかり言っても、そこ、宿毛のどこがいいんですかという形のを、皆さんが認識しているのと、認識していないとでは、全然違うと思います。

私自身も、まだまだ知らないところもあります。そういったところを、やはりフォトコンテストであるとか、今、これからお願いしようと思っております、予算化されましたら、映像にとっけていただき、それを目に焼き付けて、よそに売りに行きたい、こんなに、観光のためには思っているわけございまして、この基礎をまずやっていきたい。

そしてまた、外に対しては、旅行会社に対し

て、交通の面はちょっと不便と言いました。本当に不便です。不便ですけれども、非常にいいところですよということを、やっぱり売っていかなくちゃいけない。

交通、観光の企画の中に、旅行会社に入れていただくことも大切ですし、また、我々宿毛大使も任命をさせていただいたりしております。そういった関連のところ、宿毛のいいところを売り込んでいく。また、口コミもしていただくということが、非常に大切なことじゃなからうか。

国の方も、ことしの10月には、国土交通省に観光庁というのをつくるということが、もう決まっているようでございまして、宿毛を売るために、この四国西南として、四国運輸局の観光の担当がございます。そういった方々も、いろいろと協力、支援をくれるということになっております。

人の力も借りながら、まず宿毛市の皆さんが、宿毛のいいところを知っていきこうじゃないかという運動を、たくさんやっていきたいというふうに、今は思っておるところでございます。

次に、教育行政は教育長の方にお任せしまして、フルマラソンの関係でございます。来年3月22日に、初めてのフルマラソンを開催するということで、もう決めていただきまして、この実行委員会を5月14日に開催いたしました。

この中で、役員、規約、組織等を決定していただきまして、開催日を、先ほど申し上げました21年3月22日、日曜日でございますが、これを開催するということに決定をいただきました。

大会の名称につきましては、当日に提案した名称案でなくて、各マスコミを通じまして、名称募集をいたしました。名称は非常に大切なことだと思いますので、一般から募集をしたところ、現在、63件の提案をいただいております。

て、次回の実行委員会で決定をすることとなっております。

それから、コースでございますが、先に宿毛市総合運動公園をスタート、ゴール地点といたしまして、主に松田川沿いに県道宿毛津島線を走るコースとしていましたが、委員の、これフルマラソン実行委員会の委員の方々から、もっと応援する人の多い市街地を走らせるべきではないかというふうなご意見もございまして、現在、再検討をしているところでございます。

いろいろ、警備の関係、交通の問題等々ございまして、そういった多方面の検討が、まだまだ必要というふうになってきております。

そういったところで、次の実行委員会までには、決めていただきたいというふうに思います。

そして、ご心配の向きでご質問はあったというふうに思います。初めてのフルマラソン大会で、各地域でフルマラソン大会が、非常に多くなりつつあります。そういう中で、3月に宿毛市がやって、4月にまた四万十町というふうなことでございまして、本当に、先ほど申しました交通不便でございますけれども、来ていただけるかどうかということに関しましては、早いうちからやっぱり宣伝をしなきゃいけない。そして、ある一定、特徴のあるふうな、フルマラソンにして、第1回目でございますから、これで初めてで終わりではないということで、この始まりでございますから、この始まりの大会が、非常に大切だというふうに、私自身も思っておりますし、また、宿毛市のフルマラソン実行委員会の皆様方も、そういう意識を持っております。

そういうことで、早いうちから宣伝をしていかなきゃいけない。今後の日程でございますが、既に宿毛市のホームページに掲載をいたしました。とりあえず、その名称、コースは決定次第、マラソンの専門雑誌であるとか、メディア、そ

れから旅行者等への積極的な情報発信をしてまいりたいと思っております。

私も、ロコミが大切なものですから、せんだっては、5月に小松市へ出張させていただきまして、小松の方々とお会いしたら、それは絶対、小松の工場にもジョギングランナーとか、マラソンを走る方々がたくさんいるそうでございます。そういった方々も、大挙して行きたいというふうなお話もされてましたし、また、大学の方にも、申し上げていきたいし、既に大使の方には、話しております。

だから、いろんな人づて、ロコミというものが、非常に大切になってきます。

議員の皆様方におかれましても、ぜひロコミで、市外へ情報発信していただきたいというふうに思っております。

それから、ランナーの募集でございますが、約6カ月前の10月初旬から始める予定にしております。初めての大会ということで、早め早めに対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、実行委員会でございます。3月の議会から3カ月ほどたっております。

まず、実行委員会の組織を、これ4部門に分けておりまして、総務、選手の部、それから競技の部、審判部というふうに分けております。

それから、23班構成をしております。事務局におきまして、部員の人選、班員の人選等を進めておる状況でございまして、また、大会運営には欠かすことのできないスタッフ、ボランティアの確保のために、各種団体への協力依頼も行っております。

今後とも、名実ともに、市民ぐるみの大会となりますように、市民各位にお願いしなきゃいけない。これ、市民全部が出てもらいたいというふうな大会でございます。

もう、小学生も中学生も高校生も、ぜひ市民

全員に協力をいただきたいというふうを考えております。

また、スタッフ、ボランティアのマニュアルづくり等についても、これは先進地を参考にしながら、準備を進めております。そういうことで、皆様、宿毛市の担当だけではなくて、宿毛市民が、おらが宿毛市が、全員でこのフルマラソンをやるんだというふうな気持ちに、ひとつなっていたきたいということをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

学校支援地域本部事業について、本市の具体的な取り組みについて、お答えをいたします。

青少年をめぐるさまざまな問題が発生するたびに、地域の教育力の低下がよく指摘をされます。

岡崎議員から説明がありましたが、本事業は、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することによって、教員の子どもと向かい合う時間を確保して、住民の、知識とか経験とか学習成果の活用機会の拡充を図って、結果的には、地域の連帯感の醸成だとか、地域の教育力の向上が図れる、そういうことを目的として、本年度より実施予定の文科省の事業であります。

教育委員会におきましても、事業採択に向けて、計画書を作成をして、申請をしております。

申請に関しまして、説明をいたします。

大島小学校支援本部といたしまして、PTA、地区長、民生委員、教員、行政関係者の20名で構成をする実行委員会を設置をいたしまして、登下校における子どもたちの安全の確保、環境整備の事業、地域を巻き込んだ学校行事を、地域の協力を得ながら実施をしていこうというものです。

また、このような活動を通して、子どもたち

と地域の方との交流を進めることによって、心豊かな人間の育成を目指しております。

議員が言われましたように、本事業は、計画どおり実行ができれば、とても有意義な事業だと考えておりますので、教育委員会といたしましても、採択を受けるように努力をしております。

この事業は、委託を受けた都道府県が、教育委員会もしくは実行委員会に再委託を行う形になっており、現時点では、教育委員会においても予算化がされておられません。

本市の申請に対しても、内示等もまだいただいております。事業が採択となりましたら、9月議会におきまして、補正予算を計上させていただきますかと思っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） それでは、2番、再質問をいたします。

まず、観光行政についてですけれども、先ほど、市長の方から話がありました。市民の皆様が知らない部分を知っていただいて、それをお客様に宣伝していただく、これは確かにそうだと思います。私自身も、まだ宿毛市のいいところとかは、まだ全然わかってませんので、これから勉強をしていきたいところであると思いません。

それで、本市には、まだすばらしい自然もありますし、また、今まさに時代はエコブームでございますので、いろいろな方法を考えていただきたいと思えます。

また、本市の四季折々の風景を紹介するピーアール番組を、制作する予定になっているとも、今、お伺いをいたしました。

ただ、つくるだけではなく、つくった後のことも考えていただきたいと思えます。

また、本市には、ホームページもありますの

で、平成19年度、本市のホームページのアクセス数は32万7,000件だそうです。

そこで提案ですけれども、ホームページ上で四季折々の風景を動画で配信をしていただくと、本市以外の方々も見ることがふえるわけですから、そのような方法も、1つ考えていただきたいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、(仮称)宿毛フルマラソン大会についてですけれども、今、市長の方から、詳しい説明等々ありましたので、余り心配はしておりませんが、1点だけ。

何をするにしても、ボランティアというのは、集まりにくい状況になっております。

例えば、10月に実施をする予定になっております宿毛まつりについてもそうですけれども、なかなかボランティアの方が集まりにくい状況になっておりますので、その点を考えて、ボランティアに関する募集の仕方等々を考えていただきたいと思います。

それで、1点ですけれども、現在、ホームページ上で、市民ボランティアの登録をしませんかということで、市民ボランティアの登録をということで、市の方が呼びかけをしておりますけれども、現在、どのぐらいの登録があるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

次に、学校支援地域本部事業についてですけれども、先ほど、教育長からいろいろな話がございました。

私がちょっと考えている点で、本市には中学校が一応6校あります。中学校区単位で授業を受けられることになっておりますので、今回、大島小学校だけということですので、せめてあと1校ないし2校の申請があってもよかったのではないかなと考えておりますけれども、そこは教育長として、どのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長(寺田公一君) 市長。

○市長(中西清二君) 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ホームページ上で四季折々を動画で配信せよというふうなご提案でございます。

これ、多分できると思いますので、この映像が、予算が通ってからでございますが、予算を通していただいて、この映像ができましたら、そういったところで新しい宿毛の魅力といったことで、ホームページ上の動画配信といったものにも取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、私どもも市民ボランティア、マラソンに限らず、いろいろ市民ボランティアを募集しているわけですが、なかなか目立って、これに登録していただいている方が少のうございます。

多分、フルマラソンにということに、特定のものであれば、また初めてのことでございますので、恐らく市民の皆様、たくさんご協力はしてくれるものというふうに、私自身は思っております。

先ほど申しましたように、これ、小学生、中学生、高校生も含めた形で、ぜひ皆さんにご協力願いたいなというふうなことを思っているわけでございます。

今、突然でございますので、今、市民ボランティアとして、今まで募集してきたものは何人おるか。ちょっと今、把握をしておりますので、恐れ入りますが、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長(寺田公一君) 教育長。

○教育長(岡松 泰君) 岡崎議員の再質問にお答えをいたします。

中学校区単位でということでございますけれ

ども、モデル事業でありまして、なかなか県下でしっかりと調べた数字は持っておりませんが、何校も指定にはならないということもありまして、それから、希望する学校がありませんでして、それで大島小学校は、平成19年度に多忙化解消に向けた研究校として、県の指定を受けておりまして、学校態勢とか、事務の処理のあり方だとか、各種の行事の見直しなどが、いろいろな保護者と地域の取り組みがなされておりました。

それで、いろいろな地域との連携活動が進んでおりましたので、より洗練された取り組みができるのではないだろうかということで、お願いをいたしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、今、市長並びに教育長から、大変わかりやすい答弁をいただきました。まことにありがとうございます。

（仮称）宿毛フルマラソン大会については、私も参加できましたら参加したいと思いますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上で、私の一般質問の方は終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（寺田公一君） この際、15分間休憩をいたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川でございます。ただいまから一般質問を行います。

今回の質問は、1問となっておりますが、適切なご答弁をお願いしたいと思います。

市営住宅の耐震対策について、お聞きをいたします。

私がちょうど、今回の質問内容をまとめておりましたところ、先週末の土曜日、午前8時43分ごろに、東北地方でマグニチュード7.2、震度6強の岩手・宮城内陸地震が発生をいたしました。15日、昨日の段階で、死者9名、行方不明者13名、負傷者231名という被害が報告されております。

各地で家屋の倒壊や、大規模な山崩れ、がけ崩れが発生をいたしまして、幹線道路、水道、電気などのライフラインが寸断される、大きな被害に見舞われております。

また、ことしの5月12日には、中国四川省で発生いたしましたマグニチュード8の巨大地震では、中国政府の発表によりますと、6月11日現在で、死者、行方不明者合わせて8万6,000人、負傷者が37万4,000人、被災者数も4,624万人を超えるなど、壊滅的ともいえる被害をもたらしております。

いずれの地震におきましても、現地では大規模な余震や、そして地震によってせきとめられた土砂ダムの決壊によりまして、二次災害の危険にさらされております。

今回の地震で、自然の猛威になすすべもなく、犠牲となられたすべての被災者に対しまして、改めて哀悼の意をあらわすとともに、この場をお借りして、心からお悔やみを申し上げたいと思っております。

地震列島といわれる我が国では、過去にも数多くの巨大地震によりまして、多大な被害を受け、尊い命が奪われてきたことは周知のとおりでございます。

最近でも、昨年3月25日には、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.9、最大震度6強の能登半島地震が、さらに同年の7月16日には、新潟県沖でマグニチュード6.8、最

大震度6強の新潟県中越沖地震が発生いたしました。それぞれ甚大な被害をもたらしております。

さて、こうした巨大地震に対する恐怖は、対岸の話ではございません。私たちの住むこの宿毛市におきましても、巨大地震に対する不安は、日一日と高まってきております。

いつやってくるもおかしくないといわれます南海地震の規模は、1854年に発生した安政南海地震のマグニチュード8.4クラスの震度6強を想定しております。

地震による津波の高さは、最大8メートルにも及ぶとされておりまして、宿毛の市街地にも巨大な津波が押し寄せると予想されております。

昨年4月19日の高知新聞朝刊では、高知県の地震予測地図が更新され、30年以内に震度6弱以上の揺れが起こる確率が、それまでの50.1パーセントから52.3パーセントに上昇したと報じております。

これが、政府の地震調査委員会、事務局が文部科学省でございますが、公表した数字でございます。2007年1月1日を基準にして、地震発生の確率を再計算しましたところ、過去1年間に地震がなかった地域で、地震発生の確率が上昇していることが明らかになったために、修正されたものであります。

政府では、建築基準法や建築物の耐震改修の促進に関する法律を改正いたしまして、これまでにさまざまな地震対策を講じてきております。当然、高知県におきましても、法に基づく高知県耐震改修促進計画を策定し、県下各市町村と協力いたしまして、県内の耐震対策の各種事業を展開しているところであります。

改正耐震表では、政府は平成27年の目標として、建築施設の耐震化率を90パーセントにするとしております。市町村は、法による耐震化促進計画の策定を義務づけられてはおりませ

んけれども、高知県の考え方は、市町村でも策定することが望ましいとしておりまして、全国の市町村では、既にこの計画を策定し、国や都道府県とともに目標を設定して、耐震化に取り組んでいるところも少なくありません。

本市におきましても、本年3月、宿毛市耐震改修促進計画を策定いたしまして、国や県に準拠した数値目標を掲げ、昭和56年、新耐震基準を満たしていない建築物のうち、主として住宅及び特定建築物を中心に、耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に進め、建築物の耐震化を図ることとなっております。

宿毛市行政として、市内の耐震対策、住宅建築物耐震改修等事業、地域住宅交付金、国土交通省安心安全な学校づくり交付金等々、交付金事業や補助事業によりまして、積極的な耐震対策を講じる必要があると考えます。

しかし、この宿毛市耐震改修促進計画には、高知県耐震改修促進計画に位置づけられております公共的建築物の施設名や、公共的建築物の耐震化の目標の中にあるはずの公的住宅、公営住宅と改良住宅のことでございますけれども、これがそっくり抜け落ちておりまして、宿毛市の公共的建築物からは、市営住宅のすべてが除外され、耐震化の対象施設に位置づけられてはおりません。

宿毛市の56年5月からの新耐震基準以前に建築された市営住宅建築数は、寄附された住宅1戸を除きまして、全体の92.7パーセントにあたります369戸。内訳は、公営住宅205戸、改良住宅164戸となっておりますが、宿毛市耐震改修促進計画の住宅の中を見ても、公営住宅や改良住宅に関する抽出数値は明らかにされておられません。

この数値は、平成15年の住宅土地統計調査に基づくものでございまして、市内の既存住宅耐震化の統計データが存在しないために、耐震

化率の根拠については、国の指導による推計数値で59パーセントとはじき出しております。

この耐震化率は、あくまでも計算上の推計値でございまして、実態を反映した正確なものではございません。

ちなみに、市営住宅を含めた市内の56年以前に建築された戸建住宅総数は4,440戸で、そのうち3,907戸、88パーセントでございまして、これが耐震性がないとされております。

533戸、12パーセントについては、耐震性ありというアバウトな数字でございまして。

ちなみに、56年以前の耐震基準で建築された宿毛市内の住宅総数は、4,580戸、48パーセントとなっております。そのうちの木造建築が4,010戸となっております。これを除く570戸には、その中に56年5月以前に建築された市営住宅の369戸も含まれているものと思われま。

市営住宅で生活する入居者の皆さんは、いつ来るかわからない巨大地震に対する恐怖で、毎日が不安の日々を送っておられます。学校や保育所を初め、公共施設などの耐震化も、当然行わなくてはならないことは言うまでもございませませんが、市営住宅で住まいする子どもたちは、学校や保育所から帰ってきて、学校や保育所より長い時間、市営住宅で生活しております。

当然ながら、市営住宅につきましても、学校や保育所と同じように、耐震化を進めることが必要であります。

家賃を払っている入居者からいたしますと、自分たちが毎日暮らす市営住宅が、想定する地震に対して一体どれだけの耐力があるのか。あるいは、ないのかを、データとして示してほしいと思うのは、当然なこととございまして、切実な願いであるはずであります。

耐震診断の結果次第では、市営住宅に住み続

けるのか、それとも避難をすべきなのかを、入居者みずからが選択し、そして判断しなくてはならないケースも出てくると思われま。

宿毛市では、現在、56年以前に建築した個人住宅の耐震化を推進するように、補助金を準備して、呼びかけております。

当然ながら、市営住宅の耐震診断テストは、家主たる宿毛市が取り組むべき最低限の責任ではないかと考えま。

以上、宿毛市として、きちんとした市営住宅の耐震診断をまず行い、耐震改修計画、あるいは建てかえ計画を策定することが重要だと考えま。

もし、その必要がないとするならば、そういう判断でございませならば、宿毛市として、責任を持って、この市営住宅の耐震の安全宣言をすべきだと思いますが、市長の基本的なご見解をお聞きして、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、先ほどご質問の中にありました、市の、宿毛市耐震改修促進計画の中での市営住宅の位置づけでございませが、これ、公共的住宅、建築物の中ではなくて、住宅の方に入っておりますので、そこのところをまず申し上げておきます。恐れ入ります。

市営住宅の耐震対策でございませが、市の市営住宅は、23団地の233戸。改良住宅が8団地の166戸、合計で31団地399戸となっております。最も古い建物が、昭和29年の建築でございませ。

耐震基準が改正されました昭和56年以前に建築された住宅は、375戸ありますが、このうち164戸の改良住宅は、昭和62年から平成3年にかけて、増改築工事を施工しまして、建築主事の建築確認を受けておりますので、新

耐震基準に適合していないと、現在、考えられるのは20団地211戸でございます。

公的住宅の耐震診断を行いまして、耐震改修計画、あるいは建てかえ計画を策定すべきではないかとございまして、

耐震診断につきましては、ご指摘のとおり、1棟ごとに詳細に行うべきだというふうには思っています。

これを実行するには、国の補助制度を活用するとしても、多額の費用は要するわけでございます。そのため、まず新耐震基準に適合していないと考えられる211戸について、高知県から示された簡易診断マニュアルによりまして、耐震診断を行うべく準備をしているところでございます。

また、新耐震基準に適合していると思われる住宅につきましては、新耐震基準以前の住宅と比較しますと、一定の耐震性を確保していると考えておりますので、20団地の診断を踏まえて、その後、検討してまいりたいと、このように考えております。

また、耐震化または建てかえにつきましては、本年3月に策定しました、議員からのお話もございました宿毛市耐震改修促進計画におきまして、国、県に準じて住宅の耐震化率を90パーセントとする目標を掲げておりますので、今後、あらゆる機会をとらえ、県とか国へ補助率の引き上げ等を要請をするとともに、27年度までに計画的に実施し、この目標に近づけるよう、努力をしてまいりたい、このように考えております。

もう1点、コンクリートブロックづくりが56年以降につくられておるのもございます。これにつきましては、コンクリートブロックづくりですので、56年以降でも、直ちに安心とは言えないというふうな状況にもございますということをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 2回目の質問をさせていただきます。

基本的なご答弁は理解、理解と言うか、説明はわかりました。

ただ、納得はしておりません。

1点、ちょっと具体的に言いますが、先ほど、数字を、これ先ほど、1回目の質問で取り上げさせていただいた数字は、全部担当課からいただいた数字でございますので、間違いはないと思いますが、

全399戸のうち、56年基準の耐震基準で、その後、建てられた住宅以外の住宅、市営住宅が多くあるわけでありまして、

この、先ほど市長が説明されたように、県の方の区分けと申しますか、市営住宅、公的住宅の仕分けについては、2通りありまして、戸建の住宅の分野にも入っておりますし、それから、公共施設の分類にも入っております。その分類の中には、詳しく、具体的な数字として、公的住宅の市営住宅、改良住宅、公営住宅、改良住宅ということ。

それからまた、特定何とかという、またいろいろあるようでございますけれども、そういったものを含めて、耐震化率の数字も出されておりますが、非常に、すべて宿毛市もそうですが、アバウトな数字になっております。

県の公的住宅で把握されてる、県内の全体が1万7、100戸程度ありまして、その1万4、000戸、82パーセントが耐震性があるという評価になっておりますけれども、この内容についても、実際にテストを行った結果というよりも、図面上の判断、そして先ほど市長が申しました、宿毛市において改良住宅をかつて、昭和61年でしたか、増改築をいたしました雨漏り対策として、まず。

そのときの構造計算が確かにあります。私もそれを見せていただきましたが、専門家にも見ていただきました。

それは、上乘せ分と申しますか、増築分の計算で、もとの56年耐震以前に建てられた、基準で建てられたブロック構造の改良住宅が、設計どおりであるという前提で、構造計算を、上物をやったわけでありまして、決してその後、56年耐震をもとの、基礎から満たしているということではないというふうに、私は理解しております。

したがって、県の担当も言うておりましたけれども、机上の診断と申しますか、判断で耐震化率として出しておりますけれども、それが安心、安全かと言うと、決してそうではございませんということもはっきりおっしゃっておりますし、各市町村に対しては、この際、基準に達した、基準と申しますのは、建てかえですね。建てかえをしていいよという基準に達したところについては、建てかえ計画を出して、どんどん建てかえていただきたい。そのことによって、耐震化を図ってってもらいたいということをおっしゃられております。

そこで、いろいろ、国の方の、国交省の見解もありますが、国の方では、この市営住宅は、公的住宅は、住宅のセーフティーネットだということで、国民が安心して暮らせる最低限の、住宅として提供された、公的な住宅として、きちっと安全を担保せんといかんということは、ずっと言われておりまして、公営住宅の建てかえと地方財政という、こういった冊子もつくりましたね。

国交省というか、以前、建設省の方へ、港湾の方でおられた市長ですから、ちょっと関係しておるかどうかわかりませんが。

そうした住宅総合整備課の方で、各自自治体に対して、決して財政的な負担が大きくなるわけ

ではありませんよというようなことも、シミュレーションして、都市型と地方型、田舎型の建てかえ計画のモデルを示して、どんどんそういう方向で取り組んでもらいたい。支援しますよということをおっしゃっているわけです。

ちなみに、公営住宅は、2分の1補助であります。改良住宅は3分の2補助なんですね。それで、56年耐震の時点から考えても、ほとんどが56年以前に建てられた、もしくは住宅、コンクリートづくり、RCづくりのやつも含めてですけれども、かなり多いというふうに思います。木造はほとんど、それ以前はないわけですから、ほとんどがその対象になってくるのではないかなというふうに思います。

ほとんど、56年以前に建った分につきましては、建てかえの対象にほとんどなっているんじゃないかというふうに、私は認識しております。

そこで、再度お聞きしますけれども、根拠として、耐震化率、耐震化ありと。耐震性ありというふうに診断をした根拠として、図面上の判断だけでいいのかどうか、いうことを改めて市長にお伺いをしたいわけでありまして。

専門家に聞くと、10年もすれば、クラックが入ったり、いろいろ劣化が進んで、建築当時の耐力が、いつまでもあるというふうには考えられないというお話も聞いておりますし、実際に、耐力測定をしてみないと、現状がわからんのではないのかなというふうにも思いますので、ぜひ、診断のための、たかだか2分の1の補助金も払えないということではないと思いますので、安心安全な住まいづくり、セーフティーネットとしての市営住宅を守っていくためにも、ぜひそういったサンプル調査も含めた診断を、やられてはいかがかなと。

国土交通省の室長のお話では、56年耐震以後の建築の内容の、建築のされた公営住宅、市

営住宅、改良住宅も含めてですが、耐震診断を交付金として、交付金事業としてやっていいですよということもおっしゃっておりますから、県についても、自前の制度がありますので、それでやれるというふうに言っておられますので、先ほど言われた20団地211戸に対する簡易診断マニュアルによる診断でよしとするというのについては、ちょっといかがなものかというふうに思います。

それとあわせて、ちょっと、関連しますので触れておきますが、宿毛市の小中学校の耐震化状況の公共的な部分になりますが、建築物になりますけれども、それについても出ておまして、非常に耐震化率低い状況です。統廃合のこともあろうかと思いますが、こうした数字も見ても、宿毛市が耐震化に対して、積極的な自治体なのかどうかということが、市民、住民からも問われているんじゃないかなというふうにも考えられますので、積極的なそうした安心安全のまちづくりに向けた、市長の積極的な取り組みをお願いもしたいし、そういった方向、方針をお示しできるかどうかについて、再度質問をいたします。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質問にお答えします。

耐震化の問題でございます。

56年以前の建物で、増改築しました164戸でございますね。これについては、今もお聞きしまして、屋根の補修だとか、それぐらいのもので、根本的なものをやってないというふうな部分もあろうかと思えます。

こういった形のものについては、これは、56年以前の建物と同じようなことで、やっぱり考えなきゃいけないのかなというふうな気持ちがしております。

図面上のみでよいということではございませ

ん。この56年以後建てたやつでも、いろいろな建物に問題がある建物もあろうかと思えますし、やはり、この簡易的に増改築した部分については、やはり56年以前に建てたものと同じ扱いをすべきだろうというふうなことを、今、思っております。

また、担当課と詳細に詰めて、きちんとした対応をとってまいりたいというふうに思います。

それから、宿毛市の耐震化率が低いのは、学校に関しまして、先日、高知新聞の方に、宿毛市26.数パーセントということで載っておりました。

これ、まず第一に、学校の耐震化につきましては、まず咸陽小学校をさせていただきまして、この耐震診断やって、1次、2次とやっていきまして、耐震工事をいたしました。

この金額と、新しい学校を統合、子どもが非常に少なくなっております関係で、今、学校の統合計画も進めさせていただいております。

古い学校を、今、莫大なお金をかけてするよりも、いろいろ経済比較もしました関係で、子どもの少ない、いろいろ学校統合問題については、問題もございませぬということは、十分承知しておるわけでございますが、例えば小筑紫を1つの小学校、栄喜、田ノ浦ということで、今、地元の方々にも説明させていただいておるわけでございますが、この3校を耐震診断して、耐震改修するよりも、経済比較をしましたところ、1校新しい学校を、きちんとしたものを建ててあげた方が、子どもたちの環境のためにもいいしということで、統合して、新たにつくった方がいいというふうな判断をしたわけでございます。あと、宿毛の方でも、学校の統合計画を示させていただいたわけでございます。

そういったことで、少しおくれております。

小筑紫、栄喜、田ノ浦と、一応、小学校の耐震につきましては、この統合計画のとおりまい

りますと、約46パーセント以上になるかというふうに思います。

そういったことで、この計画の進展ぐあいと、30年以内に、もう半分以上の確率で起こるといわれております。この地震に備えることは、非常に大切でございます。中川議員おっしゃいましたように、市民に安全安心を、そしてまた、学校施設は、地震等が起こった後の避難施設でもあるということもございますし、これは早急に手をつけたい課題であるというふうな認識をしております。

できるものを、きちんと早く手をつけてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長(寺田公一君) 14番中川 貢君。

○14番(中川 貢君) これは、高知県のとし3月に4回目の変更された地域住宅計画です。

各市町村の計画が、これに反映されて、国交省に行って、交付金対象の事業となるということでございます。

その一番最後のページに、公営住宅、改良住宅の耐震化の状況とございまして、非常に、宿毛市は余りよくなくて、49.2パーセント程度の耐震化率という報告を、県の方にはあげておるようでございますけれども、実際は、先ほど言いましたように、これより実態としては、もっと低い数字になるのではないのかなというふうに、私は感じておりますので、きちっとした、めでたい数字を発表するのではなくて、シビアな数字として、本当に安全な、耐震化率を安全な施設として発表できるようにやっていたきたいというふうに思うわけでありまして。

こういった、県も住宅政策として、こういった地域住宅計画を策定しておりますけれども、宿毛市が今後の計画において、積極的にそういった計画に組み入れていただく中で、補助事業、

交付金事業等々、積極的に活用して、利用できる、そういった制度は十分活用して、地域の安全を確保していただくと同時に、そうしたことも1つの地域浮揚にもなってきます。国の示したパンフレットにもありますけれども、高齢者の対策であるとか、介護福祉の関係、それから地域福祉推進の関係、いろんな分野で、この公営住宅、改良住宅の改修なり、この耐震化をすすめる中で、進めていくことが可能であるという、そういったことも、積極的に指導されておりますので、再度、取り組みを検討されて、積極的な耐震化政策を、宿毛市において進めていくべきだろうというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長(寺田公一君) おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時52分 延会

平成20年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成20年6月17日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 児島厚臣君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 出口君男君
市民課長 弘瀬徳宏君
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） おはようございます。

5番、浅木でございます。ただいまから、私の一般質問をいたします。

質問に先立ち、昨日、地震対策で質問した中川議員も触れておりましたが、岩手・宮城地震の被害に遭われました皆様、私も、この場をお借りいたしまして、お見舞いを申し上げさせていただきます。

中国四川省の地震に続き、このたびの地震でも、山崩れが河川を堰きとめることによる災害の拡大は、今後の防災対策の教訓にする必要があると痛感しました。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

1、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

1番目には、米軍艦の宿毛湾再入港についてであります。

去る5月21日に、宿毛湾港へアメリカのイージス駆逐艦が入港し、26日まで停泊しました。

2006年の初入港からわずか2年のうちの再入港であります。前回は日本共産党議員団は、平和な宿毛の港に米軍艦を入港させたことに対し、この場で厳しい議論をしました。今回は、前もって市長に、知事も協議し、入港、接岸を認めないよう申し上げてありましたが、非核証明書の提出さえも求めないまま、許可を出してしまいました。

このことに対して、日本共産党の議員として、平和な港を守りたいとする市民の声を代表し、

厳しくその責任を追及し、次のことについて質問いたします。

まず、なぜ戦争実行中の外国艦船に、入港、接岸の許可を与えたのか。また、なぜ米政府に対して、非核証明書の提出を求めなかったかです。

アメリカは、アフガニスタンとイラクに対して、侵略戦争を行っており、既にイラクだけでも、子どもや女性を含め、15万人以上の人々の命を奪っております。

今回、入港した「オカーン」は、2001年にはアフガニスタン攻撃の不朽の自由作戦に。そして、2003年からは、イラク攻撃のイラクの自由作戦に、空母カールビンソンとともに加わっていた部隊であります。

こうした侵略戦争を実行中の部隊を、友好だ、親善だと入港させること自体が、戦火に苦しむ人々に敵対するものであります。

また、この艦船には、核弾頭を装備できるミサイル、トマホークが搭載されております。高知県の港湾における非核平和利用に関する決議をしている県としても、非核平和都市宣言の決議をしている宿毛市としても、核兵器を持ち込ませぬ立場を堅持し、核兵器を積んでいない証明書を提出させるべきでありました。

しかし、提出を求める手続すらしなかったことは、許可ありきの対応であったと思いますので、このことについても、ご答弁を願います。

2番目に、アメリカ軍側の入港理由は、友好と親善となっておりますが、武装した軍隊が膨大な国費を使って来る目的としては、不自然であります。米軍再編の中で、太平洋側の港湾に軍事拠点をつくる必要から、その調査と訓練のための入港であったといえます。

今後、宿毛湾の軍事利用を拡大していく上で、戦争を始めたときの拠点にしようとしていると言えます。

また、バラスト水の放水などによる湾内海水の汚染状況の調査の有無についても、お尋ねいたします。

3番目に、15万人ものイラクの人々の命を奪った軍隊を歓迎したと聞きました。その主催と内容について、ご説明願いたい。

さらに、次回の早期入港を求めたとも聞きましたが、その内容をお伺いします。

さらに、空母艦載機の離着陸訓練施設まで誘致しようとしているようですが、平和な宿毛市を守る方策について、お伺いします。

4番目に、入港の前日から、宿毛新港緑地公園の周辺まで、車両侵入を禁止にするなど、今回の警備状況は、前回にもまして異常なものでした。親善や友好が目的とは、到底考えられないような、市民に敵対し、米軍をいかに守るかに徹した警備でした。

今回は、なぜこのような警備をしたのか、また、米軍は、各市で強盗や強姦など、凶悪な犯罪を起こしているが、こうした米軍の犯罪から、宿毛市民を守る警備はどうであったか、お尋ねします。

5番目に、経済効果のために、米軍艦の寄港を求めているようですが、その経済効果とあわせて、警備その他で使った費用について聞く予定でしたが、きのうの質問で答弁がありました。

なお、「オカーン」の接岸使用料は、日本政府が払うと聞きましたが、その確認と使用料の総額をお示し願いたい。

大きな2番目で、農業振興と自給率向上について、質問します。

1番目に、まず、世界的食糧不足と自給率を向上させる日本農業の使命についてであります。

今、世界では、8億人を超える人々が栄養不足に苦しみ、1分間に約10人の人たちが飢え死にしています。

また、エジプトやインドネシア、フィリピンほか世界各地で食糧不足、食料高騰が原因で暴動まで発生しております。

世界の人口は、2001年に60億人を超え、2025年には79億人、2050年には93億人になると推計されております。

しかし、食糧生産は人口増加に追いつかず、2020年代には深刻な食糧危機の到来が心配されています。こんな世界情勢の中で、世界人口のわずか2パーセントしかない日本が、世界の貿易市場に出ている食糧の10パーセントを買い占めて、発展途上国の食糧危機をさらに深刻にさせています。

一方、日本国内の食糧自給率は39パーセントに、また穀物自給率は27パーセントにまで落ち込みました。私たちは、今こそ農業生産を拡大し、自給率を向上させる。そして、安全で安心できる食材を確保すること。あわせて、洪水防止、水源の涵養など、農地の多面的機能を充実させる施策を実行することこそ、大切だと考えます。

日本政府も、2005年の食糧農業農村基本計画で、2015年までに45パーセントにするという自給率回復を決定してありますが、好転の兆しは見えておりません。迫り来る食糧不足、自給率向上の取り組みについての市長の所見を伺います。

2番目に、農業と農村を活性化させ、農業生産を向上させるための施策についてであります。

農作物の生産量は、生産技術もさることながら、気象条件によっても大きく左右され、また、農家の収入につながる販売価格は、市場の需給関係によって上下します。

食糧管理制度が廃止されてからは、生産物の米価までが不安定な状況にされました。

農林水産省の調査では、米1俵60キログラムの生産費用は、全国平均で1万6,282円

となっております。

ところが、19年度の生産者米価は、コシヒカリの1等米でも1万2,400円と報道されており、生産費を大きく下回っております。等級や銘柄によっては、さらに低価格となり、生産費との格差は広がるばかりであります。

米以外の農産物についても同様の傾向が見られ、農家の皆さんは、年金をつぎ込んで農産物をつくっているようなものと嘆いておられました。

こうしたことから、農家が持続可能な農業経営にするには、価格保障制度や、所得補償制度が必要であると思いますが、市長の所見を伺います。

また、現在は燃料や資材、飼料や肥料の大幅な値上げが農業経営を大きく圧迫し、先日も、もう農業は続けることができないと、悲壮な訴えがありました。こうしたときこそ、行政が農家を支援し、農業は続けられるようにすべきであります。宿毛市としての対策を伺います。

2番目に、家庭経営と担い手育成について、お尋ねします。

大規模経営こそが、国際競争力に勝てる方法だとして、今、政府が行おうとしている農業政策は、平成12年度には324万戸であった農家を、平成27年には個人経営で33万ないし37万、法人生産組織で3ないし4万戸に絞り、これに農地の7ないし8割を集積しようとしております。

そして、こうした大規模農家に、施策や支援を集中しようとしているわけであります。

昨年度から実施された品目横断的経営安定化対策、最近では水田畑作経営所得安定対策と呼ばれているようですが、この対策が本格的に実施されれば、生産の大半を担う家族経営農家は大きな打撃を受け、農業は続けられなくなり、田畑は荒れ、自給率はさらに低下します。

日本の農業は、少ない農地で多くの農産物を生産するすぐれた特徴があり、それは主に家族経営によって支えられています。

今、地域の皆さんは、小さな家族農家の農業経営を守ることや、集落を維持する目的をもって、集落営農組織をつくって頑張っています。

政府は、こうした集落営農組織に面積規模や経営の一元化、あるいは法人化などの条件を押しつけようとしておりますが、政府基準を満たせるような組織はほとんどなく、農家から批判の声が上がっています。

こうしたことを押しつけるのではなく、昨年度から実施されている農地・水・環境保全対策のような事業こそ、集落営農の支援となるものであり、計画が望まれます。

政府基準に満たない規模の農家であっても、農業を続けたいすべての人や、多様な家族経営を支援する、株式会社による農地取得は認めずに、地域農業で大切な役割を果たしている大規模農家や、生産組織は応援する。そして、新しく農業を始める人には、フランスのような新規就労者支援対策をして、農業を活性化させ、生産力を発展させれば、農産物の自給率が向上すると考えますが、この点での市長の所見を伺います。

3番目に、農産物の輸入自由化の問題であります。

これまで進めてきた自由化が、国内農業を圧迫し、自給率の低下を招いています。世界的な食糧不足が危惧される今日、各国とも食糧自給率の向上を、国家の主権にかかわる問題としてとらえ、食糧主権と位置づけ、自国民の食糧は自国で賄う方向で、関税や輸出入の規制など、必要な国境措置をとっています。

農産物輸入の平均関税率をしてみると、EUが20パーセント、メキシコが43パーセント、お隣の韓国は60パーセントを超えているのに

対して、日本はわずか12パーセントに引き下げております。これでは、生産過剰国の農産物が日本に流入し、日本の農産物の価格を破壊するわけであります。

日本の農業、宿毛市の農業を守る上でも、他国並みの関税等による輸入制限、貿易ルールの確立を政府に求めるべきだと考えますが、このことに対して、市長の考えを伺います。

4番目に、食の安全対策の徹底と、地産地消の推進についてであります。

多くの人々が中毒事件に巻き込まれた中国製冷凍餃子事件問題は、輸入食品の安全性についての問題を提起しました。

その後の報道でも、輸入食品の検査のあり方が問題になっております。危険な食品の輸入を食いとめるためには、検査体制の強化しかないと考えられます。

国内産の食品でも、次々と不正が発覚していますが、その対策を含め、食の安全についての市長のお考えを伺います。

このように、食の安全に対する不安が広がる中で、地産地消に対する消費者ニーズが増大しております。全国的に農産物を中心に、地元産品の販売所がふえ、宿毛市でも多くの販売所ができ、消費者に喜ばれています。

宿毛市としても、この取り組みに、これが長続きできるように、各種の支援をする考えがあるかどうかについて、伺います。

大きな3番目で、たばこの被害対策について、市長と教育長にお尋ねします。

まず1番目に、たばこの被害を大きな社会問題として捉える必要があるということについて、提起します。

WHO世界保健機構は、現在、たばこが原因で全世界で毎年約500万人の命が失われている。このままの状態が続くと、2030年には800万人にのぼると推定しています。

今後、たばこ消費が拡大する国では、喫煙によって病気や死者が増加し、労働力の減少や、医療費の増加につながると強調しています。

さらに、報告書では、たばこ税の引き上げや、禁煙支援の充実、健康被害の警告強化など、6項目の抑制策を提言しています。国内でも、国会議員の間で、たばこ税の大幅引き上げが議論されたと、先日、報道されておりました。

たばこには、ニコチンやタールなど、約200種類の有害物質があり、そのうちアルデヒド類、ダイオキシンなど、60を超える発癌物質が含まれていることはご承知のとおりであります。

有害であることがわかってもやめられないのは、ニコチン依存症を起こしているからであります。こうしたニコチン依存症にかかる被害者を減少させ、喫煙者の副流煙から非喫煙者を守るため、2003年に健康増進法が制定されています。

宿毛市民をたばこの被害から守るために、市としてのどのような対策をとっているか、市長にお尋ねします。

2番目に、たばこ被害に対する啓蒙をどのように進めているのか。

先進諸外国から、たばこ天国と揶揄されてきた日本は、1965年ごろには、男性の喫煙率が80パーセントを超えていました。その後、90年代初頭には60パーセントになり、06年では41パーセントと、減少しています。たばこが引き起こす健康障害については、国内でも数多く論じられ、その対策がとられ始めた結果と思われる。

しかし、女性では、逆になり、1965年と2006年の喫煙率を比較すると、30代女性が14パーセントであったものが18パーセントに、20代では、6パーセントであったものが19パーセントへと増加しています。

子育て前の喫煙が、生まれてくる子どもに多くの障害を与え、また家庭内での副流煙も、子どもの成長や学業に大きな害を与えることが明らかになっています。

たばこは喫煙者のみならず、周辺の人々にも受動喫煙として、健康被害を及ぼしています。

こうしたたばこによる被害の現状を、あらゆる方法で市民に知らせることが必要であります。市民一人ひとりが、健康で長生きできるようにするとともに、医療費の削減にもつながるものであります。

こうした啓蒙の取り組みについて、市長にお尋ねいたします。

また、未成年者の喫煙は、法律でも禁止されておりますが、それでも今日、喫煙の低年齢化が社会問題となっています。このため、たばこ自動販売機のタスポ導入など、規制強化が見られるようになりました。しかし、根本的対策としては、麻薬被害と同じように、たばこも健康被害の危険性、認識が大切かと思われまます。

学校教育の中で、たばこの有害性、危険性をどのように教育しているのか、教育長にお伺いします。

3番目に、公的施設での禁煙対策についてであります。

病院や学校はもとより、公共施設内は禁煙にするところがふえていますが、その現状と宿毛市の管理する施設についての今後の禁煙対策を、市長に、教育関係施設については、教育長にお伺いいたします。

4番目に、公共施設の喫煙所設置についてであります。

分煙対策として、市役所本庁の屋外に喫煙室を設置するため、本議会に21万6,000円の追加補正予算が提起されています。

副流煙から非喫煙者を守る対策としての効果は期待できますが、健康増進法ができてから5

年も経過した今日の新たな設置は、問題を感じます。

県庁では、これまであった喫煙室を撤去したと聞いております。この機会に全面禁煙を実施できないか、市長にお伺いします。

5番目に、全国的に喫煙者は減少する中で、葉たばこ生産農家の方は、今後、たばこにかわる新しい作物の心配をされております。

これまでの収入が確保できる、新たな転作物への助成を検討する必要があると思われまますが、この点についても、市長の所見をお伺いいたします。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。

浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に米軍艦の宿毛湾再入港についてということでございます。

まず、最初に戦争中の国の軍艦をなぜ入れたかということですが、特に、日本に戦争を仕掛けてきたわけではございませんし、戦争に來たわけでないということで、港湾法というのが、港湾管理者が管理する法律がございます。これは国の法律でございますが。

この港湾法によりますと、バースという呼び方をしておりますが、カタカナで。岸壁ですね。これがあいてる限りは、入港を許可せざるを得ない。

というのは、何でもかと思しますと、日本に危害を加えることの目的のために来るものでない限りは、この岸壁があいているということであれば、これは船舶を受け入れざるを得ない。これは、船によって、不平等な取り扱いをしてはいけないという法律がございます。これは港湾法の中にうたわれているわけでございまして、そういったことの基本的なことから、一応、い

ろいろな経緯は、きのう、松浦議員、それから西郷議員等の質問の中でもございました。それにお答えをさせていただきましたけど、そういった中で、非核証明書の問題であるとか、事前協議の問題であるとか、そういうこともるありまして、そういったことをクリアをした形での入港ということでございましたので、港湾管理者は高知県でございますが、高知県が核の搭載有無のことについて、外務省に照会したということで、私どもとしては、岸壁の使用許可権限を委託されているということで、入港を認めました。いわゆる岸壁の使用許可を出したということでございます。

非核証明書の提出につきましては、昨日、松浦議員からも、最初の質問でもありましたし、また重ねて再質問でも、とるべきであるというふうなお話をいただきましたが、私の方としては、非核証明書までということではないということで、お答えさせていただきました。

昨日の松浦議員への回答趣旨につきまして、若干、補足をさせていただきたいと思っております。

高知県議会は、平成9年に非核高知県宣言を決議しております。宿毛市議会におきましても、昭和60年に宿毛市非核平和都市宣言が決議されたことは、十分承知しております。

その趣旨を尊重すべきという基本姿勢は、変わっておりません。高知県も、県民への説明責任を果たすために、外務省に対し、入港を希望するアメリカ海軍艦船の核搭載有無を照会しまして、核は搭載されていないとの回答を得ておりまして、非核高知県宣言や、宿毛市非核平和都市宣言の趣旨を十分にくみ取った対応であったというふうに考えております。

浅木議員のお話がありました、2年後に2回目に来たということで、これが長いのか短いのか、ちょっと私ははっきり図りかねるわけでございます。アメリカ軍の動向にずっと注目している

わけではございませんので、宿毛市のことだけで手いっぱいでございます。

そういったことで、これが、2回目か短いのか長いのかということになりますと、ちょっと私は判断しかねるところでございます。

そういったことで、この海軍の拠点となるのじゃないかというふうなことも、この入港許可の前にお話がきたりして、入港反対の方々には、そういうことを指摘をされておりましたが、宿毛湾港は重要港湾に指定されまして、これは国にとって、非常に重要な、非常というんじゃないで、国にとって重要な港湾ということで指定されておるわけでございます、地域産業開発港湾として整備を進めております。

ご承知のとおり、昨年、背後地の宿毛湾港工業流通団地に企業が進出しておりまして、当初計画の実現に向けた取り組みに、議会の方も協力をしていただいて、変更はございません。

したがって、その港湾の整備目的に反する米国海軍艦船による母港化というのは、あり得ないし、また、こういうことには同意するつもりは、私はございません。

それから、米国海軍艦船の入港前後の水質検査のことにも触れられておりました。

宿毛市は実施していないわけでございますが、それはなぜかと申しますと、放射能関係のこともお話がありましたが、このエンジンはガスタービンでございまして、放射能汚染の可能性はないということで聞いております。

また、バラスト水に関しましては、外国船籍タンカーとか、貨物船による生態系への悪影響が問題と言われておりますが、米国海軍は、外国への寄港の際は、事前にバラスト調整を実施してから入港をしているとのことでございまして、寄港先の自然体系には、十二分な配慮がなされていることから、事前調査は要らないだろうということをしたわけでございます。

次に、私が出席したというよりも、歓迎会の中身をということでございます。これに絡めて申し上げますと、歓迎実行委員会の主催しました、私は入港時の歓迎式典に出席をいたしました。

それから、小野 梓公園で開催されました歓迎イベント、そして出港の際の見送りをいたしました。

また、艦長や幹部などと宿毛市の関係者の方々との会食もいたしました。

それから、再度の入港要請をしたかどうかにつきましては、これは民間の関係者がそういった話をしたのではないかという話は聞いております。ただ、私の方から、公式にそういった、再度入港をお願いしますというふうな話は、したというのは、覚えはございません。

それから、タッチアンドゴー関係は、西郷議員の質問でお答えをさせていただいたとおりでございます。

それから、警備のあり方で、西郷議員からの質問でもお答えさせていただいたとおりでございますが、前日から車両の通行制限をしたということにつきましては、午後5時からの車両制限でございまして、利用者の配慮は一定、警備当局とも配慮はなされたというふうに考えておるわけでございます。

また、市民を守るための対策でございます。米艦の入港期間中でございます。アメリカ海軍を守るための警備というのは、多分ないと思います。あちらもおっしゃるように軍隊ですから、自分の身は自分で守るだろうというふうなことを、私は思っております、宿毛警察署長のお話からも、宿毛警察署は、市民を守るんですよという話を聞いております。

通常より、警察署としても、パトロールを、回数をふやしまして、また在日米軍犯罪捜査局からも、特別捜査官が派遣をされておまして、

市民と米兵のトラブルを未然に防ぐ対策がとられておりました。

その結果で、特段のトラブルはなかったというふうに聞いております。

今回の入港に際しての経済波及効果ですが、私自身、経済波及効果があるから来てもらうんだよということは、余りしゃべったことはないと思いますが、結果的にお客さんがたくさん来れば、一定の経済波及効果はあるというふうには思っております。

宿毛市が把握している範囲は、宿毛市の負担は、歓迎式典に贈答品代として1万8,900円を支出をしております。それから、市の方の収入と申しますか、国から県に払われて、市の方にお金がおおりる、これが岸壁使用料が約20万円でございまして、その40パーセントの8万1,000円余りが市に入る予定でございます。

次に、農業振興でございますが、非常に農業振興、幅広い問題でございまして、浅木議員からたくさん、個々の問題がありました。また、国に対しても、こういうことを、ああいうことを言うべきではないかということもありましたし、非常にごもつともなご質問の内容もございまして、私自身がすべて、やはり農業の関係の方々にも、いろんな話を聞いて、国にももの言うべきは言っていかなきゃいけない、このようなことも、今、浅木議員のお話の中から感じたものもたくさんございます。

最近の食糧供給体制でございます。非常に、日本が食糧自給率が非常に低いということは、皆さんご存じのとおりでございます。これは、米の輸入の自由化以来、安い外米が流通していたと。それから、関税の自由化とか、そういうもの、UNCTADの関係だとか、そういうものがありまして、非常に国際的な流通の変動によって、米の輸入が減ってきております。

他の食品材料につきましても、現在は輸出規制等が各国で行われてるということで、外国に食糧原料を頼んでいたところが、これがまた、外国から入ってこなくなってる事情がございます。非常に、食糧戦争みたいな感じでございます。これは、日本としても、食糧の自給率を、もう最大限上げていかなきゃいけないのが現状ではないかなというふうに、私自身思っております。食の安全問題も含めまして、食に関する内外情勢が、非常に急速に変わりつつあるということでございます。

これはもう、十分認識しておるわけでございます。

きょうの新聞にも、ある新聞に載っておりますが、ある国では、米が高騰しているというふうなこともございますし、また、せんだっては、米の問題で、日本の米が非常にいいということで、実は、にぎりずし、あれがもう外国で非常に好評、今まで食べてなかったようなところでも、にぎりずしなら食べ出したというふうなところがございます。

この握る米が、日本の米じゃないとだめだというふうなことで、いわゆる輸出がふえてくるというふうなことが、これから予定されているわけですね。

そういったときに、実は、3月に農水省の事務所が、我々のところに来まして、この米の生産調整に協力せよと言ってきました。

私自身は、これは生産調整ということは、米をつくるなということで、つくらなかつたらお金をあげるというふうなことでございますので、これには、到底賛成できませんよということで、国際的な、やはり食に関する情勢を、農水省そのものがつかみきれてないんじゃないかなというふうなことを思ったわけで、生産向上すべき立場、それから農民の方々は、やはり自分の畑を持って、田んぼを持って、農作物をつくるの

が農民の仕事であるというふうな、誇りをきちんとやっぱり持っておられると思います。

そういったことも、るる説明させていただきまして、やはりこれは、農民の方々、先ほど、中小の農民の方々の、捨てられるんじゃないかというお話もございました。そういったことも申し上げまして、やはり、農業経営、中小の、我々、その過疎地の、いわゆる人が少なくなった、おじいちゃん、おばあちゃんがやっているところの農業を、きちんと把握してもらいたいというふうなことも、私は話をさせていただいた状況でございます。

今後の農業経営につきましては、国をあげて食糧自給率を上げていかなきゃいけない。

これは、議員の皆様方初め、国民すべてが感じているところじゃないかなというふうなことを思っております。

一次産業が、我々基幹産業でございますので、農林水産業の振興は、大きな、大切な課題であるというふうなことは思っております。

その対策として、いろいろ政府のお金を使え、県のお金を使え、市も援助しろということがたくさんございますが、抜本的なものは、なかなか浮かんでできません。皆さんから、いろいろな提案をいただきたいというふうに、ご質問の中にもありました。それから、いろいろ、案として採用できるものはしていきたいというふうなことも思っております。

生産性を高めて、安全、安心な食糧を供給するためには、それに携わる人材を育成することが急務ではないかなというふうに思っております。

なかなか後継者が育っていないのが実情でございます。生産物を適正価格で買い上げるもの、また農家の方が売っていくというふうなことをして、所得を上げることによって、後継者になってくれる。そういったことに対する知恵

を絞らなきゃいけないんじゃないか、そんなことをずっと思っているわけでございます。

浅木議員からも、ずっとおっしゃっておられます自給率の向上とか、持続可能な農業経営、それから地産地消の重要性は十分理解しております。これについては、国に対してものも言っていかなきゃいけないし、県とも連携もとりながら、取り組んでまいりたいと、このようなことを思っております。

また、食の安全対策も、非常に輸入物が、非常に安全ではないというふうなことが、るる出てきたことも、十分承知しておりますが、市独自で取り組むことは困難でございますので、県、国、それから食品衛生協会等の協力も得ながら、対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、地産地消というふうなものも、全体の中に組み込んだ形で、行政として取り組んでいかなきゃいけない、こういうふうに思っております。今年度、しゅんの暦とか、地産地消ポスターの配付を行って、生産者と流通業者、行政が一体となって、宿毛の食材をピーアールするというふうなことも、計画をしておるところでございます。

次に、たばこ被害ということでございますが、ちょっと個別のご質問に対する前に、自分で総括的に申し上げておきたいと思えます。

たばこを吸う害。それから、受動喫煙の害、若年層の体に及ぼす大きな害というものは、科学的にも解明されて、世間にも広く知れ渡っているところでございますが、たばこは嗜好品として扱われて、害があるというふうな化学的なものが出ているとも言いながらも、準政府機関が専売していることの矛盾を抱えている問題でもあるんじゃないかというふうに思っております。

たばこの健康被害があると言いながらも、何

ら法律では、そういった罰則規定もないのが現状でございます。

しからは、受動喫煙対策をどうするか。1つには、喫煙者の方々のモラルに訴えることが大切じゃないか。吸う方には、近ごろはすごく大切にいただいていることが、吸わない人もいるだろう。吸ってもいいかというふうなことで、いろいろな場面に出くわしております。

喫煙場所の設置で理解をしていただく等のことをするのが、今、できることかなということでございます。

喫煙者にも非喫煙者にも権利がございます。人と人との世の中で、それぞれが他人に迷惑を及ぼさない、そういうふうなことを配慮すべきことと考えます。

喫煙者が、即悪いというふうな取り方は、よくない、日本の風潮があるんじゃないかなと、そういったことも自分の心の中では思っております。

個別にお答えを申し上げますと、高知県では、健康寿命の延伸とか、生活の質の向上を目的としまして、よさこい健康プラン21を作成し、各種保健事業の普及啓発に努めておまして、たばこに関しましても、未成年者には喫煙防止対策を、禁煙希望者には、禁煙支援対策を、公共施設とか事業所には分煙、禁煙に向けた指導を実施しておるところでございます。

本市におきましても、県の計画に基づきまして、市民一人ひとりが健康課題に主体的に取り組んで、予防を中心とした健康づくりを推進することを目的としまして、生活習慣病や、肺がんなど、死亡率の高い原因となっているたばこによる健康被害対策に取り組んでいるところでございます。

これは、たばこ被害対策となると、たばこが非常に悪いみたいな感じになりますので、たばこによる健康被害というふうに申させていただきます。

きたい。

しかしながら、たばこによる健康被害に対する対策では、国が国民に対し、喫煙率の削減目標など、明確に対応策を示して、喫煙はニコチン依存症としての保健診療が可能であるとの啓発等は、テレビなどのメディアを活用しまして、広く繰り返し国民に知らせるべきというふうに考えております。

具体的な本市のたばこによる被害防止の取り組みといたしましては、住民の妊娠の届出とか、乳幼児健診、また特定健診や肺がんの検診時など、そのときに応じてパンフレットの配付とか、有害情報の提供などを行いまして、禁煙希望者には、研修会の案内とか、広報での周知、また禁煙治療が行える病院等の情報提供にも努めているところでございます。

20年度から開始されました高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、生活習慣病の有病者、予備軍の減少という観点から、特定健診で把握された健康指導対象者に対しまして、生活習慣の改善に主眼を置いた健康指導を、重点的に実施いたします。

その中で、喫煙者には、お一人おひとりに応じた情報提供や、禁煙指導を実施をしてみたいと思います。

これからも、幡多福祉保健所を初め、関係機関とともに、たばこによる健康被害の防止に向けた取り組みには、努めてまいります。

次に、本市の公共施設内の禁煙対策の現状及び今後の見通しでございます。

現在、本庁舎を初め、給食センター、各隣保館、そして文教センターにおきまして、喫煙室の確保は困難でございますので、空気清浄機を取りつけ、換気を行いながら、施設内での喫煙を認めているところでございます。

この空気清浄機で完全分煙ができていないということから、公共施設における受動喫煙を防

止するために、今後は可能な施設から、分煙及び禁煙にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、本庁舎屋外での喫煙所設置でございます。喫煙所設置、屋外でいいのかどうかというふうな議論もあろうかと思いますが、予算について、1カ所、屋外というところを、今議会に計上しているところでございます。

たばこの話の最後に、たばこ生産者が宿毛市にも、10名の方が栽培をしております。

これは、すべて日本たばこ産業株式会社との契約栽培でございまして、生産が中止された場合は、それこそこの米の生産調整のように、国が何らかの施策を立てるべきであろうというふうなことを、私自身は思っております、それには、転換なら転換で対応をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

私の方は、市長と視点を変えて話をしなければならぬと思っておりますが。

1つは、子どもたちの健全な育成、健康面での喫煙と、それから生活指導面での問題点、そんなことがあると思いますので、答弁をいたします。

たばこの有害性に関する教育については、まず、小学校におきまして、保健の授業の中で学習を、4年生からしております。

自分の身の回りの環境を考える学習の中で、空気をきれいにすると、そんな身近な問題、環境問題として、小学校4年生から扱っております。

それから、高学年におきましては、病気の予防等で喫煙の害として、たばこの有害性について、学習を深めていくというふうになっており

ます。

それから、中学生になりましては、喫煙の害を、自分たちの身近な問題と考えると、3年生では、保健の時間の中でも、授業の中の單元の中に、しっかりと記載をされております。

それは、子どもたちが、健全な成長を害する喫煙を自分たちの身近な問題として考えると、そのたばこの有害性や違法性につきましては、先ほど申しましたように、生活指導や健康面、それから未成年の喫煙の問題点を学習をして、指導をしております。

それから、学校施設内での喫煙の状況につきましては、現在は喫煙場所を決めている学校は2校、それから、校舎内は禁煙の学校が、あとの残りであります。

今後は、できるだけ早い時期に、教職員と話し合いを持つ中で、他の職員や子どもたちに悪い影響を与えることのないような対応を、考慮していかなければならないと思っておりますけれども、一方ではまた、外に出て、教職員がたばこを吸うという姿を想像してまいりますと、またほかの問題も生じてまいりますので、この問題については、できるだけ教職員と、可能であれば話し合いの中で、施設内では控えてもらう方向で話し合いを進めていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

1番目の、米海軍の宿毛湾再入港について、答弁をいただきました。

これにつきましては、昨日、2人の方が、それぞれ質問をして、議論も積み重ねてきたところでございますが、その中で、きのうからの議論の中で、今、市長もお話ありましたような、外務省から核搭載について、向こうから積んでいるともいないとも、何がなかったきに、協議

がなかったきに、積んでないと判断できるというふうなことで、今度のイーゼス艦には核は積んでないという結論を出したように聞いているわけです。

ところが、私の知るところでは、日本とアメリカとの間に、日米核密約というのができているというふうに聞いているわけです。

日本が非核三原則を持っていると。その中で、「核を持ち込ませず」という部分について、市長もきのう、ちょっと触れとったように思いますが、いわゆる岸壁へ持ち込まんかったら、構わんというふうな判断、そういう話ができていると。

船に積んで、領海ないしは岸壁まで来ることについては、認めている。1960年ですが、新安保条約調印の直前に、こういうふうな約束事をしていると。これは、東京において、当時の藤山外務大臣とマッカーサー大使との間で交わされた約束だということでございます。

この中で、核兵器を積んだ艦船等の通過や、立ち寄り、事前協議の対象外とするというふうになっていると。

だから、通過とか立ち寄りについては、いちいち日本に言う必要はないというのは、アメリカ側の考えであると。

なお、この約束事については、期限が終了したら、アメリカという国は、こういう秘密的な文書も公開するところでございますが、この公開された文書の中に、そういうことが出ているわけでございます。

そういったことから、その後も通過等については、いちいち積んどつても積んでなくても、連絡をしないという態度であるというふうに、判断されているわけです。

また、こういったイーゼス艦については、いつ何があるかわからんということで、常時、装備しているということでございますので、わざ

わざ日本に入るときだけ取り外して入るということも、一般的には考えられないし、そしてまた、アメリカ軍の方でも、はずしているかはずしていないかというようなことは、いちいち公表したくないというようなことがあるわけでございます。

そういったことから、市長のお話ありました、アメリカ側から、このことについての協議がなかったから、積んでないと判断できるという、これは市長の考えではない、外務省からそういう連絡があったから、それに従ったんだということではありますが、これは信用できるものではない。だから、私は最低条件として、個々の船について、核搭載があるかないかを、きちっと照会すべきだと。

なお、神戸では、それまでは多くのアメリカの艦船が入港しておりましたが、神戸非核方式と言いまして、核兵器を積んでないという証明書を出さない艦船については、入港を断るというふうになったものですから、それ以降は、アメリカの船は一切入ってないということでございます。

きのうもお話ありました、フランスの船等は、ちゃんとした証明書を出して、入港したというふうなことも聞いているわけです。

そういった面で、日本政府が言うたから、これは信用できるという内容ではないということで、再度、市長の方の答弁を求めます。

市長は、宿毛湾は商業港だから、軍港になる心配はないと。2年前の議会のときにも、そうお話されました。きのうもきょうも、そういうお話をされておりますが、私は、必ずしも軍港と名がつかなくても、最初のうちは、やはり軍事拠点港。常時船が出入りする軍事拠点として使われるという面で、とらえるべきではないかと。

市長、きのうも母港になる心配はないと話が

ありました。私も、そういう専門ではないので、よくわかりませんが、母港にするには、一定の、宿舎とか、そしてまた船を修理するドック、そういった諸設備が必要だというふうにも聞いているわけです。

必ずしも母港にするような条件は、今、宿毛の新港にはできてないわけですので、これは、つくるかどうかは別にいたしまして、常時入ってくることになる、拠点港ということで、なってしまうということでございます。

特に、岩国から近いということで、たびたび入ってくる心配がある。

なぜ、宿毛湾がそういうような拠点港にされるのかということにつきましては、これは現在の防衛大臣、石破さんが出した本の中、「国防の論点」というものがありますが、これの中で、一緒に議論している、元情報調査局の安全保障政策室長の森本 敏さんですかね、この人の言うには、四国の西端にある宿毛湾は、旧日本軍の連合艦隊がそっくり入る、喫水が深い天然の良港なんです。

しかも、米軍の岩国基地に近い。日本から見て、西側のオペレーション、つまり東シナ海や南シナ海に、いつでも展開できる喫水の深い、天然の良港だと述べているわけでございます。

こういった面で、太平洋側の軍事拠点港として、宿毛湾が防衛庁の元幹部の中でも議論されている、こういった状況でございます。

そういったことから、2年に1回、2年に2回入ってきたわけですが、これがさらに拡大される心配があるわけでございます。

そういったことから、宿毛湾が軍事的に、外国の艦船等がたくさん入ってくるようになると、非常に漁業、その他にも影響を与えてきますので、市長の申しますような、漁業港としての立場をきちっと守るために、軍事利用の拡大、許さない、こういう取り組みが必要だと思います。

なお、もう1つお話ありました空母艦載機の離着陸訓練施設、これの誘致の動きでございますが、これにつきましては、横須賀から岩国へ向けて、空母艦載機が移動してくる。これは恐らく、アジアを考えた対策であるとともに、もう1つは厚木の方ですね。騒音公害で裁判が起こったりして、なかなかあそこでおびづらいつい状況もありまして、そういうこともあって、岩国へ来るんだらうというふうに考えております。

それほど、騒音の激しいタッチアンドゴー、これを宿毛に誘致した場合、そのことでもうける人も、土地持った人とか、それから工事やる人、もうかる人もあるかもわかりませんが、長期にわたって騒音に苦しむ市民がたくさん出てくるんじゃないかと。厚木みたいな裁判を起こさないかん事態にも、またなってくるんじゃないかと。

そういった面で、宿毛市の市民の平和的な生活、これを守るといふことから、市長は、誘致には動くべきでないと考えますが、再度お聞きいたします。

それと、農業問題につきましては、市長の方からお話ございましたが、今の農業について、私の質問した内容と非常に共通する部分を持っているということでございますので、安心していただけます。

今後とも、今お話のありましたような観点で進めていただきたいと思っております。

なお、その政策の1つに、市長も今、お話ありました。これからの農業、どうなるんやという面で、後継ぎが必要だという面があるわけでございます。

私の最初の提起にもいたしました、新規就労者支援、新しく農業につく人に対する支援ですね。これについて、やはり国、県とも協議をして進めてもらいたいと思っております。

特に若い方が、農業の道を選ぶとすれば、3年間くらいは技術、知識を身につけるのにかかります。その期間をしっかりと助成して、安心して農業に踏み出せるようにする、こういうことが大事だと。

先ほど、フランスのことを言いましたが、フランスについては、年間約9,000人の方が、新規農業についているようでございます。

そして、その助成につきましても、年間104万から470万支給しているということです。

これは、格差があるのは、平地と山岳地帯でかなり差をつけているようでございます。

そして、農業人口の中の中心が45ないし54歳という人が主力だということでございますが、日本の場合は、もう65歳以上の高齢者と言われる方が中心になっているわけでございます。

高知県の場合も、65歳以上の方がやる農業が54パーセントというふうになっておりますが、こういった面で、日本においても、一部自治体で、新規就労者支援、こういったものを行っているところもあるようです。全国で17県あるというふうに聞いております。

月額5万から10万、そして期間は1ないし3年ということでございますが、これをさらにふやすようにしていただきたいと、こう思うわけですね。

それと、価格保障制度についてでございますが、これにつきましては、先ほどお話ししましたように、米の値段についても、1万6,000円余り費用がかかるのに、実際、売れる価格は1万3,000円を切る。また、それより安い値段になっているということで、これの生産費と実際に売れる価格との間の保障をしていくということと、もう1つは、有機農業とか、安全な食をつくる人に対して、コスト高になるので、これを補償するような形のものに取り組

んでいただきたいと。

なお、アメリカやEU等輸出国におきましても、こういう保護をしっかりとやって、輸出が確保できている、こういうことでございます。

それから、たばこの問題について。私がこれを提起いたしましたのは、たばこをのむ人が悪いということで、私は言っているわけではないわけです。たばこそのものが、依存症を招くという、お酒と違って、少々の喫煙でも、依存症になっていくと。ニコチン依存症になっていくという傾向があるということでございます。

そういった面で、このたばこを、私はそしたら、たばこをのむ人も、副流煙を吸い込む人、この人も被害者とするならば、のむ人はどうなのかと言いましたら、私は、のむ人も被害者だと思います。

これは、日本のたばこ産業、こういったものがこういうものを、日本政府は公認して販売しているから、こうなってくるんだという面で、のむ人も、私は被害者だと。

なお、副流煙については、のむ人から流れてくるということで、それは喫煙者が出す煙によって被害に遭うという面もあるわけでございます。

こういった面から、やはりたばこの製造販売、これについても、今、減少はだんだんしているわけですが、さらに減少させるような取り組みが必要だと。

昔は、「きょうも元気だ たばこがうまい」、皆さんもご存じだと思いますが、専売公社がこういうふうなキャッチフレーズをして、どんどんどんどんたばこを売り出したということがあるわけです。

今はまあ、そんなことはもうしなくなっていますが、やはりこういったことで、たばこを広めてきたことに問題があると。

それともう1つ、健康維持につきまして、本

人の意思だけでは、なかなかやめれないということで、先ほど話もありました、禁煙外来ですね、こういったものができているわけです。本人がやめようと思っても、なかなかできない。これに対して、医者からの指導、また投薬、ニコチンガム、プロピオンとかいうようなものの内服液、こういったものでたばこから脱却しとる人もおるようです。

そういった面で、私はどっちが悪いという議論ではなしに、たばこそれ自体を減らしていくという取り組みが必要だという提起をしたわけでございます。

それから、教育長からお話いただきました教育の内容については、十分わかりましたが、今後とも、さらに幅広く取り組んでいただきたいと。

なお、学校につきましては、私も聞いたんですが、県の学校ですね。県立高校については、建物だけじゃなしに、敷地内での、もう全部だめだということで、学校の敷地内でものませてくれないということで、私の知り合いにも好きな人がおるわけですが、「あんた、どうしようで」いうて話したところ、朝のんできたら、お昼までは我慢しようということでございます。この我慢も大変だとは思いますが、やはりそこまで、県については、教育施設内では徹底しているようでございます。

今後、教職員と話し合っただけということでございますので、一気にはいかないかもわかりませんが、なおそういう対策も進めていただきたいと、このように思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問、再質問にお答えいたします。

まず、外務省からの、その日米の核の密約についてのことでございますが、これは昨日も松

浦議員からも、同じ再質問がございました。

このシステムについて、私、昨日はこういうことは承知をしておりませんので、初めて聞いた話で、特に用意をしていなかったということで、松浦議員にもそういうお話をさせていただいたわけでございます。

そういったことですから、国と国との関係で、どういった解釈があるとか、そういうものについては、我々の方までおりにきておりません。ただ、今、先ほど議員がおっしゃったことも、一方的かもしれません。私は、そのものをまだ見ておりませんので、何とも言えません。失礼ながら。

これはもう、答弁を、ちょっとできない形でございますので、ご容赦願いたいと思います。

それから、国から来たものについて、自分で確認しろというのは、国からは文書が来ております。事前協議をしてるんでということで。事前協議の対象、事前協議が来てないのでということですから、やはり我々基礎自治体としては、国を信頼しなきゃいけないんじゃないか。ある一定ですね。

そのところは、国を信頼しないでということとは、ちょっと当たらない。

それから、きのうもお答えさせていただきました、非核証明書、自分で求めるつもりはございません。これが議会の総意であるとか、市民の総意であるとか、いうふうな話で市長、こう求めるべきだというふうな話でございましたら、例えば、議会決議があったとか、そういうものでございましたら、これは、私やらなきゃいけないというふうに思います。

それから、軍事費、準軍港化とか、軍事拠点港とか。拠点港っていうのも、きょう初めて聞いた話でございますけれども。

先ほど申しましたように、これを軍事に、この宿毛湾港を使わせるつもりはございません。

やはり、非常にここ、私ずっと、宿毛市は一次産業のところだと。一次産業は農業ばかりではございません。漁業もあります、それから林業もございます。そういったところで、漁業等の絡みもあり、これがずっと、軍事拠点港が、どういった、そういうふうに常時入るのか、何日入るのか、そこら辺ちょっとわかりませんけれども、そういった形での軍事に使うつもり、使わせるつもりは、私の港ではございませんが、高知県に対しても同じだと思います。

そういうふうなことは、ほとんど思っておりません。

それから、タッチアンドゴーの話が出ました。これは、誘致に動いてるということはありませんし、誘致に、今、動くつもりもございません。

きのう、お話を西郷議員に対してさせていただいたのは、市民の大勢の皆様、議会の大勢の皆様が求める、強く求めることでありましたら、調査研究も一考かなというふうなことを言わせていただきました。

誘致に動いているような形でのご質問でございましたので、これははっきり、ちょっと申し上げさせて。

いろんな騒音問題であるとか、何とか、いろんな、タッチアンドゴーがどういうものか、はっきり研究もしてませんし、もし知り得れば、私は市民にこういったものを知らせる義務があると思いますので、そこら辺のことがほとんどわかってない部分がございますから、そこを何とも言いようがございませんし、わかってないものを誘致するということは、ここでなかなか言い切れませんので、そのところはご了解願いたいと。

それから、農業問題で1つございました。これを答えろということじゃないだろうとは思いますが。

新規就労者支援というのは、やはり必要なこ

とだと思いますが、その前に、就労していただけるような環境づくりというものが、非常に大切じゃないかというふうなことを思っております。

そのところが、なかなかいい知恵が、決定的なものが出てこないのが実情でございます。

ただ、安心安全なものをつくるということで、有機の学校の卒業した方々、それから農業学校へ行った方で、今、神有に外部から就労していただいている方もございます。

そういった地元出身の方も含めまして、やはり外部からも来ていただける、そういった方々に対しては、引き続いて、継続的に宿毛で農業をやりませんかとか、そういう呼びかけはしてまいりたいなというふうなことは思っております。

それから、価格の保障、生産費と売値が差額があると。だから、生産費の方がたくさんかかるということでございますけれども、これはやはり差額補償については、こういったものについては、国策でやっていただかなきゃいけないというふうなことを思っておりますので、こういった差について、どうしていくか、やはり農水省の方にもお願いもしていかなくちゃいけないのかなというふうな感じを持っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

敷地内での禁煙について、どういうふうに取り組むかというご質問でありますけれども、先ほど、私の方は、他の職員や子どもたちに、悪い影響を与えない形で考慮してというお話をいたしました。県立高校と、それから義務とでは、若干、いろいろと違うところがあると思うんです。

例えば、直接、子どもたちにたばこを吸う姿

を見せることによって、高校生がたばこを吸いたくなる気持ちがあるだとか、いろいろな要件があると思うんですけれども、そういうことがあって、県ではかなり厳しい対応をしております。

しかし、聞くところによりますと、職員が道路の外へ出て、道のはたで並んでたばこを吸っている、こういう姿を見て、いかがなものかという話も聞いたりしますし、いろいろ難しい問題も出ているようです。

それから、先生の中には、昨日も僕、お答えをしたわけですが、いろいろな事務量だとか、いろいろな保護者だとか、地域の人らの要望だとかいうことを要求がありまして、教職員の多忙化ということで、いろいろ心を痛めている職員もおったりしまして、たばこを吸うことによって、これは肯定しているわけではありませぬけれども、ストレスを解消するという先生もおったりしますので、いろいろな問題がありまして、先生との理解を得ながら、第一義的には、副流煙によって、周りの者に影響、悪い影響を与える、こういうことは絶対に慎むべきということは、もう申すまでもないことだと思っております。

タールは主流煙に対して3.4倍だとか、ニコチンは主流煙に対して2.8倍だとか、そういうことがありますし、タールは、がんになる確率、本当高いだとか、喉頭がんは、32.5倍ぐらいあるということも聞いたりしますので、そういう影響のない形では、対応しなくてはなりませんけれども、先生の理解を得ながら、周りの職員や、子どもたちに影響のない形で対応してもらいたい。

でき得れば、校舎内では、敷地内でも、協力を得ながら禁煙の方向に話し合いを進めていきたい、こんなふう考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番。先ほど、市長から米軍艦の宿毛湾の再入港に関して、お話もございました。軍事には使わせない。そしてまた、タッチアンドゴー、市行政自体は、誘致もするつもりはないというようなお話もございましたので、この問題については、現時点で市長の考えに基づいてやっていただきたいと思います。

なお、今後ともこういった問題、もし入港ということになると、大変な問題が起こってくると思いますので、できるだけ入港させないような形での取り組みをお願いしておきたいと思えます。

それから、農業問題、たばこの問題については、それぞれ答弁がありました内容、十分わかりましたので、これはまた息の長い取り組みという面もありますので、それぞれ努力して下さるといってございまして、私の質問は以上で終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、一般質問に先立って、このたび、岩手・宮城内陸地震により、被害に遭われた方々に対して、心よりお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられました方々に、ご冥福をお祈りし、行方不明の方々の一刻も早い救出をお祈りし、私の一般質問に入らせていただきます。

環境問題について。

1、高齢者のごみ収集について。

近年、特にCO₂の削減、地球温暖化について、テレビ、新聞等で頻繁に報道されていますが、この問題は、世界的な課題であり、各国はもちろん、人類の共存する中で、真剣に取り組まなければならない問題であると考えているが、宿毛市においても、平成18年度より環境への負

荷の削減を図るため、3つの基本理念とともに、庁内8時20分からの点灯を初め、昼休みの消灯、裏紙の有効利用、分別収集の徹底を主な柱として、職場や家庭においての、行動する取り組みを行っている。

経費の削減、また二酸化炭素の排出抑制を、職員各位が努力していることは、よく理解しているつもりであります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

現在社会において、少子高齢化が進み、独居老人の数はますますふえ、日常生活を脅かしている年金問題を初め、日々の生活を一生懸命生きている老人、体も衰え、歩くのが精いっぱい生活をしている、いわゆる75歳以上の独居老人。親戚はなし、兄弟もなし、このような老人にとっては、週2回の普通ごみを出す際、地域が決め、管理しているとはいえ、遠くまで持っていくことすら困難な状態であると聞き及んでいます。

現在、地区で収集場所を決め、収集をしてくれてはおるが、せめてこのような人たちのために、住居の前とか、近くに設置して、収集できるように、場所の配慮ができないものか、お聞きします。

2番目の質問としまして、休日の普通ごみの収集について。

1年間を通じ、非常に、月曜日に休みがあり、この曜日に収集ができない地域、住民にとっては、休み明けであり、量がたくさんあるにもかかわらず、1週間後でないと収集してくれない。夏場は特に異臭がひどく、部屋の中にも置けず困っていると聞き及んでいます。

せめて月曜日に当たる地区を、特別の収集できないものか、計画の変更できないものか、市長のお考えをお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

高齢者であるということで、近くにごみ収集場所を設置できないかということでございます。

現在の、各地区におきますごみステーションでございますが、これ、昨年4月に、各区長さん、地区長さんたちをお願いをいたしまして、市内でもまちまちになっておりましたごみステーションを集約化しました。

現在、市内では沖の島を除きまして779カ所になっています。その中で、地区の協力、ご理解をいただいた市内周辺地区において、場所を特定しまして、9月より実施しているところでございます。

このような経過もございまして、市の方から、収集場所を変更するとか、また新たに設置するということは考えておりませんが、今、濱田議員のおっしゃったような事情等のある市民の方がおられましたら、民生委員の方にも相談して、確認をとって、それから地区長さんを含めて、市役所、環境課でございますが、担当。そちらと協議していただいて、収集場所等を、地区で再検討していただければありがたいと、このように思います。

2点目の、曜日によって休日でもと言いますか、月曜日ですから、月曜日が祝日になったら、休みになります。曜日によっては、休日でも特別に収集してほしいということでございます。

一般廃棄物の処理でございますが、処理法第6条に基づきまして、一般廃棄物処理計画を作成しております、その計画をもとに、収集、運搬、処分も行っているところでございます。

濱田議員おっしゃられるように、確かに祭日等を考えてみますと、月曜日の休日というのは、非常に多いと思います。

20年度の月・木と火・金の休日を調べてみ

ますと、月・木が7回あります。それから、火・金が5回、休日になっております。そういうことで、月曜日の休日は多いわけでございますが、特別収集は、原則として、1つの週のうち、2回収集できない日がある場合に、収集を行うというふうにしております。

例えば、火曜と金曜日が2回集めるということで、火曜と金曜日が、その週全部集められない、祝日だといった場合には、特別にその1回は収集するというふうなことにしているということでございます。

清掃公社に委託しまして、年間の処理計画をもとにして業務を行っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そのような週は、もう暦の中でわかっているわけでございますので、ぜひ事前に、減量に心がけていただきたいし、ごみの排出抑制にもなると思っておりますので、そういったことでご理解を願いたいと。

いずれにしても、資源ごみの分別収集をすること、それからごみの減量化というものを、私どもも最大限、目標に掲げております。どうか、そういったことにもご協力を願いたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

市の事情、公社の体制もよくわかっているつもりでおりますが、しかし、独居老人で、本当に親戚も兄弟もない。また、体の不自由な老人のことを思うと、何とかしてやりたいというように、かられます。

特別な事情等があり、独居老人に対しては、たとえ収集車が通り道であり、なおかつ民生委員、地区長等が認めた独居老人であれば、袋に名前等を書いて、収集していただくことができないか、そのように思っております。

私の知っているところで、何人かの方がいつてきたんですけれども、例えば独居老人で2階におる人なんか、それもエレベーターもない、そして外の階段を歩いて、この間もごみを出しているときに、ごみ袋が裂けたと。それを何とか、ごみをとらんといかんと思たら、転倒してけがもされたというようなあれも聞いております。

そういうような弱者のために、でき得れば、自分とこの家の窓口のところで収集してもらうとか、そういうこともまたできないかと、このように思っています。

そして、2点目の特別収集でございますが、これは経費のこととか、いろんなことがありまして、なかなかできないのであろうと、私もそのように感じておりますが、せめてそういう独居老人とか、そういう弱者のために、ごみ袋に名前を書いて、それをとっていただくと。自分とこの住居前でとっていただくというようなことも、ぜひとも考えていただきたいと、このように考えております。

2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の再質問にお答えをいたしますが、最初の答弁と、余り変わらない形でまことに申しわけないでございます。

いろいろな事情もお聞きをいたしました、先ほどと同じで、地区長さん等に事情を説明して、協議をしながら、関係課、環境課でございますが、収集方法につきましては、地区長中心に協議していただきたい。

これが、地域での助け合いの1つにもなっていくんじゃないかなというふうに思いますし、ぜひ、濱田議員のおっしゃることは、非常に理解はできます。体の不自由な方、お一人で暮らしておられるということでの、ごみ収集とい

うことでございますから、非常に理解はできるんですが、個別個別個別にやっていると、本当に大変な量になって、集める時間も非常に煩雑になってまいります。

持ち込み等、それからステーションでの、何というか、異臭がするとか、余り長いことおけないものですから。

そういったこともございますので、ぜひ、お一人おひとりのニーズはわかるんですが、やはりステーションをつくっているということ、それから地区で、やっぱりそういったことをどうしていくかということも、市役所の担当課と一緒にあって、打ち合わせをしていただければありがたいと思いますので、どうかその辺、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、3回目の質問というよりは、これは答弁は要りませんけれども、宿毛市におきましても、ご多聞に漏れず、少子高齢化に入り、独居老人、体の不自由な方々、病弱な人たちのために、できる限りのご配慮をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時37分 散会

平成20年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成20年6月18日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第17号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第17号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	夕部政明君
次長	児島厚臣君
議事係長	岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日まで陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第1「議案第1号から議案第17号まで」の17議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

これより、本議会に提案されました議案についての質疑を行いたいと思います。

質疑の内容は、議案第7号別冊の平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

総務文教常任委員会にかかる分野における内容について、3点ほど所管の課長に対して質疑を行ってまいります。

まず、1点目でありますけれども、ページ7ページ、県支出金の第2項県補助金、8目、1節と2節の小中学校補助金についてであります。

高知県山の学習支援事業費補助金として、小学校では7万6,000円、中学校では15万円が歳入に計上されておりますが、総合学習の中で行おうとするものと思います。どのような学習をしようとしているのか。

例えば、山の問題と漁業は、大変深いかかわりがあります。単に山の学習のみではなく、海とのかかわりを持った、連携した学習をするような内容も、この補助対象に含まれておるのか、

お伺いします。

そして、この補助事業の内容について、ご説明をいただきたいと思います。

2点目であります、ページ9ページ。総務費の第1項総務管理費、9目19節の負担金補助及び交付金についてであります。

地域特産品開発支援事業補助金として、高知県元気のでる市町村総合補助金5,000万円と、宿毛市の一般財源から3,000万円、合わせて8,000万円が計上されております。

宿毛市の大変厳しい財政状況の中にあつて、このような多額の予算を執行をしようとするものであります。市長の政策判断であろうかとは存じますが、8,000万円もの税金を投資してまで行おうとするからには、宿毛市の活性化に向けて、相当の効果が期待されるものと考えます。

市長の説明によりますと、新たに設立されました株式会社すくも酒造に補助しようとするものであります。

株式会社すくも酒造の経営計画を十分に精査をする中での補助であろうかと存じますが、会社の代表者、資本金、並びに免許の内容と経営の見通し、この会社の建設場所をお示しいたきたいと思います。

そして、この補助金をもって、宿毛市に会社を設立し、酒造することにより、現在、720ミリリットルで1,500円と1,600円の大変高価な小売価格の設定であります、どれくらいの小売価格に設定しようとしておるのか、お伺いをいたします。

市民の皆さんも、大変大きな関心を持っておりますので、よろしくお願いをいたします。

3点目であります。ページ9ページ。

第2款総務費の第1項総務管理費、15目15節工事請負費についてであります。

津波避難道整備工事費145万1,000円

が計上されておりますが、どの地区における避難道整備のための工事であるのか、お示しをいただきたいと思っております。

あわせて、今日までに宿毛市において何カ所整備をされたのか。そして、今後の予定については、どのような計画になっておるのか、お伺いをいたします。

1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 学校教育課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、ページ数で7ページの款・項・目、14・2・8・1と2節の高知県山の学習支援事業費補助金の内容でございますが、ページ、歳出で、ページは14ページの中で、教育費、それから第3項の中学校費、それから2項の小学校費、それから2目の教育振興費。

その中で、小学校におきましては、7万6,000円の補正をお願いしております。

この内容につきましては、栄喜小学校で環境学習をするわけなんです、8節で2万円を計上しております。この内容につきましては、間伐作業とか、炭焼き体験、木工学習、それからふるさとについての学習を実施をします。

それから、11節につきましては、看板等を作成するためのペンキ代等であります。

それから、12節につきましては、役員費2万6,000円を計上しておりますが、運転手さんの、バスで実施する場合の日当です。

それから、同じく中学校につきましては、9・3・2の教育振興費、ここにつきましては、橋上中学校で事業を実施をします。

8節につきましては、地域学習をするための、内容につきましては、地域の食文化の体験、それから間伐体験、それからシイタケのこま打ち、

巣箱づくり等を実施するための講師の謝金であります。

9節につきましては、講師をお願いする場合の旅費でございます。

それから、11節につきましては、主に看板作成と、それから巣箱をつくるための材料費であります。合計で15万を計上をお願いしております。

海にかかわる事業ということですが、どちらにしましても、間伐等、川、海につながる事業になります。

それから、栄喜小学校につきましては、ふるさとの内容についての学習ですので、自然と海ともかかわってくるようになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ9ページを見ていただきたいと思っております。

お手元にも資料をお配りしておりますが、松浦議員さんの質問の順番に従って、お答えしていきたいと思っております。

まず、株式会社すくも酒造の代表者でございますが、住岡榮作様という方で、元郵便局の職員である方と聞いております。

資本金につきましては、500万円、100株の株式で成り立っております。

会社の建設場所でございますが、宿毛市松田町の7番2号でございます。

それと、4点目の価格設定でございますが、地元で生産することによる価格を抑えた形で、現在のところ、1,260円、720ミリリットルでございますが、それを予定しております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、4番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第7号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）。

9ページ、2款1項15目、防災対策費の15節津波避難道整備工事費145万1,000円について、工事の場所、工事内容、またこれまでの避難道整備の実績及び今後の計画についてのご質問であったかと思いますが、お答え申し上げます。

今回、補正をお願いいたしております津波避難道整備工事は、2カ所を予定いたしております。

1カ所は、田ノ浦地区でございます。事業概要といたしましては、延長40メートル、幅員1メートルのコンクリート簡易舗装工事、並びにガードパイプの設置工事でございます。事業費といたしましては、73万8,000円を予定をいたしております。

2カ所目は、大海地区でございます。延長30メートル、幅員0.8メートルの、同じくコンクリート簡易舗装並びにガードパイプの設置工事でございます。事業費といたしましては、71万3,000円を予定をいたしております。

財源といたしましては、高知県の、みんなで備える防災総合補助金72万5,000円、及び一般財源72万6,000円を計上いたしております。

次に、これまでの避難道整備の実績でございますけれども、この事業は、平成15年度から行っておりまして、19年度までの5年間で14カ所の整備を行っております。総事業費といたしましては、1,498万6,000円となっております。

それから、今後の計画でございます。この今後の避難道の整備計画につきましては、各地区

で組織をしていただいております自主防災組織が、それぞれ避難訓練等を毎年行っております。その避難訓練を行うことによりまして、いわゆる整備の必要な箇所というものが明らかになった時点で、地域の方とも協議いたしながら、整備計画を立てていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 地域特産品の開発支援事業の中で、私、経営の見通し等についても質問したかと思うんですけども、そこらあたりの免許の内容、月にどれぐらいつくる、酒造できるのか、そこらあたりも含めてですね。

それと、経営の見通し、そこらあたりも精査をして、補助金を出しておるといふふうに理解をしますけれども、お示しをいただけたらと思います。

ほかの点については、いいです。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の質問にお答えします。

経営計画につきましては、お手元の資料、9番をごらんいただきながら、説明を聞いていただきたいと思っております。

まず、生産についてでございます。

まず、1年目につきまして、本年度にあたりますが、稼働率を約50パーセントぐらい。ちょっと期間もないもので、50パーセントといたしまして、販売目標本数を5万6,000本、それから2年目につきましては、稼働率90パーセントとして、約10万本。それから、3年目に至っては、100パーセントの稼働率ということで、11万1,000本を予定しております。

ただし、この数字は、販売目標額でございま

して、経費の分につきましては、これの90パーセント、一応、売れるというふうな見込みで考えております。

それから、生産につきましてでございますが、生産は、48工程で、約5万6,000本を生産する予定でございますが、約、1工程が18日ぐらいで、48回繰り返して、約50キロリットルを生産する予定でございます。

それと、この1年目から、プレミアの、年代をちょっと置いた形で販売する目的で、3年を寝かす予定で、約、製造1割分を、ずっと寝かして、4年目から販売する予定で計画しております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。

これは質問ではないわけですが、この開発支援事業についてであります。初めての試みでもあり、私としても、大変大きな不安もあります。このような多額の補助金を投資をするからには、宿毛市の活性化並びに地場産品の育成を図る上からも、成功されなければなりません。

経営には、直接関与はできないと思いますが、市長は、金も出せば口も出すと、日ごろより言われております。行政サイドで気がついたところは、積極的に助言をしていくことも重要であるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、質疑を行います。

私が行いますのは、議案第7号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の1議案であります。

まず、9ページ、2款1項1目一般管理費の

中の本庁舎トイレ改修工事90万円、及び庁舎喫煙所設置工事費26万1,000円について、その内容と、なぜこの時期に補正予算であがってきたのかについて、ご説明をお願いします。

続きまして、同じく9ページ、2款1項3目行政チャンネル番組制作委託料982万8,000円について、その番組の内容についてご説明をお願いします。

続いて、同じく9ページ、2款1項9目開発推進費の地域特産品開発支援事業補助金8,000万円についてですが、先ほどの松浦議員の質疑で大体理解できましたが、もう少しお聞きいたしたいと思っております。先ほどもありましたが、県から高知県元気のでる市町村総合補助金として5,000万円、宿毛市から3,000万円の合わせて8,000万円が、株式会社すくも酒造に託されます。

今議会で取り崩しを行う財政調整基金の3,947万9,000円のうちのほとんどが、これに与えられるわけですが、この会社の公共性、そして会社が設立することによって、宿毛市に与えるそのメリットについて、どのように考え、分析をしておられるのか、ご説明をお願いします。

また、資料はいただきましたが、全体事業費についても、ご説明をしたいと思います。

続きまして、同じく9ページ、2款1項21目、宿毛地区地域安全協議会車両購入補助金53万2,000円についてその理由と使用目的、購入方法について、ご説明をお願いします。

続きまして、14ページ、9款4項2目文教センタートイレ改修工事費60万円について。これも、2款の総務費の本庁舎トイレ改修工事と関連しているかもしれませんが、その内容と、なぜこの時期に補正予算であがってきたのかについて、ご説明をお願いします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第7号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）。

9ページ、2款1項1目一般管理費の15節、本庁舎トイレ改修工事費並びに庁舎喫煙所設置工事費につきまして、その内容、それから、今この時期になぜかということでございますけれども、まず、内容につきまして、ご説明申し上げます。

市役所本庁舎のトイレにつきましては、1階の男女と、3階の男子トイレに、それぞれ1基ずつですけれども、洋式化を行っております。

しかしながら、2階及び3階の女子用は、これまでどおり和式のままというふうになっております。

高齢化の進行もあわせて、市民の方からも、市役所、高齢の方、あるいは足のご不自由な方が、2階あるいは3階等で用事があった場合に、洋式を使う場合には1階まで行かなきゃいけないというようなことがございまして、今回、補正ではございますけれども、予算を計上させていただいたということでございます。

2階の男女それぞれに1基ずつと、それから、3階の女子に1基で、1基当たり30万を予定いたしております、合計で90万ということでございます。

それから、庁舎喫煙所の設置工事費26万1,000円につきましてでございますけれども、受動喫煙の問題が大きく叫ばれて、今議会的一般質問でも質問がございましたけれども、愛煙家はたばこを好んで吸われているんですけども、いわゆる役所の中でたばこを吸われない方が受動的に、受動喫煙をするということは、行政としても、それは可能な限り避けていかなきゃならないということで、これまで空気清浄機を設置して、喫煙を庁内で認めていたんですけ

れども、完全な分煙化ができてないという指摘もございまして、今回、庁舎外に、市役所の庁舎の北側の入り口の横にスペース、約2坪ほどのスペースがございますけれども、そちらに簡易の屋根と、それから風よけの壁を設置して、そちらで喫煙をしていただくという予定にいたしておりますので、よろしくご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

済みません、それから、同じく9ページの2款1項21目諸費の、宿毛地区地域安全協議会車両購入補助金53万2,000円についてでございます。

この地域安全協議会につきましては、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指しまして、地域住民が協力して、自主防犯意識の向上と地域安全活動の推進を図るために組織をされているものでございまして、宿毛市並びに大月町、三原村の行政も、構成員として参加をいたしております。ちなみに、会長が市長となっておりますけれども。

このために、協議会の活動の財源として、当初予算にも151万7,000円の負担金を計上させていただいておりますけれども、今回、この補正に至りましたのは、これまで、最近、特に振り込め詐欺等で高齢者の方が被害に遭われる機会が多うございます。ということで、その地域安全協議会として、市内の独居老人等、市内と言いますか、大月、三原も含めてでございますけれども、高齢者にそういう啓発活動を行っております。

これまででは、地域安全協議会が雇用している職員の私用車を利用して、そういう活動を行っていたと。

ということで、過日行われました20年度の協議会の総会におきまして、協議会として、やっぱり活動するための乗用車が必要であるとい

う総会の議決を経まして、協議会から3市町村に対して補助の要請がなされました。

3市町村の協議した結果、どうしても必要な事業でもあるし、協議会の活動を活性化するためにも必要だということで、今回、予算計上させていただいた次第でございます。

全体事業費につきましては、80万8,060円でございます。それで、このうち20パーセントを均等割、80パーセントを人口割として3市町村で案分をいたしております。

ちなみに、宿毛市が53万1,465円、大月町が18万5,433円、三原村が9万1,162円、合計80万8,060円となっております。

車の購入につきましては、中古車を購入したいというふうに、協議会の方から承っておりますので、協議会の方で中古車を購入することになろうかと思っております。

よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、中平議員の質問にお答えします。

議案第7号別冊、平成20年度一般会計補正予算（第2号）、ページ9ページ。

2款1項3目、982万8,000円の委託料についてでございます。

目的といたしましては、一般質問にもございましたように、宿毛市には何でもあるというふうな認識を、改めて市民の方にしていただきたいという目的がございまして、宿毛にある自然を、まず市民にサイクリング、ウォーキング、カヌーと、いろんな形で認識とか体験してもらうことで、何もない宿毛からいっぱいある宿毛に意識改革をってもらうことを目的といたしまして、市民一人ひとりが宣伝マンとなって、宿毛市以外の皆さんにも体験していただくこと

で、宿毛の活性化につなげていこうという目的で、今回、計上させていただきました。

今回は、ケーブルテレビで放映、1番組を5回予定しておりますが、12の場所を選定して、撮影をし、順次放送していく予定でございます。

番組の場所についてでございますが、遍路道で有名な松尾峠、それから冬の樹氷のきれいな篠山等、計12カ所予定しております。

続きまして、2款1項9目開発推進費の19節補助金につきましてでございます。公共性、メリット、それから事業内容について、順次ご説明させていただきます。

平成17年度に、市民団体が立ち上げの段階で地域振興という目的を1つの目的として、すくも夢いっぱい会が結成されました。

今回は、宿毛の魅力を再発見、創造することで地域の活性化につなげることを目的といたしまして、その1つに焼酎部会がありました。

宿毛産の芋を活用した焼酎が製品化をされまして、現在、一部の酒造会社さんの方で売られております。そのため、新たな地域産品として焼酎が生まれたわけでございますが、この特産品としての芋を、農作物として育てることによって、現在、遊休地であるところを解消したりとか、それから、市場価格よりも、若干、高めの買取価格で、農家所得の向上等を図る目的で考えております。

事業の内容でございますが、まず、設備投資でございます。事業規模としましては、1億100万を予定しております。まず、借上予定の倉庫の改修費1,500万円、焼酎製造にかかるプラント設備が7,000万円、電気設備等におきまして1,500万円、それと什器、備品等で100万円を予定しております。

運転資金につきましては、現在、3,900万を予定しております。4年目から単年度黒字を予定しております。

資金計画につきましては、県の元気がでる総合補助金が5,000万円、市の補助金が3,000万円、合わせて8,000万円と、市中銀行からの借入金6,000万円、資本金となります自己資金が500万円、計1億4,500万でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

7番、中平議員の質疑にお答えをいたします。議案第7号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）。

14ページの文教センター管理費、9款4項2目の15節工事請負費、文教センタートイレ改修工事費60万円の内容について、ご説明をいたします。

これは、このほど、文教センターの施設の見直しを行う中で、文教センター2階にありますトイレに、洋風の便器が設置されていないということから、本庁舎と同様の理由から、高齢の方を初めとします利用者の利便性の向上を図るということを目的に、男女のトイレにそれぞれ1基、計2基の洋風便器を改修しようとするものであります。

以上であります。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 各課長から詳しい説明をありがとうございました。

1点につきまして、再質疑をを行いたいと思います。

その1点は、地域特産品開発支援事業費補助金の8,000万円についてですが、ただいまこちらについても課長から大変詳しいご説明をいただきました。そして、けさ、その内容について、こういった書いた物もいただいております。

す。

それに基づきまして、若干質疑をしていきたいと思いますが、先ほど、課長の話からもありましたが、この会社に対して、補助金を出すことに対して、農産物の振興、そして会社の設立の経過から考えましても、芋は宿毛市内の芋を使う、こういうふうなお話がありました。

そして、先ほどの松浦議員の説明の中で、初年度の製造は720ミリリットルの焼酎を5万6,000本つくる予定であるというお話もお聞きをいたしました。

ちょっと、今、計算をしましたので、間違っているかもしれませんが、これは、40キロリットルに値するのではないかなというふうに思います。

そして、聞くところによりますと、この40キロリットルをつくるのにあたりまして、芋の方が44トン必要であるというふうに聞いております。この芋についてですが、現在、宿毛市にこれだけの芋を製造しているのか。また、もし製造していなければ、どのような計画で、この原材料を仕入れようとしているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、中平議員の質問にお答えします。

芋焼酎の製造につきましては、概算で、こちらにもありますが、約、芋1トンで焼酎1キロリットルというふうな、単純な考え方でよろしいかと思います。

当初計画、稼働率50パーセントでいきますと、約50キロリットルということになります。50トンの生産というふうな形になっております。

宿毛市の芋、サツマイモ、芋全体についての製造について触れたいと思いますが、現在、宿

毛市内で約239トンの生産がなされておりまして、主に生食とか、それから菓子製造業者さん等に出荷される一方で、地元ではヒガシヤマ干菓として加工されて、お土産とか贈答用として販売されております。

平成17年度から、焼酎の原料として約6トンが、九州の方の製造業者の方にも流れていた経過がございまして、特産としての芋の製造については、計画として平成22年度には、栽培面積約2,250アール、栽培戸数190戸、生産高450トンを見込んでおります。

現在、すくも夢いっぱい会の中にも、芋製造に携わってこられた方もおります。その中で、これまでの経過では、若干、市外の芋も使われた経過もあるようではございますが、原則として、宿毛市内で生産される芋を計画しております。

すくも夢いっぱい会のメンバー以外にも、この芋焼酎の製造に協賛していただける方もございまして、その方の協力を得る中で、確保する計画でおります。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、詳しい説明をありがとうございました。

課長のお話の中にもありました。休耕地をまた耕したり、そして転作をすることによって、農家の皆さんが、宿毛市の農家の皆さんが、高い値段でこの地元に工場があるということで、芋が売れて、そしてそういったことが振興につながっていく、そういった思い、そういったものが、この補助金の根底にあると思いますので、ぜひ産業振興課とも連携をとりながら、宿毛市で芋をたくさんつくってもらえるような形に努力していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で通告による質疑

は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第11号まで」の11議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第11号まで」の11議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第12号から議案第17号まで」の6議案は、お手元に配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、6月19日は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、6月19日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

6月19日は休会し、6月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時41分 散会

陳 情 文 書 表

平成20年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 9号	平成 20. 6. 13	7月のG8サミットにおいて 核兵器廃絶を議題とすること を求める意見書の提出につい て	平和行進高知県実行 委員会 代表委員 野崎英 明 外5 名	総務文教
第10号	20. 6. 16	障害者自立支援法の抜本的な 改正を求める意見書の提出に ついて	あした葉会 みちくさクラブ代 表 和田里 江	産業厚生

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成20年6月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

議案付託表

平成20年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (5件)	議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第17号	宿毛市ふるさと寄附金条例の制定について 宿毛市ふるさと寄附金基金条例の制定について 宿毛市税条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
産業厚生 常任委員会 (1件)	議案第16号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

平成20年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第10日（平成20年6月20日 金曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第17号まで
（議案第1号から議案第11号まで、討論、表決）
（議案第12号から議案第17号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第8号外2件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書の提出
について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第17号まで
- 日程第2 陳情第8号外2件
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 7番 有田都子君 | 8番 浦尻和伸君 |
| 9番 寺田公一君 | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 12番 西郷典生君 |
| 13番 山本幸雄君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局長 夕部政明君
- 次長 児島厚臣君
- 議事係長 岩村研治君

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君
副 市 長 岡 本 公 文 君
企 画 課 長 岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長 出 口 君 男 君
市 民 課 長 弘 瀬 徳 宏 君
税 務 課 長 美濃部 勇 君
会 計 管 理 者 兼 小 島 秀 夫 君
会 計 課 長
保 健 介 護 課 長 三 本 義 男 君
環 境 課 長 岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長 小 栗 幹 夫 君
産 業 振 興 課 長 頼 田 達 彦 君
商 工 観 光 課 長 立 田 明 君
建 設 課 長 安 澤 伸 一 君
福 祉 事 務 所 長 沢 田 清 隆 君
水 道 課 長 豊 島 裕 一 君
教 育 委 員 長 奥 谷 力 郎 君
教 育 長 岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼 小 島 正 樹 君
学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長
兼 宿 毛 文 教 有 田 修 大 君
セ ン タ ー 所 長
学 校 給 食 岡 村 好 知 君
セ ン タ ー 所 長
千 寿 園 長 村 中 純 君
農 業 委 員 会 小 野 正 二 君
事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 土 居 利 充 君
会 事 務 局 長

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第17号まで」の17議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、「議案第1号から議案第4号まで」の4議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号から議案第4号まで」の4議案は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。よって「議案第1号から議案第4号まで」の4議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第5号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第5号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。よって「議案第5号」は、これに同意するこ

とに決しました。

これより「議案第6号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第6号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。よって「議案第6号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第7号から議案第11号まで」の5議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第7号から議案第11号まで」の5議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第7号から議案第11号まで」の5議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第12号から議案第17号まで」の6議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（有田都子君） 総務文教常任委員会に付託されました議案審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第12号、13号、14号、15号及び17号の計

5議案であります。

議案第12号は、宿毛市ふるさと寄附金条例の制定についてであります。

本案は、宿毛市が地域振興を図るために推進する事業に対し、市外、県外の宿毛出身者等に広く寄附金を募り、その財源を活用して、寄附者のふるさと宿毛への思いを具体化することにより、個性あふれるふるさとづくりのための各種事業を推進することを目的として、条例を制定しようとするものです。

なお、寄附者には、居住地での一定の税控除も制度化されております。

議案第13号は、宿毛市ふるさと寄附金基金条例の制定についてであります。

本案は、議案第12号に関連いたしまして、宿毛市ふるさと寄附金条例に基づき、寄附されました寄附金を適正に管理し、運用することを目的として宿毛市ふるさと寄附金条例をあわせて制定しようとするものです。

続きまして、議案第14号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

主な改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日から施行されたことにより、ふるさと寄附金控除の制度が新たに創設され、5,000円を超える寄附を出身地等の地方自治体に行った場合、住所地において、寄附金控除として住民税の1割程度、住民税から控除されることとなりましたので、税条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

主な改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成20年4月30日から施行されたことに伴い、基礎課税額の限度額を56万円から47万円に、後期高齢者支援金等課税額を12万円に定める改正及び後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険の複数人世帯で、

他の被保険者が後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険の単身世帯となる世帯については、5年間世帯別平等割額を2分の1軽減しようとするものであります。

議案第17号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

橋上町楠山日平地区は、テレビ放送の難視聴地域として、共聴施設を設置し、地区で運営していますが、地上デジタル放送に対応した施設として、改修、整備を必要としており、その事業の実施に当たり、辺地対策事業債の申請を行うために、総合整備計画を作成しようとするものであります。

以上、5議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員会に付託されました議案審査のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第16号の1議案であります。

議案第16号は、宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては、これまで診療報酬の算定方法は、厚生労働省告示により行っており、告示があるたびに条例改正が必要でありましたが、この算定方法が平成20年3月31日付で改正されたことに伴い、告示で内容が変更されても、条例の一部を改正しなくて済むように、第4条第2項の中の診療報酬の算定方法を、「厚生労働大臣が定めた算定方法」に条例の一

部を改正しようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第12号から議案第17号まで」の6議案を、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第12号から議案第17号まで」の6議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第8号外2件」の3件を一括議題といたします。

これより「陳情第9号」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（有田都子君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情の審査結果につきまして、ご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情は、平和行進高知県実行委員会代表委員 野崎英明氏ほか5名から提出されました「7月のG8サミットにおいて核兵器廃絶を議題とすることを求める意見書の提出について」の1件であります。

審査の過程におきましては、核不拡散のみならず、核廃絶を議題とすることは是であるという意見。核廃絶は理想であり、現状において核保有国にあっても、核不拡散への取り組みの中で、縮小に向けた努力も継続していることから、今回の意見書は不要ではないかとの意見。また、核廃絶は、全世界が求めていることではあるが、目前に控えている7月開催G8サミットに対しての提出は、おくれも含めて、時期の配慮に欠ける等の意見が出される中、賛成少数で不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第9号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） おはようございます。5番議員の浅木ですが、先ほどの報告に対して、反対の立場で討論を行います。

陳情受理番号第9号について、不採択と決したと委員長報告がありましたが、これに反対する立場から討論します。

この陳情は、高知県の平和団体が日本政府に対して、7月に北海道の洞爺湖で開催される主要国首脳会議、いわゆるG8サミットにおいて、核兵器廃絶を議題にするよう求める意見書の採択を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

内容は、このサミットが、環境と気候変動など、4つの分野をテーマにしており、その中に核不拡散問題はあるが、核兵器廃絶は議題に含まれておりません。

被爆経験を持つ国の政府として、核兵器廃絶も議題に加えるよう求める意見書の提出を要請してきたものであります。

これまでのサミットでは、NPT会議や、国連での核兵器廃絶の合意にもかかわらず、核不拡散問題のみテーマに取り上げてきました。

今回も、また拡散問題だけをテーマにし、核兵器廃絶については議論しようとしておりません。

核保有国をふやさないことは大切ですが、それとあわせて、現在、地球上にある核兵器をいかになくするかも含めて、重要な問題であります。

今、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリスなどの5カ国が持つ核兵器の総数は、およそ2万6,000発もあり、そのうちの約半数をアメリカが保有しているようであります。

こうした核兵器保有国は、自国の核を廃絶する取り組みをしないばかりか、核を持たない国に対して、核兵器の先制使用論で威嚇しながら、新たな核保有国ができないようにと拡散防止のみを叫んでいるのであります。

これに対し、昨年12月の国連総会では、核保有国に核兵器の即時発射態勢を解くよう求める決議が、アメリカ、イギリス、フランスの3国が反対したものの、139カ国の賛成で可決されました。

また、皆さんよくご存じのキッシンジャーアメリカ元大統領補佐官など、4氏が核兵器のない世界を、核保有国の共通目標にするよう呼びかけるなど、核廃絶への動きは、日々大きくなっています。

63年前に、アメリカが我が国へ投下した原

爆は、今日なら小型核兵器と呼ばれる程度の威力でしたが、その年のうちに広島で14万人、長崎で7万人の人々の命が奪われ、28万人が障害や病気で治療を要する状態となりました。

被爆した人々は、今日でも後遺症に苦しみ、原爆症の認定を求めて裁判をしていることは、皆さんご存じのとおりであります。

今回のサミットが、世界最初の被爆国日本で行われることからしても、核兵器完全廃絶に向けて、各国と話し合うことが、日本政府の責務であります。

こうしたことから、私は核不拡散だけでなく、核兵器廃絶も議題に含めるよう、日本政府に求めることは、極めて大切なことだと考えます。

この陳情を採択し、意見書を政府に提出する意義を訴え、皆さんの賛同を求め、討論を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第9号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

「陳情第8号及び陳情第10号」の2件については、産業厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審

査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、「意見書案第1号後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書の提出について」を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 閉会のごあいさつを申し上げます。

去る6月11日に開会いたしました今期定例

会は、本日までの10日間、議員の皆様方におかれましては、連日、ご熱心にご審議をいただき、ご提案申しあげました17議案につきまして、それぞれ原案のとおりご決定をいただき、まことにありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重な意見、ご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康にご留意をされまして、より一層のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（宮本有二君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成20年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 宮本有二

宿毛市議会副議長 寺田公一

議員 野々下昌文

議員 松浦英夫

平成20年6月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第12号	宿毛市ふるさと寄附金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市ふるさと寄附金基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第14号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第17号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当

平成20年6月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第16号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成20年6月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 9 号	7月のG8サミットにおいて核兵器廃絶を議題とすることを求める意見書の提出について	不採択	不 適 当

平成20年6月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第 8号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
陳情第10号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成20年6月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成20年6月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成20年6月20日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成20年6月20日

提出者 宿毛市議会議員 中川 貢
賛成者 宿毛市議会議員 松浦英夫
" " 有田都子

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書

2006年6月に成立した医療制度改革関連法により、この4月から75歳以上の後期高齢者を対象として、後期高齢者医療制度が新たに実施された。

この制度は、年金により生活の糧を得ている多くの高齢者に新たな負担を生じさせ、また年金から保険料が強制徴収されることや、保険料を払えない場合には保険証を取り上げて資格証明書を発行し、医療機関の窓口で一旦医療費全額を負担させること、さらに2年ごとに保険料が見直しされることから、将来さらなる負担増が予想されるなど数々の問題を含んでいる。

本制度は、高齢者の暮らしと健康維持にとって重大な悪影響を及ぼすとともに過酷な負担が生じることは必至であり、高齢者の生活は一層厳しさを増すことが懸念される。

今日の我が国の繁栄の礎を築くため尽くしてこられた人々の老後の生活に不安を生じさせることにもなる。

よって、本議会は、高齢者に大幅な負担増をもたらし、生存権をも脅かすことになる後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成20年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 2 番 西郷典生君	1 空母艦載機着陸訓練施設設置について（市長） 2 イージス艦入港時の警備について（市長）
2	4 番 松浦英夫君	1 イージス艦の寄港問題について（市長） 2 福祉行政について（市長） 3 限界集落について（市長） 4 キャリア教育について（教育長）
3	3 番 野々下昌文君	1 行政情報の提供について（市長） （1）防災行政無線のメール配信について 2 教育行政について（市長、教育長） （1）問題行動調査結果について
4	2 番 岡崎利久君	1 観光行政について（市長） 2 教育行政について（教育長） 3 宿毛フルマラソン大会（仮称）について（市長）
5	1 4 番 中川 貢君	1 市営住宅の耐震対策について（市長）
6	5 番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）米軍艦の宿毛湾再入港について （2）農業振興と自給率向上について 2 タバコ被害の対策について（市長、教育長）
7	1 1 番 濱田陸紀君	1 環境問題について（市長） （1）高齢者のごみ収集について （2）休日収集について

平成20年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月20日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月20日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	6月20日	承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について	6月20日	承 認
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月20日	同 意
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月20日	同 意
第 7 号	平成20年度宿毛市一般会計補正予算について	6月20日	原案可決
第 8 号	平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	6月20日	原案可決
第 9 号	平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	6月20日	原案可決
第10号	平成20年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	6月20日	原案可決
第11号	平成20年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	6月20日	原案可決
第12号	宿毛市ふるさと寄附金条例の制定について	6月20日	原案可決
第13号	宿毛市ふるさと寄附金基金条例の制定について	6月20日	原案可決
第14号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	6月20日	原案可決
第15号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	6月20日	原案可決
第16号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	6月20日	原案可決
第17号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	6月20日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 9号	7月のG8サミットにおいて核兵器廃絶を議題とすることを求める意見書の提出について	6月20日	不採択